

平成 21 年 度

# 日本薬剤師会会務並びに事業報告

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

## 第 I 会務報告

### 1. 会員数

(平成21年10月末現在)

会員総数 100,259人

A会費会員 53,035人 (対前年 487人減)

B会費会員 47,223人 ( " 676人増)

(正会員A: 51,361人, 正会員B: 47,223人,

賛助会員A: 1,674人)

準会員 0人 ( " 増減なし)

名誉会員 1人 ( " 1人増)

### 2. 各種会議開催状況

#### (1) 総会

○第71回通常総会 (21.8.22, 23)

於：東京・虎ノ門パストラル

報告第1号 平成20年度会務並びに事業報告

議案第1号 理事追加選任の件

議案第2号 平成20年度収支計算書及び財務諸表決算の件

議案第3号 平成20年度収入支出決算に伴う剰余金処分の件

議案第4号 医薬分業事業等積立資産取崩の件

議案第5号 平成21年度補正予算の件

議案第6号 日本薬剤師会館(仮称)建設に向けた対応の件

議案第7号 平成21年度事業計画追加の件

議案第8号 名誉会員の件

いずれも報告通り承認, 提案通り議決された。

○議事運営委員会(総会会期中の会議を除く)

(21.7.2) 1回

○第72回臨時総会 (22.2.27, 28)

於：東京・ホテルイースト21東京

報告第1号 平成21年度会務並びに事業中間報告

議案第1号 平成21年度第2次補正予算の件

議案第2号 平成22年度事業計画の件

議案第3号 平成22年度会費額に関する件

議案第4号 平成22年度収入支出予算の件

議案第5号 平成22年度借入金最高限度額の件

議案第6号 会長選挙の件

議案第7号 副会長選挙の件

議案第8号 監事選挙の件

報告第1号及び議案第1号から8号は報告, 提案の通り議決された。

なお, 議案第6号は会長に児玉孝を選出。議案第7号は副会長に, 生出泉太郎, 土屋文人, 七海朗, 山本信夫, 前田泰則を選出。議案第8号は監事に, 菊池清二, 中本行宣, 楠正(外部監事)を選出した。

○議事運営委員会(総会会期中の会議を除く)

(22.1.14) 1回

○第73回臨時総会 (22.3.29)

於：東京・日本薬剤師会会議室

議案第1号 理事選任の件

提案通り議決された。

#### (2) 理事会

(21.4.15, 5.27, 7.1, 8.21, 10.10, 11.18, 22.1.13, 2.26) 8回

#### (3) 常務理事打合せ

(21.4.7, 4.14, 4.21, 4.28, 5.12, 5.19, 5.26, 6.2, 6.9, 6.16, 6.23, 6.30, 7.7, 7.14, 7.21, 7.28, 8.4, 8.18, 9.1, 9.15, 9.29, 10.6, 10.20, 10.27, 11.4, 11.10, 11.17, 11.24, 12.1, 12.8, 12.15, 12.22, 22.1.6, 1.12, 1.19, 1.26, 2.2, 2.9, 2.16, 2.23, 3.9, 3.16, 3.23, 3.29) 44回

#### (4) 監事会

(21.6.4, 12.2) 2回

#### (5) 都道府県会長協議会

(21.5.27, 7.1, 10.10, 22.1.13) 4回

#### (6) 顧問・相談役会

(21.7.9) 1回

#### (7) 常置委員会, 特別委員会並びに

その他会合打合せ会

(小委員会及び打合せ会等を含む, 開催日略)

・組織・会員委員会

1回

- ・法制委員会 4回
- ・医療保険委員会 5回
- ・生涯学習委員会 6回
- ・一般用医薬品委員会 4回
- ・職能対策委員会
  - 医薬分業検討会 7回
  - 高齢者・介護保険等検討会 4回
  - 地域保健検討会 5回
  - 医療事故防止検討会 3回
  - DEM事業検討会 5回
  - 情報システム検討会 2回
- ・薬局製剤・漢方委員会 7回
- ・調剤業務委員会 1回
- ・環境衛生委員会 5回
- ・編集委員会 7回
- ・DI委員会 5回
  - 薬価基準収載品目検討会 5回
  - 医薬品情報評価検討会 13回
- ・国際委員会 3回
- ・医薬品試験委員会 4回
- ・実務実習に関する特別委員会
  - 受入体制整備検討会 13回
  - 指導体制整備検討会 16回
- ・ドーピング防止に関する特別委員会 2回
- ・薬剤師の将来ビジョン策定特別委員会 2回
- ・公益法人制度改革検討特別委員会 18回
- ・日薬会館に関する調査研究特別委員会 2回
- ・日薬会館建設特別委員会 9回

- 部会) (寺脇康文)
- ・薬事・食品衛生審議会委員〔薬事分科会・医薬品再評価部会〕 (土屋文人)
- ・薬事・食品衛生審議会臨時委員〔動物用医薬品等部会〕 (寺脇康文)
- ・薬事・食品衛生審議会臨時委員〔医薬品等安全対策部会・一般用医薬品部会〕 (生出泉太郎)
- ・薬事・食品衛生審議会臨時委員〔食品衛生審議会新開発食品評価第三調査会〕 (東洋彰宏)
- ・薬事・食品衛生審議会臨時委員〔医薬品第一・第二部会〕 (清水秀行)
- ・社会保障審議会臨時委員〔医療部会〕 (山本信夫)
- ・社会保障審議会臨時委員〔医療保険部会〕 (岩月 進)
- ・社会保障審議会臨時委員〔介護給付費分科会〕 (木村隆次)
- ・中央社会保険医療協議会委員 (山本信夫・三浦洋嗣)
- ・薬剤師需給の将来動向に関する検討会委員 (児玉 孝)
- ・医薬品産業政策の推進に係る懇談会委員 (山本信夫)
- ・医療機器の流通改善に係る懇談会委員 (安部好弘)
- ・医療情報ネットワーク基盤検討会委員 (土屋文人)
- ・保険医療情報標準化会議構成員 (土屋文人)
- ・ジェネリック医薬品品質情報検討会メンバー (生出泉太郎)

**(8) 職種部会幹事会 (打合会等を含む, 開催日略)**

- ・薬局薬剤師部会 1回
- ・病院診療所薬剤師部会 4回
- ・製薬薬剤師部会 6回
- ・行政薬剤師部会 2回
- ・学校薬剤師部会 11回
- ・農林水産薬事薬剤師部会 1回
- ・卸薬剤師部会 10回

- ・社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会委員 (岩月 進)
- ・健康日本21推進全国連絡協議会幹事 (岩月 進)
- ・医療安全対策検討会議委員〔医薬品・医療機器等対策部会〕 (木村隆次)
- ・薬剤師試験委員 (森 昌平)
- ・医療用医薬品の流通改善に関する懇談会メンバー (森 昌平)
- ・家庭用品専門家会議委員 (森 昌平)
- ・薬剤師国家試験出題制度検討会委員 (森 昌平)
- ・医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報の活用に関する検討会メンバー (森 昌平)
- ・新薬剤師養成問題懇談会
- ・チーム医療の推進に関する検討会委員 (山本信夫)

**(9) 諸会合 (開催日略)**

- ・共済部 3回
- ・年金部 1回

**3. 公的委員等**

○厚生労働省関係

- ・健康日本21推進国民会議委員 (児玉 孝)
- ・医道審議会委員〔薬剤師分科会〕 (児玉 孝)
- ・厚生科学審議会委員〔疾病対策部会〕 (土屋文人)
- ・厚生科学審議会臨時委員〔地域保健健康増進栄養

- ・医薬品の安全対策などにおける医療関係データベースの活用方策に関する懇談会構成員 (生出泉太郎)
- ・全国地域包括ケア推進会議委員 (安部好弘)
- ・内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会委員 (岩月 進)

- ・再生医療における制度的枠組みに関する検討会委員 (土屋文人)
- ・終末期医療のあり方に関する懇談会参考人 (土屋文人)
- ・ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会委員 (秋葉保次)

○文部科学省関係

- ・薬学系人材養成の在り方に関する検討会委員 (生出泉太郎)

○内閣府関係

- ・大臣官房野口英世アフリカ賞募金委員会委員 (児玉 孝)
- ・食品安全委員会専門委員〔企画専門調査会・緊急時対応調査会〕 (生出泉太郎)

## 4. 会員の表彰等

### (1) 日本薬剤師会賞 (4名)

- (北海道) 利岡公正
- (東京都) 石井 明
- (山口県) 岡村榮三郎
- (大分県) 首藤靖生

### (2) 日本薬剤師会功労賞 (9名)

- (北海道) 森田瑞令
- (秋田県) 佐々木吉幸
- (茨城県) 島 尚敏
- (栃木県) 越川千秋
- (岐阜県) 篠田文彦
- (三重県) 吉田俊實
- (京都府) 永井喜美子
- (大阪府) 小田早苗
- (長崎県) 松永敏男

### (3) 日本薬剤師会有功賞

(個人：288名，団体：3団体)

【個人】

- (北海道) 片岡直太，加藤謙一，河合悦郎，川田邦義，木村道子，国分邦男，酒井茂一，佐野友則，柴田敦志，白倉則夫，田村清一郎，中明充，西村吉之助，羽田公一，原岡通晴，福岡利二，藤井幸江，本間ヨウ子，水谷愷一，山口サツ，吉田富雄，
- (岩手県) 宇夫方貞夫，及川典彦
- (宮城県) 阿部捷郎，伊藤立志，佐藤禮三，江戸力雄，大内文治郎，小川瑞重，萱場雍衛，草葉浩一郎，丹野仁，星司，本田隆，宮城浩一郎，山本次郎

- (秋田県) 川口律子，黒沢宗守
- (山形県) 福田清兵衛，矢野孝吉，山口勝敏，渡部たへ
- (福島県) 桜井辰彦，清水進，橋本哲夫
- (茨城県) 飯島昭夫，飯沼昭，海老澤賢一郎，大内恭子，佐々木三夫，寺門要五郎，仲田典子，根本彰久，矢板昱男，山本昭子，吉田澄夫
- (栃木県) 阿部行雄，岡部貞一郎
- (群馬県) 大澤幸三，橋本幸一
- (埼玉県) 青木泰子，江原房子，川田茂，新藤泰子，土屋久子，船崎嘉雄
- (千葉県) 鹿島佳枝，松澤孝明，三島あや子，山口典子，吉川貴司
- (東京都) 佐野武，矢野邦，小山榮光，西村光太郎，高谷光子，細田龍子，寺田久義，矢田守，西岡静枝，奥田允男，菊池宗和，中塚泰，三輪郁雄，下村リツ子，岡崎圭一郎，竹内時子，高田昌計，三好治枝，飛田恵子，宮尾隆二，秋山精一，前田智代子，山下錚一，小林晁寿，鈴木昭一，中原哲郎，田中寛，高橋伸行，岸知，栗太恒子，井澤賢一，神山久男，山田幸子，崎村都留子，辻川澄子，山本昭，上山麗子
- (神奈川県) 石田和枝，今井信子，今村サダ子，大村正子，金丸光代，木川敬三，白石信雄，杉本満子，鈴木幸雄，中村和義，永井武文，名倉貴美江，成川則夫，野島昭幸，古橋政史，宗形大，山崎栄子，山本カヨ
- (新潟県) 鈴木進，鈴木幸恵，長澤吉男，西野榮作，本間政雄
- (富山県) 石田和子，上田勇，奥田實，片口実，福村康二，牧野勇，結城隆，吉崎正雄
- (石川県) 片桐のぶ，松浦清
- (福井県) 小嶋友一
- (山梨県) 板山武廣，中村錦蔵
- (長野県) 浅川一幸，伊藤茂歳，梅垣和子，豊城達弥，前田誠夫，真島博志
- (岐阜県) 高田豊，堀幹夫
- (静岡県) 秋山廣志，大村保昌，北島栄，木下静代，佐藤さち子，柴田昭三，清水勅彦，田島やす子，富田昭久，中村光子，宮本享子
- (愛知県) 飯田富貴子，伊庭喜代司，浦田昭三，片岡光明，木村武夫，小久保英世，小木曾信一，郷地多津子，後藤信子，榊原武彦，鈴木秀昭，千賀松雄，田中辰治，玉置眞平，都築和夫，野呂征男，深谷金之，福島昭，山田隆，吉崎美江子，吉田文明，渡邊鉦一

(三重県) 竹内澄子, 田中トミエ, 中西巳代子, 平野和子, 山岸裕夫, 山崎博義  
 (滋賀県) 奥田政子, 川副茂, 小杉久仁子, 竹内五左衛門, 水口茂信  
 (京都府) 青山茂, 井狩節, 今村馨, 川勝一雄, 下垣悌治, 下村久男, 中井義賢, 藤井昭三, 安原佐紀子  
 (大阪府) 岡田京子, 太田薫, 太田悦子, 岡崎富美枝, 岡田敬子, 岡村庸子, 高月昭三, 筒井泰子, 中島實, 二階堂恭子, 西浦澄, 福元玲子, 三箇山参次, 吉井てい, 吉尾政子  
 (兵庫県) 石川佐幾代, 井上かずも, 郡山昭子, 迫田明良, 鳥羽民子, 内藤善彦, 服部順江, 廣田眞佐子, 山岡みや子, 山本治一郎  
 (奈良県) 井上眞佐子, 椿本千秋, 松田悠紀子, 松原悟, 森本昇, 安田忠男  
 (岡山県) 出井正子, 黒川朔子, 小林静江, 竹内敏晴, 森康巳, 山形和三郎, 山崎富夫  
 (広島県) 武中英樹, 畠山隆宏, 中本聖子, 村上元彦, 森田和典  
 (山口県) 宇本芳樹, 岡村節夫, 河谷昂, 龍石悦子  
 (香川県) 辻正徳, 永江千恵子, 逸見高延, 細川仁, 細谷保夫, 松尾英夫, 松原庸雄  
 (愛媛県) 亀岡鏡子, 芝禮子  
 (高知県) 坂野均平, 三宮大典  
 (福岡県) 猪熊功和, 大野義昭, 若林マサ  
 (佐賀県) 大曲貞豪, 山崎辰雄  
 (長崎県) 今上亨, 志岐祐二郎, 篠田英夫, 田中熊男, 中原潜, 前川大子  
 (熊本県) 菊岡博子, 古閑静也, 下川互, 中村厚, 本田早苗, 万江澄  
 (大分県) 岩尾典子, 岡本禮吉, 嶺芳彦  
 (宮崎県) 小西欽一郎  
 (鹿児島県) 上園義昭, 柴田一徳, 富永榮一, 藤本豊次

【団体】

(北海道) 社団法人 札幌薬剤師会  
 (千葉県) 一般社団法人 印旛郡市薬剤師会  
 (神奈川県) 社団法人 藤沢市薬剤師会

(4) 叙勲 (報告分)

【春】

旭日小綬章

(山形県) 渡辺康弘

(東京都) 阿部義英

旭日双光章

(北海道) 山上喜朗

(千葉県) 櫛方絢子

(富山県) 井口右子, 奥田昌三

(石川県) 院瀬見義弘

(福井県) 本多幾男

(滋賀県) 小島修

(長崎県) 坂谷正範

瑞宝中綬章

(岐阜県) 堀幹夫

(奈良県) 岡源郎

瑞宝双光章

(青森県) 田島勝平

(宮城県) 武田武久

(香川県) 川田富子

【秋】

旭日小綬章

(鳥取県) 西川陽三

旭日双光章

(宮城県) 金成脩

(群馬県) 清水茂

(東京都) 戸塚淳逸

(神奈川県) 北野隆司

(岐阜県) 藤井新

(岡山県) 中本行宣

(熊本県) 坂梨孝男

(大分県) 吉田敬

(沖縄県) 藤本勝喜

旭日単光章

(新潟県) 瀬水昇

(岐阜県) 太田晃

瑞宝中綬章

(富山県) 小橋恭一

瑞宝小綬章

(愛知県) 野呂征男

瑞宝双光章

(岩手県) 高橋清人

(秋田県) 千田悦子

(徳島県) 田村嘉孝

(5) 叙位叙勲 (報告分)

従五位

(東京都) 松谷正

(山梨県) 志村清治

正六位

(岩手県) 村井晃

(福島県) 菊地英司

(千葉県) 見尾一作

(東京都) 高橋重夫

(神奈川県) 河村太郎

(静岡県) 石津宏

(香川県) 西尾敏

従六位

(福岡県) 脇園茂

(6) 褒章 (報告分)

藍綬褒章

(東京都) 山本信夫  
(滋賀県) 川端和子  
(山口県) 中本光子  
(福岡県) 小田利郎

(7) 厚生労働大臣表彰(報告分)

(北海道) 板東昭  
(青森県) 齋藤土郎  
(岩手県) 菅原俊英, 高橋勝雄  
(宮城県) 三塚雅子  
(秋田県) 武田英重  
(山形県) 横澤寿彦  
(福島県) 櫻井英夫  
(茨城県) 小林誠  
(埼玉県) 藤井源三, 富岡清  
(千葉県) 堀内剛, 大塚裕弘  
(東京都) 児玉和義, 近新道, 武井順子  
(神奈川県) 市川洋一  
(富山県) 正川康明  
(石川県) 泉一  
(山梨県) 大野博巳  
(岐阜県) 岩田克擴, 西野数茂  
(静岡県) 神谷紀男  
(愛知県) 奥村正幸  
(滋賀県) 戸井一郎, 福地滋夫  
(大阪府) 小田早苗  
(兵庫県) 東和夫  
(奈良県) 森勲  
(広島県) 小松博  
(山口県) 西本哲明  
(徳島県) 玉田正夫  
(香川県) 清水義樹  
(愛媛県) 三浦理恵, 森雅明  
(高知県) 中平真理子  
(福岡県) 木下正博, 松島照幸  
(佐賀県) 吉富直助  
(長崎県) 手嶋敏子, 松永知彦  
(熊本県) 西玲子  
(大分県) 武山正治  
(宮崎県) 喜島健一郎  
(鹿児島県) 山口三千男  
(沖縄県) 池村政次郎

(秋田県) 鳥海良寛, 千田悦子, 高橋悦彌, 今村龍雄  
(山形県) 青山恵一郎, 秋元敦信  
(茨城県) 廣瀬俊一, 菅沼康次, 黒澤忍, 松本榮子  
(栃木県) 木村富江, 益田武彦  
(群馬県) 掛川陸夫, 石井久之, 黒澤秀吉  
(埼玉県) 石井章, 落合富雄, 鈴木敬喜, 齋藤京子  
(千葉県) 大木弘文, 加藤晴章, 金親肇, 諏訪敏一, 木内英喜, 柴崎正治, 美呂津太兵衛  
(東京都) 新井慶子, 品田弘一  
(神奈川県) 佐々木武平  
(新潟県) 宮正伴, 阿部徳衛, 奥田聰, 金谷雄一  
(富山県) 小西俊英  
(石川県) 松浦清, 中川有人  
(福井県) 岡田昌之, 梅田厚子  
(山梨県) 大野博巳  
(岐阜県) 高井晁, 永井健, 若井完彦, 吉田実雄  
(静岡県) 木村秀之, 谷口知乃里, 佐藤英樹, 木下静代, 長須賀恒雄, 志村通雄, 袴田浩平, 杉山博文  
(愛知県) 渡辺清司, 山崎史朗, 田中紀治, 坂井慶喜, 長坂芳徳, 花井健伍, 蟹江正人, 日比野正徳, 近藤俊一, 村瀬渡  
(三重県) 中村俊夫, 丹羽博  
(滋賀県) 藤田幸三, 西川由子  
(京都府) 中嶋一郎  
(大阪府) 田中諄一  
(兵庫県) 大賀安子  
(奈良県) 吉田育弘, 中山美恵, 安井健一  
(鳥取県) 松本紀子  
(岡山県) 吉田信一郎, 上田公一, 石井美江  
(広島県) 原俊樹, 鬼武英生, 工藤重子, 平山浩子  
(山口県) 伊藤長一, 河田和子, 二宮武彦  
(徳島県) 青山妙子, 川野茂昭  
(香川県) 泉川妙子, 大西安子  
(愛媛県) 村瀬猛  
(福岡県) 大石三樹雄, 太田黒秀, 山本明美, 中野勝郎, 土井良徳雄  
(長崎県) 高橋安人, 山中國暉  
(熊本県) 白石敬旺, 岡澤義昭  
(大分県) 毛利瞳  
(宮崎県) 宮畑哲男, 真方洋一  
(鹿児島県) 神川長久  
(沖縄県) 仲村將順, 伊禮壽子, 玉寄睦子

(8) 文部科学大臣表彰(報告分)

(北海道) 田辺多賀代, 辻直昭, 奈良敏之, 田所厚義, 森山節子, 後藤哲志, 中村昭夫, 牧瀬彰夫, 中里弘, 鎌沢寛, 服部勝, 久保忠正, 澤田和行  
(青森県) 毛内正文, 櫻井栄子  
(宮城県) 藤岡映, 千田哲彌, 横田央子

5. 会員の物故(報告分)

(北海道) 中浜裕, 上條資喜, 古村讓治, 永松史嗣, 神谷恵利子, 蔵本弥生, 立石博毅, 野口修治, 佐野友則, 河合悦郎, 辻修, 向山侑, 井上哲夫, 関川吉郎, 春日昌人,

- 長澤克宏, 山寺都美子, 浅井秀子, 高田和芳, 多田定男
- (青森県) 石橋みち子, 佐藤ヤエ, 高森宏子, 岡島金松, 田村美幸, 島谷とも子
- (岩手県) 小野寺康生, 川口裕幹, 小泉周, 佐藤佳世子, 根本イホ, 増子勝康, 三田畔吾, 村井晃, 千葉サヨ
- (宮城県) 堀昌善, 千葉肇, 工藤栄一, 小山米子, 依田久子, 及川暁生, 阿部捷郎, 鈴木次男, 増田良一
- (秋田県) 三浦六右衛門, 斎藤秀男, 柏倉弘一, 二木三男, 近野隆夫, 相原正, 五味通子, 斎藤ミキ, 菊池勝美, 佐々木君子, 熊谷誠廣, 丹野利郎
- (山形県) 高橋ヨシ, 海藤幸太郎, 松田茂樹, 古川信良, 尾形誠一
- (福島県) 鈴木裕子, 渡辺健蔵, 菊地英司, 小野敏之
- (茨城県) 矢倉健一, 日座宏明, 海老澤賢一郎, 吉田澄夫, 今野貞夫, 黒子修, 方波見常彦
- (栃木県) 大河原巧
- (群馬県) 玉上好江, 櫻井英男, 木村教男, 山田七之助
- (埼玉県) 江良英治, 扇谷泰次, 金子年男
- (千葉県) 池田早苗, 水越文夫, 佐久間光一, 岸本廣子, 見尾一作, 太田清道
- (東京都) 穴澤登志, 井上法隆, 大島直枝, 太田勝, 岡田精二, 小澤伸子, 樺山照一, 川村克志, 神戸末孝, 黒野光, 桑山重美, 白井とよ, 高木孝純, 高地経子, 高橋重夫, 高橋正喜, 田巻敬子, 長塚悦子, 長野千鳥, 中村功, 林悟, 比米喜久枝, 古見真夫, 堀川由利子, 松尾学, 松谷正
- (神奈川県) 坂巻昭弘, 大司俊廣, 藤原信子, 長谷川紀代子, 花野京子, 藤川悦次, 古藤友昭, 下里代志美, 古橋政史, 高椋敬二, 茂木武男, 中村浩子, 武藤郁代, 高橋成子, 大岡敏, 井上久男, 井上義幸, 河村太郎, 八木下千鶴子, 田中清子, 佐藤ミサ子, 林品子, 成田勝枝, 菱戸信夫, 生松勝巳
- (新潟県) 佐藤正男, 横山繁, 山崎新太郎, 田中芳郎, 米田優夫
- (富山県) 小沢弥, 堀孝子, 石川昌子, 結城隆, 柿沢登美子, 三由和夫, 上田勇, 城石雄二, 永澤昭二
- (石川県) 竹田幸造, 中島甚一, 安藤治夫, 村松進, 加野軒作
- (福井県) 津田道弘, 武田定子
- (山梨県) 井上寛一, 小野昭正, 倉田静江, 板山武廣, 志村清治
- (長野県) 全田浩, 白木文子, 平林大育, 岩附正三, 小池綾子, 大谷陽子, 戸島幸人, 井出和雄, 石川敬昭, 中澤三郎, 小口国夫
- (岐阜県) 加藤武, 高田進, 高田幸雄, 牛丸宏史, 飯沼満子, 長瀬正道
- (静岡県) 鈴木勝彦, 杉山光徳, 石津宏, 鈴木仁, 鈴木美代子, 渥美祐一, 杉山哲司, 前田新太郎, 木村恵美, 山田鈿一, 日吉素行, 山田絹代
- (愛知県) 稲田豊, 河野義彦, 松永孝, 井上香奈, 土沢強美, 山田英雄, 渡邊哲朗, 内藤修, 望月みどり, 山田喜朗, 鬼島恭子, 杉山憲明, 伊藤英二, 古居東一郎, 鈴木秀昭, 箕浦鑛三, 山本市子, 高岡英夫, 宮木彦八
- (三重県) 佐野正司, 前葉恭子
- (滋賀県) 安澤聖子, 小島正司, 岡田愛子, 片山達彦, 澗田富雄
- (京都府) 崔栄恵, 巖千代江, 尾藤保子, 新免恭子, 竹内達男, 大槻靖, 吉川泰弘, 秋田達男, 梅本寿満, 下垣悌治, 中島達夫, 小川陽子, 山田秀作
- (大阪府) 亀井亮太郎, 堀川弘道, 河村久光, 中島仁, 小松清明, 岡崎哲雄, 山田和雄, 端山克義, 塚本常明, 谷長勝, 吉田稔, 柚誠二, 幾田章子, 関本静子, 福田博美, 津田照也, 染田利夫, 小川義恵, 阪本美代子, 福元玲子, 中嶋良彦, 辻田満哉, 坂井博, 井上順三, 片岡猛, 窪田政信, 川崎明子
- (兵庫県) 植田良子, 田中拓也, 奥谷潔, 園田准子, 松重勤, 岡田敏一, 小池未知江, 和田泰幸, 福嶋弥生, 大西和弘, 河野八重子, 田淵秀子, 五十嵐祐三, 楠田仁作
- (奈良県) 梅谷静雄, 永田直, 乾博忠, 中村千代子
- (和歌山県) 木村陸郎, 木本ちさと, 佐藤寛
- (鳥取県) 太田垣初恵, 小谷和加子, 桑谷二郎
- (島根県) 安田清獅, 増谷直樹, 伊藤龍一郎
- (岡山県) 猶原広士, 小林静子, 成廣寛二郎, 楠加雄, 中谷和之
- (広島県) 野間都, 小泉明美, 吉田武
- (山口県) 浅上政雄
- (徳島県) 長浜徳子, 井上暁
- (香川県) 伊藤久雄, 岡内豊, 松尾英夫, 西尾敏, 美澤タケシ
- (愛媛県) 田中よし江, 井上忠則, 小川昌子, 亀岡千代子
- (高知県) 岡村邦子, 今西祐一
- (福岡県) 松永儀幸, 松丸孝三, 野見山正彦, 中村英康, 熊谷元輔, 中野佐, 脇園茂, 友清仁子, 山口淑子, 塚田益生
- (佐賀県) 久保幸徳, 山口不二海

- (長崎県) 浦田博文, 太田雅俊, 益川睦子  
(熊本県) 尾上信人, 弥吉マスノ, 高橋國光, 河野春光, 福永千鶴子, 松本眞二郎, 新田滋子, 桐原央吉  
(大分県) 山田謙吾, 渡辺義徳, 森山茂樹, 岩尾典子  
(宮崎県) 白髭貴史  
(鹿児島県) 吉見計光  
(沖縄県) 上江洲篤, 比嘉初枝

## 第II 事業報告

### 事業報告

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

平成21年度は、わが国の薬剤師・薬剤師会にとって、具体的な実践を通じ、その存在や在り方を社会に示すとともに、地域医療提供体制の一翼を担う役割を果たし社会へ貢献して行くことが求められる年であった。

平成21年6月には、一般用医薬品の販売に関わる改正薬事法等が完全実施された。リスクに応じ対面による消費者への情報提供を徹底することが必要であり、改正法の趣旨に則り適切な一般用医薬品の提供体制の確立に向けた施策を継続した。

また、近年の社会保障制度改革、とりわけ医療保険制度改革の流れの中で、平成20年度改定は8年ぶりに技術料のプラス改定となったが、国際的な景気後退を踏まえた国家予算の編成等を勘案すると、今後も引き続き、大変厳しい状況が続いている。また、医療における薬物治療の多様化・高度化に伴い、チーム医療の一員として薬剤師の果たす役割の重要性はますます高まっていることから、期待される役割を安定的に遂行する上でも、平成22年度改定では、薬剤師の技術が適正に評価されるように関係方面への働きかけを行った。

薬剤師養成教育6年制も4年目を迎え、平成22年5月から開始される「薬学生の実務実習」に向けて、認定実務実習指導薬剤師の養成や受入施設の充実等、準備の最終段階に差し掛かっている。6年制薬学生の実習受け入れに関しては、質の高い実習が提供可能となるよう、人・施設の両面から最終の整備・点検を行い、確実な受入体制の整備に向けた施策を講じてゆく。併せて、既卒の薬剤師に対しても、最新の知識や新たな教育の考え方が、個々の会員の手元から、必要な課題やテーマあるいは研修の場に到達できるよう、IT技術の導入を含めた新たな生涯学習システムの構築を目指し、積極的に検討を進めた。

更に、様々な薬剤師を取り巻く環境が大きく変化する中であって、これまでの4年制薬剤師に加えて

数年のうちには、新たなカリキュラムのもとで新たな教育理念に基づき、新しい視点から教育を受けた6年制薬剤師が医療現場に登場することとなる。こうした薬剤師が、薬剤師として、薬剤師らしく、各々の立場で何をすべきかという指標として「薬剤師の将来ビジョン」の策定へ向けた検討を進めている。

なお、平成20年12月の公益法人制度改革関連三法の施行に伴い、本会は自動的に特例民法人となったが、法施行後5年間の経過期間に全ての薬剤師が集う薬剤師会として、更なる公益性の高い事業を展開しつつ、速やかに公益社団法人としての認定を受けべく事業を進めている。

以上述べてきた事項を重点課題として、以下に列挙する事業を適切かつ迅速に進めた。

## 1. 薬剤師養成のための薬学教育への対応

### (1) 実務実習受け入れ体制の整備・強化

#### 1) 受入体制整備検討会での検討

平成20～21年度においては、実務実習に関する特別委員会を「受入体制整備検討会」と「指導体制整備検討会」の2つに分け、受入体制整備全般に係る事項については、「受入体制整備検討会」において協議した。

平成21年度において検討会では、受入体制の在り方や、地区単位・県単位での受入施設の充足状況、実習生の割り振り、実習中のトラブルへの対応策等に関して、包括的な協議を行った。

#### 2) 薬局実務実習担当者全国会議の開催

本会では、実務実習全般の情報伝達と実習の諸課題に関する協議を目的に、平成21年5月23日、24日に第1回、そして平成22年1月17日に第2回の標記会議を、ともに慶應義塾大学芝共立キャンパス(東京・港区)において開催した。

#### ①平成21年度第1回薬局実務実習担当者全国会議

本年度1回目の本会議では、実習の開始が約1年後に迫った時期であったことから、薬局実務実習に直結したテーマに関する講演を行うとともに、薬局実務実習の具体的な課題に関し、ワークショップ形式の協議を行い、それを各地で伝達してもらい、受入体制整備を進めることを主な目的とした。

当日は都道府県薬剤師会より実務実習担当役員各2名、本会より実務実習に関する特別委員会の担当役員及び委員が参加した他、新たな試みとして、大学関係者と薬局関係者との連携強化を図るとともに、情報交換を行うことを目的に、大学教員12名の参加を得て、総計の参加者は約140名にのぼった。

2日間の会議では、広島大学ハラスメント相談室

の横山教授から「大学におけるハラスメントへの対応事情」について、また各県での取組事例として、岡山県薬剤師会の三宅副会長より、薬局製剤・漢方製剤実習に関する指導薬剤師向けの研修の概要について、青森県薬剤師会の金田一常務理事より、一般用医薬品に関連した実習に関する指導薬剤師向けスキルアップ研修の概要について、各々説明されるなど、実習に直結したテーマについて講演が行われた。

また、12のグループに分かれてのワークショップにおいては、はじめに共通のテーマとして、「より具体的な日々の実習方法を考えるー薬局でのスケジュール作成ー」に関して、その後、2つのチームに分かれた上で、Aチームは「実習中に生じると思われる問題点の抽出」と「問題が生じた場合の適切な対応策、問題を起こさないための予防策」について、Bチームは「長期実務実習開始までの残り1年間で準備すべきことの抽出」と「長期実務実習開始までの残り1年間で準備すべきことへの具体策」について、各々大学教員も交え、熱心な協議及びプロダクトの作成が行われた。ワークショップ参加者からは、「テーマが具体的なものだったので、自県での今後の検討課題が明確になった」、「大学教員が各チームにいたので、大学の状況を理解することができ、参考になった」等の感想も聞かれた。

最後の全体討論においては、ふるさと実習に対する大学の考え方、薬局実習と病院実習との調整、実習費のあり方等に関して、活発な質疑応答がなされた。

なお、本会においては、上記ワークショップ参加者に、後日、プロダクト（成果物）及び各プロダクト作成にいたるまでの協議内容等を報告書として提出いただき、本会議における各講演の講師使用のパワーポイントデータ等とともに「平成21年度第1回薬局実務実習担当者全国会議報告書」として、平成21年11月に冊子の形で取りまとめ、本会議の伝達や、今後の受入体制及び指導体制の充実を図る際に活用いただくため、都道府県薬剤師会、薬科大学等に配付した。

## ②平成21年度第2回薬局実務実習担当者全国会議

平成21年度2回目の会議では、都道府県薬剤師会実務実習担当役員・委員及び本会実務実習に関する特別委員会関係者に加え、各薬科大学・薬学部実務実習担当教員、薬学教育関連団体関係者等、合計で約260名が出席した。

会議は、平成22年5月に開始される実習を前にした最後の開催であったことから、6年制における実習用の実務実習記録や実習の評価のあり方等、実習に直結した内容の講演に加え、過去の本会議におけるワークショップの協議テーマとして取りあげた、薬局実習スケジュールの作成や、過去の本会議で出席者に対して実施したアンケートにおいて、実習の

実施が困難なSBOsとしてあげられた、在宅医療、学薬、薬局製剤等に関する実習の実施方法等について、各都道府県薬剤師会からの出席者と本会関係者との間で、個別の説明会や相談の場を設けることなどを目的に開催した。

当日は、『実務実習記録』を用いた情報の共有、「実務実習における評価のポイント」、「実務実習におけるハラスメントへの対応」といったテーマに関して講演がなされた。

上記講演の後には、複数の会場に分かれ、薬局実習スケジュール、学生の評価に加え、在宅医療、学薬、薬局製剤、一般用医薬品等、実習の実施が困難とされるテーマについて、個別に本会関係者からの説明及び実習の実施方法等についての相談会が実施され、参加者と本会実務実習に関する特別委員会関係者との間で、踏み込んだ協議が行われた。また、会場の一角を利用して、本会がこれまで作成した実務実習に関する教材や、薬局製剤、学薬等の実習を行う際の参考資料及び各大学が6年制実習用に作成した実習書等に関する展示会も、併せて実施された。

個別説明会の後は、再度、メイン会場に全員参集の上講演が行われた。その後、質疑応答に移り、前出の個別説明会で出されていた質問をはじめ、実習の実施可能な時間帯、在宅医療に関する実習の実施方法、実習生の評価への指導薬剤師の関与のあり方などについて、熱心な質疑が交わされた。質疑の後は文部科学省、厚生労働省の担当官より、行政の立場から、受入関係者に実習全般への協力依頼とともに激励の言葉が述べられた。

なお、会議の講演を、指導薬剤師等関係者に周知し、情報の共有化及び指導内容の均質化等を図るために、平成22年2月より本会ホームページ（会員専用ページ）で配信を行うとともに、講演を収録したDVDを都道府県薬剤師会、大学及び一般社団法人薬学教育協議会等の関連団体へ配付した。

## 3) 実習のトラブルに関するアンケート調査の実施

本会では、4月に全国74の薬科大学・薬学部の実務実習担当教員を対象として、「実務実習のトラブルに関するアンケート調査」を実施し、57大学より回答を得た。アンケートは、薬学6年制の実務実習の開始を間近に控え、実習に関連したトラブルの予防策及び対応策を検討する上での情報収集の一環として実施したものである。内容的には、過去に実習が中止となった事例や6年制の実習で想定されるトラブル等について質問しており、実際のトラブル事例とともに、今後の予防策及び対応策等についても、大学の立場から包括的な意見が寄せられた。

アンケートに関しては、7月に調査結果の概要を取りまとめ、今後の実習の円滑な実施に活用すべく、都道府県薬剤師会及び薬科大学・薬学部に報告



し、日薬誌（平成21年9月号）に掲載し公表した。

4) 薬局実務実習受入に関するブロック会議の開催  
平成21年度も長期実務実習の受入体制整備を目的に、薬局実務実習受入に関するブロック会議を開催した。本年度は、通常の薬学教育全般の報告及び協議に加え、5月に実施した全国会議のワークショップの内容の紹介等を行った。なお、本年度においても、大学との一層の連携強化のため、地区内の全薬科大学及び薬学部関係者にも出席を依頼した。平成21年度の開催実績は以下のとおりである。

-----  
平成21年度薬局実務実習受入に関する  
ブロック会議開催実績

		( )は開催地
平成21年6月5日	関東ブロック	(東京)
8月1日	北海道ブロック	(札幌)
9月26日	九州・山口ブロック	(福岡)
10月17日	中国・四国ブロック	(岡山)
12月5日	北陸ブロック	(金沢)
12月9日	関東ブロック	(東京)
12月17日	東海ブロック	(名古屋)
平成22年1月23日	東北ブロック	(盛岡)
3月10日	近畿ブロック	(大津)

-----

5) 薬学教育関連6団体連名による文部科学・厚生労働両大臣宛「薬学教育の支援に関する要望」提出

本会並びに一般社団法人薬学教育協議会、社団法人日本私立薬科大学協会、国公立大学薬学部長（科長・学長）会議、全国薬科大学長・薬学部長会議、日本病院薬剤師会の薬学教育関連6団体は、今後の薬学教育及び実務実習の充実を図るため、行政からの財政支援を目的に、「薬学教育の支援に関する要望」を6団体代表の連名にて、5月15日付で塩谷文部科学大臣、舛添厚生労働大臣宛に提出した。

要望は、6年制における実務実習の開始をほぼ1年後に控え、薬科大学・薬学部や実習施設等への財政的支援を平成22年度予算に反映してもらうことを目的に行ったものである。

6) 薬学実務実習に関する国民向けポスターの作成

本会では、6年制は実務実習が必修として薬局・病院で実施されることを、広く国民に広報するためのポスターに関する検討を、主に受入体制整備検討会において行った。本ポスターについては、最終的に本会等関係団体も参画して、一般社団法人薬学教育協議会が中心となって作成することで合意され、平成22年3月末現在、同協議会において、協議会、本会、日本病院薬剤師会、全国薬科大学長・薬学部長会議等関係団体名を連名で記載したポスターの作

成に向けて、最終調整が行われている。

7) 受入薬局が実習生を受入れている旨を示す掲示物の作成

6年制の実務実習は、参加型で実習が行われるが、そのため患者の権利の保障と安全確保の観点から、厚生労働省の報告書「薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について」（平成19年5月厚労省医薬食品局作成）において、実務実習における行為は、薬剤師が行うべき行為である以上、あらかじめ患者の同意を得ることが必要とされている。更に、この同意に関しては薬局側からの説明内容を掲示して、包括的な同意を得ることで差し支えないと考える旨が、併せて述べられている。そのため本会では、受入体制整備検討会が中心となり、受け入薬局に来局する患者向けに、当該薬局が実習生を受入れている旨等を示す掲示物の素案を作成した。本掲示物については、平成22年3月末現在、内容等について厚生労働省と最終的な調整を行っている。

8) 薬学教育協議会「病院・薬局実務実習中央調整機構委員会」及び「実務実習推進委員会」への参画

一般社団法人薬学教育協議会では、平成20年度から実習施設の確保及び受入施設の調整等について検討するために、病院・薬局実務実習各地区整機構委員長や本会及び日本病院薬剤師会関係者を対象とする、病院・薬局実務実習中央調整機構委員会が開催されており、本会からは、生出副会長（東北地区調整機構委員長の立場兼務）、森常務理事の2名が委員として参画した。

また、同協議会内には、受入施設の調整以外の全ての実習関連事項について協議を行うための「実務実習推進委員会」が平成19年度より設置されており、本会からは木村常務理事が委員として参画した。本年度においては、実務実習が実施されることを国民に周知するためのポスターの作成（「1. 薬剤師養成のための薬学教育への対応(1)実務実習受入体制の整備・強化 6) 薬学実務実習に関する国民向けポスターの作成」参照）、実務実習推進のための国からの財政援助への要望、実習中のトラブルへの対応等について協議がなされた。

(2) 実務実習指導体制の整備・強化

1) 指導体制整備検討会における検討

平成20～21年度においては実務実習に関する特別委員会を「受入体制整備検討会」と「指導体制整備検討会」の2つに分けた上で、「指導体制整備検討会」において実務実習指導体制整備全般の検討とともに、実習関連の教材の作成を行うとされた。本年度は、主に認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ

プ(以下、「WS」)のより効率的な実施方法や、実務実習に関する教材の作成等について検討を進めた。

## 2) 実務実習関連教材の作成

### ①「薬局薬剤師のための薬学生実務実習指導の手引き-2009年度版-」

平成19年12月に、薬局の指導薬剤師を主な対象として、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した「薬局薬剤師のための薬学生実務実習指導の手引き-2007年度版-」(以下、「2007年度版」)を作成し、有償頒布を行ってきた(平成20年1月~平成21年9月の頒布期間中、合計10,685部を頒布)が、平成21年9月に改訂版として、「薬局薬剤師のための薬学生実務実習指導の手引き-2009年度版-」(以下、「2009年度版」)を新たに作成した。

2009年度版は、2007年度版を基本とし、2007年度版発行以降の薬事法をはじめとする法改正等を反映させるとともに、厚生労働省が平成19年5月に、各実習項目のリスクに応じ実習の実施方法の区分等をまとめた「薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について」や、11週間の薬局実務実習のスケジュール例なども取り入れ、より実践的な内容とした。本手引きは、下記②に記載のDVD教材と一体の形で、10月より都道府県薬剤師会を通じて有償頒布を行っており、平成22年3月末現在10,632部を頒布し、好評を得ている。

### ②「薬学教育 実務実習指導のポイント」DVD教材

指導体制整備検討会では、前年度より、日本薬学会薬学教育改革大学人会議内の「指導システム作り委員会」と共同して、薬局の指導薬剤師向けのDVD版の動画教材の作成に取り組んで来たが、最終的に7月に完成し、上記①にも記載のとおり、「薬局薬剤師のための薬学生実務実習指導の手引き-2009年度版-」と一体の形で、都道府県薬剤師会を通じ有償頒布を行っている。

本教材は、全体が8章からなり、時間は解説付で38分、解説なしで31分となっている。本DVDに関しては、第42回日薬学術大会の教育関連の分科会の中で上映し、作成の趣旨や利用方法等につき解説を行った。また、大会期間中、専用のブースを設置し、本会実務実習に関する特別委員会関係者が、上記手引き「2009年度版」やこれまでに本会が作成したその他の教材等と併せ、大会参加者に紹介した。

### ③薬局実務実習における11週間のスケジュール例(改訂版)

本会においては、平成20年3月に薬局実務実習における11週間のスケジュール例を作成・公表しているが、実務実習の開始が間近となったことから、今般、文言等を再整理するとともに、内容の見直しを図り、改訂版を作成した。

各薬局が学生を受け入れるにあたっては、各薬局

の業務状況に合わせた11週間のスケジュールを事前に作成しておくことが、効率的な実習の実施のためには重要とされている。本スケジュール例は、その際の参考資料として利用してもらうことを目的として作成されたものであり、本会では、本スケジュール例を広く受入薬局関係者に活用いただくために、都道府県薬剤師会に送付するとともに、本会ホームページにも掲載した。なお、本会では平成21年5月の薬局実務実習担当者全国会議「以下; 全国会議」においても、前回開催された平成20年3月の全国会議と同様にスケジュール作成に関するワークショップを行った。その結果、参加者から、より具体的なスケジュールをイメージできるようになった等の意見・感想が寄せられたことから、今般の改訂版の作成に当たっては、これら全国会議での意見等も参考に供したところである。

### ④「実務実習におけるハラスメントへの対応」冊子

平成22年5月より開始される6年制実務実習に向け、ハラスメントにつき、広く薬局実務実習関係者に理解いただくとともに、ハラスメントの防止等を目的に、実務実習に関する特別委員会受入体制整備検討会が中心となり、「実務実習におけるハラスメントへの対応」を作成した。

これは、平成21年5月の薬局実務実習担当者全国会議において実施した、「実習中に生じると思われる問題点の抽出とその対応策」をテーマとするワークショップ形式の協議の中で、ハラスメントに関する意見が複数あったこと、また、全国74の薬科大学・薬学部を対象に実施した「実務実習におけるトラブルに関するアンケート」の中でも、過去の薬学実務実習におけるハラスメントの事例が報告されていたこと等を受けた対応の一環である。

本冊子については、必要部数を都道府県薬剤師会等に頒布し、ハラスメントに関する関係者の理解を深めていただくとともに、ハラスメント防止のための事前研修会の実施等について、協力を依頼した。

### ⑤「薬局実習 到達度測定表」

薬局実習では、指導薬剤師は実習期間中、実習生の実習状況を確認しながら形成的評価を行うが、本会では、これらを記録するためのフォーマット例を作成し、平成22年3月に公表した。

これは、指導薬剤師自身の視点で「実務実習モデル・コアカリキュラム」における薬局実習の各到達目標に沿って、実習生の到達度を測定し、5段階評価で記載する方式となっている。

実務実習の最終的な可否の決定は各大学が行うが、その際には、指導薬剤師の意見等も参考に行うこととされており、そのため指導薬剤師が実習状況を記録するための1つのフォーマットとして作成したものが本測定表である。

なお、大学や地区調整機構によっては同様の趣旨

の資料が作成され、指導薬剤師に配付されることも予想されるため、今般作成した本測定表は、現場向けのフォーマット例として示したものであり、薬局実習の際に何を使用するかは、関係者間の協議に委ねたい旨、大学等に案内を行った。

#### ⑥「平成21年度第2回薬局実務実習担当者全国会議講演収録DVD」

平成22年1月17日に開催の標記会議における講演のうち、5つの講演を収録したDVDを、本会議の伝達講習や指導薬剤師向け研修会等で利用いただくために作成し、平成22年3月に都道府県薬剤師会、全大学及び薬学教育関連団体等に無償で配付した。

### (3) 認定実務実習指導薬剤師養成体制の整備・強化

認定実務実習指導薬剤師養成事業に関しては、厚生労働省の補助金が平成21年度で終了することから、平成22年度以降の本事業の方向性等について、日本薬剤師研修センター（以下、「センター」）内に設置された認定実務実習指導薬剤師養成研修実施委員会において、本会生出副会長及び森常務理事が参画する中で検討が行われた。本会としては、これまでの経緯を踏まえ、平成22年度においては、21年度とほぼ同様の形で本事業を行うとともに、23年度以降については、22年度に行われる6年制第1期生の実習に対する指導薬剤師の指導状況等を勘案し、改めて検討すること等を求め、最終的に、①平成21年度までは厚生労働省の補助事業であったものを、平成22年度はセンターの独自事業として実施すること、②認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ（以下、「WS」）修了者については、従来通りセンター理事長名で修了証を発行すること等、実質的にほぼこれまでの方向に沿った形で事業を実施することが決定し、改めて平成22年度の本事業の要項、WS開催要綱等が同センターより、平成22年3月10日付で通知され、それらについて本会より、平成22年3月18日付で、各都道府県薬剤師会に通知した。

なお、平成22年3月末時点の認定実務実習指導薬剤師数は、総数13,790名（薬局：9,336名、病院：4,454名）となっている。

### (4) 新薬剤師養成問題懇談会への対応

平成21年度も薬学教育及び長期実務実習の充実を念頭に、新薬剤師養成問題懇談会をはじめとする行政関連の検討会等へ参画し、関係者と様々な協議を行っている。主な対応は以下のとおりである。

#### 1) 新薬剤師養成問題懇談会

平成17年1月の第1回懇談会開催以降、薬学教育関係団体による、薬学教育、長期実務実習等に関する協議の場として「新薬剤師養成問題懇談会」（新

6者懇）が開催されている。平成21年度は、7月16日に第9回の懇談会が開催され、本会より児玉会長、生出副会長、森常務理事が出席した。

当日は、文部科学省の吉田薬学教育専門官より開催の挨拶が述べられた後、各団体より、薬学教育や長期実務実習の充実に向けた最近の取り組み状況等が報告された。本会からは、生出副会長・森常務理事より、平成21年5月に開催した本会薬局実務実習担当者全国会議の概要、実務実習関連教材の作成状況等を紹介した。

その後の協議では、①ふるさと実習のあり方、②実務実習費、③今後の薬剤師需給等について各団体間で活発な意見が交わされた。また、本懇談会の運営に関して、実務実習開始直前の大事な時期であることから、本懇談会をもっと頻繁に開催すべきであるとの指摘もなされた。

懇談会は、薬剤師養成教育や長期実務実習の充実を図る上で非常に重要な場であるため、本会としては今後も本懇談会に積極的に参画し、他団体と活発な意見交換を行う方針である。

#### 2) 文部科学省「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」

平成21年2月より、文部科学省において「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」（座長：東京大学大学院医学系研究科・永井良三教授、副座長：帝京大学・井上薬学部長、武庫川女子大学・市川厚薬学部長）が設置され、本会からは生出副会長が委員として参画している。

本検討会は、①新しい薬学系大学院の在り方、②薬学部における適切な定員規模、③薬学における評価の在り方等、薬学教育に関する諸課題について検討するために設置されたものである。テーマの一つである「新しい薬学系大学院の在り方」については平成20年度中に方向性を示す必要があったことから、平成21年2月13日の第1回から3月23日の第4回まで本テーマに絞った集中的な協議が行われ、同年3月に報告書がまとめられた。

平成21年度においては、第5回及び第6回と2度検討会が開催されており、平成21年10月16日に開催された第5回検討会では、主に適正な定員のあり方について集中的な協議が行われ、ここまで定員が増加する要因となった学部の新設に関する規制緩和の方針を見直すべきである、といった指摘が複数の委員から出された。

また、平成22年3月1日に開催された第6回検討会では、実習の開始が近いことから、実務実習全般について、文部科学省より、全薬科大学・薬学部にアンケート調査を実施する予定である旨が説明され、アンケートの質問内容等について協議された。

### 3) 厚生労働省「医道審議会 薬剤師分科会」

平成20年度より、厚生労働省の医道審議会に薬剤師分科会が新たに設置され、本会より児玉会長が委員として参画している。また、本分科会の内部に、薬剤師の行政処分について検討する薬剤師倫理部会及び薬剤師国家試験（以下、「国試」）の科目や実施及び合格者の決定方法等について検討する4つの部会が設置され、本会役員が委員として参画している。

平成21年7月15日に開催された薬剤師分科会では、平成22年3月6日、7日に実施の第95回薬剤師国家試験の合格発表を、同一年度内となる平成22年3月30日とすることが諮られ、了承された。なお、国試に関しては、試験期日、合格発表日等は、その都度、本薬剤師分科会からあらかじめ意見を聴いた上で決定され、官報で公告されることとされているが、平成23年3月に実施予定の第96回薬剤師国家試験以降についても、試験実施と同一年度内となる3月末までの合格発表が予定されている。本件は、以前より、試験実施と同一年度内の合格発表について本会をはじめとする関係団体から要望がなされていたこと等を受けての措置であり、これによって、平成22年度より薬剤師資格の有無を明確にした上で4月1日から就職することが可能となった。また、平成21年12月16日の薬剤師分科会において、平成23年度から開始される6年制対象の新たな国試に関し、平成21年6月から7月にかけて実施されたパブリックコメントの結果や、本分科会内に設置されている国試に関する部会の検討を受け、①現状、基礎薬学、医療薬学等4つの科目で区分した出題であるものを、必須問題と一般問題に区分（一般問題については、薬学理論問題及び薬学実践問題に更に区分）した出題とすること、②出題数は現状の240問から345問に増加させること、等が正式に了承された。本件に関しては改正省令が、平成22年1月20日付で公布（施行は平成23年4月1日より）され、更に同日付で本会及び各都道府県知事等に今般の改正の趣旨等について医薬食品局長名で通知がなされたので、本会では都道府県薬剤師会に案内するとともに、日薬誌で掲載する等、会員への周知に努めた。

薬剤師分科会は、今後の国試を充実させていく上で重要な場であり、本会としても引き続き積極的に参画し、発言していく方針である。

## 5) 6年制カリキュラムへの対応 (共用試験への対応を含む)

### 1) 薬局実務実習における11週間のスケジュール例 (改訂版)の作成

本会は、各受入薬局がスケジュールを作成する際等に利用できるように、平成20年3月に標記スケジュール例を作成しているが、本年度はその改訂版を作成した。詳細は「(2)実務実習指導体制の整備・強

化2)実務実習関連教材の作成③薬局実務実習における11週間のスケジュール例(改訂版)」を参照。

### 2) 薬学共用試験センターへの協力

薬学共用試験に関しては、特定非営利活動法人薬学共用試験センター（理事長：武庫川女子大学・市川厚薬学部長）を中心に、実施に向けた準備が進められている。本会からは生出副会長が同センター理事に就任し、薬学共用試験の実施方法等に関して、受け入れを行う薬局薬剤師の立場から意見を述べる等、同センターとの連携・協力を努めている。

### 3) 薬学共用試験OSCEに関する協力依頼を都道府県薬剤師会に発出

平成21年12月1日から本格的に開始された薬学共用試験OSCE（以下、「OSCE」）に関しては、平成21年1月に前述の特定非営利活動法人薬学共用試験センターから本会宛に協力依頼がなされたことから、同1月22日付文書（日薬業発第387号）にて本会から各都道府県薬剤師会にその旨を案内するとともに、協力依頼を行った。その後、各大学のOSCE実施日程（平成21年8月時点の予定）及び「OSCE評価者に関する基本的考え方」が取りまとめられ、同年9月に、同センターより本会宛にそれらに関する通知がなされるとともに、OSCEへの再度の協力依頼がなされた。それを受け、本会では、9月18日付文書（日薬業発第220号）で各都道府県薬剤師会にOSCE実施日程等を案内するとともに、OSCE全般について、改めて協力依頼を行った。

## 6) 大学及び関係団体との連携強化

日本薬学会内に設置された薬学教育改革大学人会議（平成21年度座長：長野哲雄氏、東京大学大学院薬学系研究科教授）においては、今後実施される薬学教育6年制及び長期実務実習の充実等について検討するため、その内部に複数の委員会が設置され検討が行われている。そのうち「実務実習指導システム作り委員会」には、本会から木村常務理事、高橋寛・実務実習に関する特別委員会指導体制整備検討会委員長の2名が委員として参加し、受入側の立場から意見・要望を述べるとともに、大学教員側と積極的な意見交換を行った。

また、日本薬学会以外の団体に関しても、一般社団法人薬学教育協議会、日本薬剤師研修センター、特定非営利活動法人薬学共用試験センター、一般社団法人薬学教育評価機構等に本会役員及び委員を派遣し、薬学教育や実務実習の充実に向けて、適宜意見等を申し述べた。本年度においては、委員会活動以外でも、日本薬学会薬学教育改革大学人会議主催の、今後の認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップの在り方をテーマにした、平成22年1月24日の

「第11回アドバンスワークショップ」に本会関係者15名を派遣するとともに、平成22年2月7日に一般社団法人薬学教育協議会の主催で開催された「薬学教育協議会フォーラム2010」において、これまで作成した実習関連の教材や資料等を展示し、実務実習に関する特別委員会委員が説明を行う等、協力を努めた。

薬学教育6年制及び薬局・病院における実務実習を成功させるためには、大学関係者のみならず、こうした関係団体との協力も不可欠であることから、本会においては引き続き、関係団体と連携を深め、協議を進めていく方針である。

## (7) 薬剤師需給問題への対応

薬剤師需給に関しては、厚生労働省において、「薬剤師需給の将来動向に関する検討会」（座長：井村伸正・日本薬剤師研修センター理事長）が平成19年5月に設置されているが、それに加えて、平成21年2月より、文部科学省内に設置された「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」においても、薬学に関連した諸課題の中で、適切な定員の在り方等について検討を行うこととされている。文部科学省の検討会には、本会から生出副会長が委員として参画しており、本年度は平成21年10月に第5回検討会及び平成22年3月に第6回検討会が開催されており、特に第5回検討会においては、今後の薬学部における適切な定員の在り方等について踏み込んだ議論がなされた。本会としては、薬学教育の質の担保や実務実習受入施設の確保といった観点から、従来より薬学の定員の増加に危惧を抱いているところであり、引き続き、両検討会において積極的に発言していく方針である。

## (8) 薬学教育第三者評価への対応

薬学教育第三者評価に関しては、薬学教育の第三者評価を目的として、平成20年12月に正式に発足した「一般社団法人薬学教育評価機構」（理事長：帝京大学・井上圭三薬学部長）に、本会から児玉会長が理事として参画している他、総合評価評議員に生出副会長が、評価委員会に森常務理事、笠井・永田両理事が、基準・要綱検討委員会に木村・藤原両常務理事が、運営委員会及びその内部に設置の評価者研修委員会に笠井理事が、各々参画し、薬局薬剤師の立場から、今後の薬学教育の評価の在り方等に関して、積極的に発言を行った。

なお、評価チームが実際に各大学に出向いての本格的な評価は、6年制第1期生が社会に出る平成24年度から開始の予定であるが、それに先立ちトライアル的に各大学が自大学を評価する自己評価21が平成21年度において実施されている。

また、本機構においては、平成21年12月18日に都

内で設立記念シンポジウムを開催しており、本会では同シンポジウムを後援した。

## 2. 生涯学習の推進

### (1) 新たな生涯学習システムの構築に向けた検討

本会では、「薬剤師が国民や患者の安全を守り、健康増進に寄与することでその期待に応えるためには、継続的な学習が不可欠であり、そのためには薬剤師の学習意欲を向上させる生涯学習制度の体制整備、充実を図ることが急務である。また会員は、各々の立場で研修に励んでいることを示し、社会からの信頼を得る努力を重ねることが必要である。」との考えのもと、生涯学習委員会を中心に、新しい生涯学習制度構築に向けて検討を進めている。

生涯学習の基本は、個々の薬剤師自らが、自身に不足する領域について自主的に学習することにあるが、薬剤師会等の組織による支援・バックアップも必要不可欠であるとの考えから、学習者の指標となる「薬剤師に求められるプロフェッショナル・スタンダード」(以下、「PS」)を生涯学習委員会が中心となり作成し、平成21年4月に「20年度版」として都道府県薬剤師会宛に通知した他、日薬誌(平成21年5月号)並びに本会ホームページにも掲載・公表した。

「PS」とは、薬剤師が生涯に亘って学習すべき項目を下記の5領域に分け、各領域において具備すべき知識・技能・態度についての到達目標を数多く掲げ、薬剤師自身の経験に応じた5段階の難易度で分類整理したものである。これらの到達目標と難易度は、その領域における専門性や熟練度あるいは経験と実績を分かり易く示すものであり、薬剤師の資質そのものを絶対的に評価するものではない。国民の安全を守り、健康増進に寄与するための目標を明確にし、現在自分ほどの程度のレベルに達しているのかを判断するための具体的な指標となることを目指している。また、特定の領域に精通した薬剤師(いわゆる専門薬剤師)ではなく、ジェネラリストとしての薬剤師を養成することを目的としている。

#### 【PSの5領域】

- ①ヒューマニズム(倫理)
- ②医薬品の適正使用(安全性、有効性、経済性)
- ③地域住民の健康増進(薬物乱用防止、セルフメディケーション)
- ④リスクマネジメント
- ⑤法律・制度の遵守

通知の中で、都道府県薬剤師会に対しては会員が「PS」をバランスよく習得できるよう、「PS」の5領域に配慮した偏りのない研修会等の企画を依頼し、会員に対しては日薬誌の誌面、ホームページで、まずは「PS」を手に取り、自身に不足してい

る項目を知ることから始めてほしい旨呼びかけた。

更に、「PS」については、8月に開催された第71回通常総会において、冊子版の作成及び会員への無償配付が要望されたことから、日薬誌（平成21年11月号）の付録として全会員に配付した。冊子の前書きでは、「PS」の公表から半年が経過し、その後「PS」を活用した生涯学習を進めているかどうか、会員に対して問いかけを行った。

また、生涯学習委員会では、学習者の指標としての「PS」に続き、生涯学習に対するモチベーションを維持しながら、次の段階へ進むための有効な方法であるとされ、他の医療関係職種への生涯学習に導入されつつある「クリニカルラダー」（以下、「CL」と称する考え方についても検討してきた。この考え方は、決して薬剤師を差別化するものではなく、「PS」と「薬剤師版CL」を利用し、これまで積み重ねた経験も含めた総合的な自己評価を行い、研修効果を自ら適切に把握することで、不足している分野の学習・研修計画の立案に繋げることを目的としている。それが延いては自己研鑽に繋がるという考え方である。

そして、各学習者が自己研鑽を積んでいることに対し、本会が評価・認定等を行う制度の創設も必要と考え、第42回日薬学術大会「生涯学習シンポジウム」においては、生涯学習委員会委員4名が各々の私案として「PS」と「薬剤師版CL」を活用した新しい生涯学習制度案を紹介し、参加者との意見交換を行った。

その後、同シンポジウムでの意見、要望等も踏まえ、他の団体が行っている生涯学習制度との関係性も考慮しながら引き続き細部の検討を進め、平成22年3月、今期の委員会としてのまとめである「日本薬剤師会生涯学習制度（仮称）に関する建議」を提出している。

## (2) eラーニングシステムの検討・構築

本会では、今後、新しい生涯学習システムを検討・構築する上で、また会員サービスの一環として、eラーニングの有用性が指摘・要望されていること等から、生涯学習委員会並びに職能対策委員会情報システム検討会を中心にeラーニングシステムの検討を進めている。

eラーニングシステムを構築する上で、システムにおいて提供する内容、機能について十分に議論し想定しておくことが重要であることから、7月に開催された同委員会に、同検討会の担当役員が出席した。検討会の席上、委員会として想定している配信コンテンツ、システムを利用して行いたい事業、システムに搭載してほしい機能等をまとめ、検討会に情報提供してほしい旨の要望があったことから、平成21年12月、生涯学習委員長名で「日薬における

生涯学習推進の一環としてのeラーニングシステムに関する建議」を提出し、検討会にも資料として提供した。

また、3月に開催された検討会には、今期の委員会のまとめである「日本薬剤師会生涯学習制度（仮称）に関する建議」を案の段階で資料提出し、委員会担当役員より、委員会の考える生涯学習システムの全体像について説明を行った。

## (3) 既卒薬剤師の研修等、日本薬剤師研修センター等との連携協力

本会では、「新カリキュラム対応研修事業」への協力とともに、「認定実務実習指導薬剤師養成事業」等、実務実習関係を中心とした各種センター事業にも委員を派遣するなどにより、日本薬剤師研修センターとの連携・協力を図ってきた他、日薬誌で「(財)日本薬剤師研修センターだより」のページを提供し、センター事業の広報や研修認定薬剤師制度の普及に努めた（「1. 薬剤師養成のための薬学教育への対応」参照）。

また、前述の通り、本会の生涯学習委員会の考える「PS」「CL」を組み合わせた新しい生涯学習制度を立ち上げる上では、日本薬剤師研修センターの「研修認定薬剤師制度」や「Web試験」との連携、薬剤師認定制度認証機構が認証する各団体の認定制度との関係性を整理することも欠かせないことから、今後も検討を進めていくこととしている。

## 3. 薬剤師・薬局機能の充実・強化対策

### (1) 医薬分業に係る質的向上対策

平成20年度（平成20年3月～平成21年2月）の医薬分業は、処方せん受取率（分業率）が59.1%（対前年比1.9ポイント増）、処方せん枚数は6億9,436万枚（同101.6%）、調剤医療費は5兆1,731億円（同105.2%）であった。また、平成21年8月時点での保険薬局数は52,371軒、請求薬局数は49,199軒、請求率は93.9%となっており、医薬分業は着実に進展しているものの、処方せん枚数の伸び率は鈍化している。

一方、厚生労働省の平成20年社会医療診療行為別調査によれば、平成20年（6月審査分）の院外処方率は、病院70.0%、診療所55.1%、医療機関全体で59.3%となっている（下表）。

病院－診療所別にみた医科の院外処方率

	平成20年	平成19年	対前年比
総数	59.3%	59.8%	△0.5ポイント
病院	70.0%	69.2%	+0.8ポイント

診療所	55.1%	56.8%	△1.7ポイント
-----	-------	-------	----------

注) 各年6月審査分

## 1) 薬局に対する国民理解を高めるために必要な調査・研究及び施策の検討と推進

### ①日薬サポート薬局制度の開始

日本薬剤師会では平成21年度より、日本薬剤師会サポート薬局制度を開始した。本制度は、保険調剤、セルフメディケーション、在宅医療の3つの分野において、調査協力が得られる薬局をあらかじめ選定し、いつでも必要な調査が行える体制を構築するものである。様々な課題に対する、本会の主張の根拠となるデータを作成することを目的としている。平成21年7月には、都道府県薬剤師会より推薦された、保険調剤・サポート薬局1,004薬局、セルフメディケーション・サポート薬局954薬局、在宅医療・サポート薬局476薬局に対し、「日本薬剤師会サポート薬局制度協力証」を交付した。

その上で、平成21年8月に、セルフメディケーション・サポート薬局を対象に一般用医薬品等の販売業務等に関する調査を、同11月に、保険調剤・サポート薬局を対象に内服薬及び一包装薬の投与日数に関する調査を、平成22年3月に、在宅医療・サポート薬局を対象とした調査を実施した。一般用医薬品販売等に関する実態調査結果については、平成22年3月に協力薬局等へ送付するとともに、広く公表した。

### ②ブロック会議の開催支援

本会では、薬剤師職能の向上を目指した事業を周知・推進し、各都道府県における医薬分業及びその他薬剤師職能に関わる問題等について協議、情報交換を行うため、ブロック代表理事の主催により「ブロック会議」(前身:医薬分業実務担当者によるブロック打合せ)を開催している。本会は担当役員の派遣や、会議運営費の補助等、各ブロック会議の企画、運営に対する協力、支援を行っている。

平成21年度のブロック会議の開催状況は以下のとおりである。

#### ブロック会議開催状況

( ) は開催地

日薬テーマ:新しい医薬品販売制度への対応

平成21年5月9日	東北ブロック	(秋田)
5月9日	近畿・大阪ブロック	(京都)
5月15日	関東・東京ブロック	(東京)
5月23日	東海ブロック	(名古屋)
6月6日	四国ブロック	(徳島)
6月12日	北陸・信越ブロック	(上越)
6月13日	九州ブロック	(博多)
7月26日	中国ブロック	(岡山)

### ③お薬手帳の普及推進

本会では平成10年12月より「日薬版お薬手帳」を

作製している。平成18年からの作製分については、「医薬品副作用被害救済制度」の普及啓発活動の一環として、制度のPRを行っている。医薬品副作用被害救済制度のPRについては、各都道府県薬剤師会が作成するお薬手帳についても掲載を要請している。

### ④偽造処方せん対策

近年、カラーコピーやパソコン等を使用した偽造処方せんにより医薬品を搾取する事例が社会問題となっている。医薬分業検討会において都道府県薬剤師会等の対応策を収集し、取り組みの進んでいる地域の事例を参考として、平成22年3月「薬剤師会・薬局のための偽造処方せん対策マニュアル」と、薬局での対策・対応をまとめた「薬局における偽造処方せん対策マニュアル」を作成した。都道府県薬剤師会に送付し、薬局における対応や発見した場合の連絡先・通報先、連絡方法等について検討し、会員に周知するなどの対策を講じるように要請した。

### ⑤都道府県薬剤師会活動への支援

薬剤師職能の向上を目指した本会の方針・施策等を都道府県薬剤師会及び支部薬剤師会に十分浸透させていくため、各都道府県薬剤師会及び支部薬剤師会における講習会・研修会等に本会役員等を派遣している。

### ⑥その他

平成21年5月より、JA新潟厚生連の三条総合病院が外来患者への処方せんの交付を中止し院内投薬に切り替えた。この件について高鳥修一議員(自民党)が衆議院厚生労働委員会で行った質問要旨を都道府県薬剤師会に情報提供した。

また、平成20~21年度厚生労働科学研究事業「薬剤師の役割と倫理規範の実態に関する研究(研究代表者:日本薬剤師研修センター常務理事 久保鈴子氏)」には本会担当役員が研究協力者として参加している。平成20年8月、20年度報告書が取りまとめられ、本会は都道府県薬剤師会に報告書を周知した。

この他、平成20~21年に本会に寄せられた薬局・薬剤師に対する苦情・意見のうち、代表的なものを取りまとめ、ホームページに掲載し会員の業務向上のため活用を促すなどの対策を図った。

### 2) 指導者の育成・支援

本会では、医薬分業対策及び広義での薬剤師職能をテーマとして検討・協議を行うため、毎年、都道府県薬剤師会担当者を対象に「全国職能対策実務担当者会議」を実施している。本年度は平成22年2月13日に「医薬分業、薬剤師の果たすべき役割~国民、医療関係者等に必要とされる薬剤師業務、薬剤師職能とは~」をメインテーマに開催し、職能対策委員会・医薬分業検討会の企画・運営によるスモールグループディスカッションと全体協議等を行った。

また、平成22年3月12日には、厚生労働省の主催

で平成21年度医薬分業指導者協議会が開催され、本会として講師派遣等の協力を行った。

## (2) 医薬品の安全使用への貢献

### 1) DEM事業を通じた安全対策への貢献

DEM（薬剤イベントモニタリング：Drug Event Monitoring）とは、薬剤を使用した患者に発現したイベントを薬剤師の視点で把握し、それを収集・解析していくことである。日本薬剤師会では、薬局が医薬品の適正使用に一層貢献することを目的として、平成14年度から、全国の会員の薬局に参加を呼びかけてDEM事業を実施している。

本事業を毎年実施することにより、医薬品の安全対策の観点からは以下について充実を図りたいと考えている。

- ①薬事法第七十七条の四の二において、薬剤師に副作用等報告の義務が課せられていること等を踏まえ、薬剤師会が、地域の薬局から副作用等の情報を迅速かつ的確に収集するための基盤を整備すること
- ②参加した薬局に有益な事業成果をもたらすこと
- ③市販直後調査や臨床試験等に薬局が参加するようになった場合に、薬局が十分に対応できるための能力を養成しておくこと

前年度（平成20年度）事業では、インターネット上に報告システム（報告画面）を構築し、参加薬局はこれにアクセスして報告を行うことを原則として、平成21年2月に超短時間型睡眠導入剤（内用薬3成分）によるイベント発現の調査を実施した。そこで、本年度はこれの集計作業を行い、報告総数は調査票1として52,980件、調査票2として9,513件であり、コンプライアンスやイベントの発現状況等に関して有用なデータが収集できた。また、前年と同様にデータマイニングによる分析も試みられた。

これらの集計結果は、厚生労働省、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)などに報告するとともに、日薬誌（平成21年11月号）に概要を掲載した。

また、平成21年度DEM事業についても検討を行い、平成22年2月に吸入ステロイド（5成分）によるイベント発現等の調査を実施した。

### 2) ヒヤリ・ハット等医療安全に関する情報収集システムへの対応

#### ①医療機関における医療事故及びヒヤリ・ハット事例への対応

医療機関における医療事故及びヒヤリ・ハット事例は、財団法人日本医療機能評価機構が行う「医療事故情報収集等事業」において収集・分析・評価され、その改善方策など医療安全に資する情報が広く公表されている。

医療事故については、国立病院、大学附属病院及び特定機能病院等（その他参加登録した医療機関）に報告が義務化されている。ヒヤリ・ハット事例については、定点医療機関による全般コード化情報と、広く参加登録機関からの記述情報の2種類に分けて収集・分析されている。収集されたヒヤリ・ハット事例のうち専門家によって分析された記述情報は、個別事例のキーワード検索が可能なデータベースシステムとして運用されている。

医療事故情報及びヒヤリ・ハット事例の集計結果は、定期的に同財団より報告書が公表されており（年報と年4回の報告書）、また、収集された情報のうち特に周知すべき情報については、「医療安全情報」として事業参加医療機関等に広く提供されている。

本会では、都道府県薬剤師会に対しこれらの情報を提供するとともに、会員に対しては日薬誌を通じて薬剤に関する事故防止について注意喚起を行っている。

#### ②薬局におけるヒヤリ・ハット事例への対応

平成18年の医療法改正において、薬局が「医療提供施設」として位置付けられたこと等から、薬局において発生したヒヤリ・ハット事例を収集・分析する事業が、財団法人日本医療機能評価機構において平成21年度より開始された。

本会では、会員薬局の本事業への参加登録を進めるべく、都道府県薬剤師会へ数回にわたり通知するとともに（平成21年4月7日付、日薬業発第14号他）、本会ホームページ及び日薬誌等を通じて会員に周知した。また、医療事故防止検討会では、同事業に関する啓発資料を作成し、都道府県薬剤師会へ送付した（平成22年2月25日付、日薬業発第427号）。参加登録薬局は平成22年3月31日現在、2,244薬局となっている。

また、平成21年9月に公表された「薬局ヒヤリ・ハット事例収集分析事業第1回集計結果報告」及び平成22年3月に公表された「第2回集計結果報告」についても、都道府県薬剤師会へ通知する等、広く周知を図った。

#### ③調剤事故事例の収集・提供等について

本会では、平成13年4月より調剤事故事例の収集を行っている。収集する事例の範囲は事故事例とし、ヒヤリ・ハット事例（インシデント事例）は含んでいない。

報告された事故事例については毎年、発生地域や個人が特定されないように配慮した上で都道府県薬剤師会へ情報提供し、同様な事例が発生しないように注意喚起に活用している。本年度は、平成21年10月に香川県の保険薬局で起きた調剤事故について、都道府県薬剤師会を通じて特に注意喚起を行った他、本会宛に報告された全事故事例については、平成22年2月に開催した全国職能対策実務担当者会議



で再発防止に向け周知を図った。

### 3) その他

#### ①内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会

平成21年5月25日、厚生労働省に「内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会」が設置された。本会からは担当役員が委員として出席し、6月22日の第2回会議では、日本薬剤師会としてのスタンスを説明した。同検討会は平成22年1月19日に報告書を取りまとめた。本会では、同検討会の審議状況について適宜、日薬誌等を通じて情報提供を行い、日薬誌(平成22年3月号)へ報告書全文を掲載し周知を図った。また、医療事故防止検討会では、報告書を受け、医療安全の確保の観点から本会として行うべき事項をまとめ、平成22年3月23日に会長宛に意見具申を行った。

#### ②厚生労働省や他団体の医療安全対策活動への協力等

厚生労働省は、平成12年3月より「医療安全対策連絡会議」を開催し、医療関係団体に対し医療事故防止に関する要請、医療安全に関する連絡等を行っている。また、同省は平成13年より「医療安全推進週間」を定め、医療関係者の意識の向上や注意喚起を図るべく、行政・医療関係者によって種々の事業を展開している。平成21年度においても、11月22~28日に同週間が実施された。また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)では、平成19年6月に「医薬品・医療機器安全使用対策検討会」を設置し、医薬品・医療機器の安全使用のための検討を行っており、以上の会議や事業には、本会からも担当役員が委員として参加している。

### (3) 医薬品等の活用対策

#### 1) 医薬品等の適正使用の推進

##### ①サリドマイド製剤の安全確保

厚生労働省は平成20年10月16日、多発性骨髄腫の治療薬としてサリドマイド製剤の製造販売を承認し、その際、①安全管理方策の適正な実施、②文書による患者等への説明・同意の取得、③全症例を対象とした使用成績調査及び製造販売後臨床試験による安全性及び有効性に関するデータの収集、の3項目を条件とした。本会では、安全管理の方策である「サリドマイド製剤安全管理手順」(TERMS)の遵守等について、日薬誌(平成21年7月号)の日薬情報であらためて解説し、徹底を図った。なお、TERMSについては、薬事食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会の審議を経て、平成22年3月に改訂が了承され、処方日数の制限や持参薬の管理等が見直された。安全対策調査会には、本会より担当役員が委員として参加している。本会ではこれらの情報についても、適宜、都道府県薬剤師会へ通知するなどし、会員へ周知した。

##### ②塩酸メチルフェニデート製剤等の適正使用

平成19年9月にリタリンの乱用や薬物依存が社会問題化したことを受け、リタリン及びコンサータについては平成20年1月より、薬局等に対して適正な流通管理が義務付けられた。これら製剤の流通管理及び適正使用のため、ノバルティスファーマ株式会社においてはリタリン流通管理委員会が、ヤンセンファーマ株式会社においてはコンサータ錠適正流通管理基準委員会が設置されており、両委員会には本会からも担当役員が参加している。

##### ③クロザピン製剤の適正使用

厚生労働省は4月22日、治療抵抗性総合失調症の治療薬としてクロザピン製剤の製造販売を承認し、その際、流通管理の実施等を条件とした。製造販売者であるノバルティスファーマ株式会社により「クロザリル患者モニタリングサービス(CPMS)運用手順」として流通管理及び安全管理の手順が定められ、使用に当たっての留意事項が厚生労働省より通知された。本会では「薬局における調剤に関する事項」等について、都道府県薬剤師会へ通知(平成21年4月28日付、日薬情発第13号)する等し、会員への周知を図った。なお、ヤンセンファーマ株式会社においてはクロザリル適正使用委員会が設置され、本会からも担当役員が参加している。

##### ④フェンタニル経皮吸収型製剤の適正使用

フェンタニル経皮吸収型製剤については、平成22年1月20日に「中等度から高度の慢性疼痛における鎮痛」の効能・効果が追加承認される際に、適正使用流通管理体制が承認条件とされた。本会では、「フェンタニル経皮吸収型製剤の使用に当たっての留意事項について」を都道府県薬剤師会へ通知するとともに、日薬誌や日薬ニュース号外を通じて広く会員へ周知した。

##### ⑤毒物及び劇物の適正な販売の徹底

平成21年9月、薬局で販売したシアン化カリウム(青酸カリ)による自殺事件が発生した。当該薬局における販売手続きに違法性はなかったが、本会では毒物及び劇物の適正な販売の徹底について、あらためて都道府県薬剤師会へ通知(平成21年10月16日付、日薬業発第247号)し、法の規定を再確認するよう会員への周知を図った。また、平成21年10月、毒物劇物販売業者が、爆発物を製造しようとした者に対し、毒物及び劇物取締法で義務づけられた書面の提出を受けることなく劇物を販売した事案を受け、厚生労働省は「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」を通知したが、本会においても都道府県薬剤師会へ通知(平成21年12月8日付、日薬業発第316号)し、薬局における適正な保管管理及び販売について、会員への周知徹底を図った。

## 2) 後発医薬品の使用環境の整備

### ① 中医協関係

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について、厚生労働省は「平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%以上にする」という目標を掲げている。また、平成20年度診療報酬改定に伴って保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下、「薬担」）が一部改正され、平成20年4月より、①保険薬局はジェネリック医薬品の調剤体制の確保に努めること、②保険薬剤師はジェネリック医薬品へ変更可能な処方せんを調剤する際に、患者へジェネリック医薬品に関する説明を適切に行うことを義務付けるとともに、その際にはジェネリック医薬品を調剤するよう努めなければならないこと、が規定されている。

しかし、平成20年度に実施された中医協（診療報酬改定結果検証部会）の調査結果によると、ジェネリック医薬品へ変更可能な処方せんを持参した患者のうち、ジェネリック医薬品について説明した患者の割合が「10%未満」と回答した保険薬局が37.5%と最も多かったこと等、いくつかの問題点が指摘されていた。

そのような調査結果を踏まえ、平成20年7月、厚生労働省は地方厚生（支）局に対して、同局が実施する保険薬局等に対する適時調査や集団指導等の際に、薬担等における後発医薬品の使用促進規定の周知徹底を図るように通知した（平成21年7月7日付、日薬業発第707号）。

本会では、ジェネリック医薬品に関する説明とともに、ジェネリック医薬品への変更希望の有無を確認するための患者向け資材（チラシ：「ジェネリック医薬品」にかえてみませんか?）を3,000万枚作成し、都道府県薬剤師会を通じて全会員へ無償配布を行った（平成21年7月1日付、日薬業発第140号、同7日付、日薬業発第150号）。更に、同資材を使用する際の留意事項についても通知した（平成21年7月1日付、日薬業発第140号、同7日付、日薬業発第150号）。

更に、中医協（診療報酬改定結果検証部会）では、平成21年7月（7/21～27の1週間）における処方せんを対象として、後発医薬品の使用状況調査が実施された。同調査の実施にあたり、本会としては都道府県薬剤師会に対して協力を求めた（平成21年7月7日付、日薬業発第149号）。結果概要（速報）については、平成21年11月10日の診療報酬改定結果検証部会において報告された。

また、全国健康保険協会（協会けんぽ）においてもジェネリック医薬品の使用促進のための取り組みが行われ、本会に対しても協力依頼がなされた（平成21年4月30日付、日薬業発第42号、同10月29日付、日薬業発第266号）。

## 「ジェネリック医薬品」にかえてみませんか?

ジェネリック医薬品とは…

新薬の特許が切れた後に販売される、同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品です。  
ジェネリック医薬品に切り替えていただくことで、医療費が節約され、国民皆保険制度の維持につながります。  
ジェネリック医薬品の使用にご理解、ご協力下さい!

### 1. 新薬より安価で経済的です。

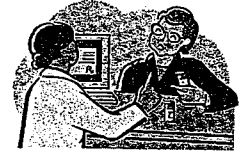
患者さんの自己負担額の軽減や、医療保険財政の改善につながります。

### 2. 効き目や安全性は新薬と同じです。

形や色などは新薬と異なる場合がありますが、国が品質・有効性・安全性に関する審査を行っています。

### 3. 欧米では広く使われています。

アメリカ、イギリス、ドイツでは、すでに使用されている医療用医薬品の5割超がジェネリック医薬品です。日本では2割に満たないのが現状です。



薬剤師にお伝え下さい

ジェネリック医薬品に変更できる処方せんであった場合、どのような対応を希望されますか?

- ①ジェネリック医薬品への変更を「希望する」。  
 ②ジェネリック医薬品への変更は「希望しない」。  
 ③もう少し説明を聞きたい。

社団法人 日本薬剤師会

### ② その他

国立医薬品食品衛生研究所には平成20年7月より、「ジェネリック医薬品品質情報検討会」が設置されており、本年度は平成21年7月2日と平成22年1月14日に開催された。昨年度は11成分を対象として品質確認試験が実施され、本年度は新たに5成分が対象に追加されている。

同1月14日の会合では、平成20年度の対象成分であった、①アマンガジン塩酸塩錠、②クラリスロマイシン錠、③トリアゾラム錠、④プラバスタチンナトリウム錠、⑤プロチゾラム錠、⑥ロキソプロフェンナトリウム錠、⑦ノルフロキサシン錠、⑧イソパミドール注射剤（8成分、164製剤）の試験結果が報告され、トリアゾラム錠の後発品について溶出規格に適合しなかったものが1品目認められたが、「わずかに下回る程度で、自社試験では適合していた」等の理由から、「問題ない」と結論付けた。

同検討会は年2回程度、非公開にて開催され、議事概要及び会議資料は同研究所のホームページを通じて公開されている。同検討会には、本会役員も委員として出席しており、会員には日薬誌を通じて適宜、情報提供に努めた。

また、「地域薬局による在宅服薬支援（在宅医療・居宅療養）における薬物療法の向上及び効率化のための調査研究」の一環として、「ジェネリック医薬品使用・銘柄変更ガイド（第一版）」を作成し、都道府県薬剤師会を通じて会員へ周知するとともに、日本薬剤師会のホームページにも掲載し、普及に努めた（「6. 居宅等における医療提供及び介護保険制度への対応、(5)多職種協働によるケアマネジ

メントの徹底・推進、2) 地域薬局における在宅服薬支援(在宅医療・居宅療養)における薬物療法の向上及び効率化のための調査研究」参照)。

一方、ジェネリック医薬品の製薬企業(大洋薬品工業)における薬事法違反事例の発生を受け、当該企業に対し、信頼回復に向けた取り組みを求めべく申し入れを行うとともに、日本ジェネリック製薬協会及び日本製薬団体連合会にも要望書を提出した(平成22年3月31日付、日薬業発第477号)。

### 3) 医療用麻薬の供給と適正管理のための環境整備

在宅医療の推進等に伴い、薬局においては医療用麻薬の適正な取扱いが求められている。「麻薬・覚せい剤行政の概況」(厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課)によると、平成21年12月末日現在、麻薬小売業者の免許を取得している薬局は33,591で、薬局数(平成20年度末53,304)に占める割合は63%である。

平成19年9月1日からは麻薬小売業者間の譲渡・譲受が可能となっているが、本来の流通形態である卸売販売業からの医療用麻薬の迅速な供給について、平成21年6月に日本医薬品卸業連合会に要望した。

また、医療用麻薬の適正使用においては、使用と管理の両面についての理解の推進が必要であるとの観点から、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課において「医療用麻薬適正使用ガイダンス」が作成され、平成21年度より都道府県薬務担当部署を通じて麻薬管理者等への配付が行われている。本会ではガイダンス小冊子を都道府県薬剤師会へ送付し、情報提供した。

本会では引き続き、医療用麻薬の供給と適正管理のための環境整備を図っていく。

### 4) 一般用医薬品の適正使用の確保と普及・啓発

平成21年6月1日に施行された新たな医薬品販売制度については、運用の詳細を解説する施行通知が5月8日に発出され、会員への十分な事前説明が行えない状態で施行日を迎えることとなった。そのため本会では、新制度について、国民への広報も含め、会員が新たな販売制度に対応できるための支援策等を講じた。具体的な対応内容を以下に示す。

#### ○国民への広報

政府広報に協力してテレビ番組に出演(20年度)した他、報道機関からの取材に応じる等、公報に努めた。その他、以下①～③の対応をとった。

#### ①薬局店頭貼付用ポスターの作成・配布

(5月中旬): 6万枚

#### ②購入者等への配付用チラシの作成・配布

(5月中旬): 200万枚

#### ③一般紙への全面広告「薬剤師からみなさまへ。

お薬をを使う前に、知ってほしいことがあります」:

平成21年5月31日、全国紙5紙への掲載

#### ○会員への広報・周知

平成21年2月の省令公布や施行通知の発出等に合わせ、都道府県薬剤師会への通知や日薬誌(平成21年5、6月号)の日薬情報での解説を行った。その他、施行日間近の5月11日と22日の2回、日薬ファックスニュース並びに本会ホームページを活用し、以下の情報を提供した。

#### ①施行日から直ちに対応しなければならない事項

#### ②対応状況をチェックするための自己チェックシート

更に、日薬誌(平成21年12月号)で、改正薬事法施行以降の本会の対応、セルフメディケーション・サポート薬局による調査結果概要等を紹介した他、平成22年1月には、制度改正の趣旨を踏まえた対応が各薬局等において確実に実行されるように、都道府県薬剤師会を通じ、改めて会員への周知をお願いした(平成22年1月19日付、日薬業発第378号)。

#### ○リスク分類に対応するための資材の提供

新たな販売制度への的確な対応のためには、供給している医薬品のリスク分類の把握が必要であるが、施行時点で流通していた製品の多くは、製造販売業者におけるリスク分類の外箱表示がされていなかった。そのため以下の資材を会員へ提供した。

#### ①リスク分類リスト: 4月3日、本会ホームページに初版公開、以後随時更新(基礎情報は日本OTC医薬品協会及び全国家庭薬協議会からの提供)。

#### ②本会作成のリスク分類シール: 日薬誌(平成21年6月号)に同封、また本会ホームページに雛型を掲載。

#### ③日本OTC医薬品協会から提供されたりリスク分類シールの配布: 5月下旬、日本OTC医薬品協会から提供されたりリスク分類シールを都道府県薬剤師会を通じて会員に配付。

#### ○購入者への情報提供に活用できる資材の提供 会員への支援策として、以下の資材を提供した。

#### ①情報提供文書素材: 4月3日、本会ホームページに薬局店頭での情報提供の際に活用できる情報提供文書の素材(メーカー別製品リストを用いたPDFファイル及びテキストデータ)を公開、以後随時更新(基礎データは、セルフメディケーション・データベースセンターの作成)。なお、添付文書は、セルフメディケーション・データベースセンター及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページからダウンロードが可能である。

#### ②薬局製剤の添付文書: 薬局製剤の添付文書の例は薬局製剤業務指針(第4版)で示してあるが、第4版以降に変更又は追加となった品目については、本会のホームページに掲載している。

#### ○薬局における掲示に活用できる資材の提供

新たな販売制度では、「薬局の管理及び運用に関

する事項」と「一般用医薬品の販売制度に関する事項」について薬局内に掲示することが求められている。そのため、6月8日、本会ホームページにそれらの資料を公開した（掲示物は、既存の薬局は平成24年5月末日までに整備）。

#### ○一般用医薬品販売の手引き

本会では、平成18年6月の薬事法改正を受け、法律の施行を待つまでもなく会員に実行してもらうことを目的として「新・薬剤師行動計画」を策定した。そして、行動計画の実効性を高めるため、「一般用医薬品販売の手引き―暫定版」を作成し、会員向けの参考資料として提供してきたが、関係省令や通知等の公表を受けて「一般用医薬品販売の手引き第一版」を作成し、6月9日、本会ホームページに公開した。内容は、①医薬品販売制度の改正について、②標準的販売手順とリスクの程度に応じた販売の在り方、③販売時以外に求められる対応、等となっている。

#### ○改正薬事法に関するQ&A

本会では、新たな販売制度の施行に伴い、各都道府県薬剤師会を通じて疑問点等を収集し、本会としての考え方を回答という形で整理し、8月5日、本会ホームページに公開した。内容は「貯蔵と陳列」、「名札と衣服」、「掲示物」、「販売と情報提供」となっている。

なお、厚生労働省においても「一般用医薬品販売制度に関するQ&A」を作成・公表したことから、本会においても都道府県薬剤師会に通知する等し、会員への周知に努めた（平成22年2月15日付、日薬業発第408号）。

#### ○苦情相談窓口の設置

新販売制度では、薬局に掲示すべき事項の一つに「苦情相談窓口に関する事項」を定めており、厚生労働省の施行通知（平成21年5月8日付、薬食発第0508003号）では具体的に「業界団体や、医薬品販売業の許認可権限を有している都道府県等に設置されるもの」としている。

本会では改正薬事法の趣旨に鑑み、都道府県薬剤師会に対し苦情相談窓口の設置を依頼した（平成21年5月20日付、日薬業発第83号）。

#### ○外部団体との薬に関する懇談会

一般用医薬品の販売制度改正を契機として医薬品の適正使用や薬剤師の役割に関する周知活動を行うことの重要性に鑑み、8月31日、全国老人クラブ連合会女性委員会との懇談会を開催した。

#### ○対面話例示集 二訂版

本会では、平成15年10月に対面話例示集の初版を公表し、その後、平成18年6月に薬事法が一部改正されたことに鑑み、「新・薬剤師行動計画」（平成18年9月15日）の「新たな一般用医薬品販売制度への対応」に係る取り組みの一環として、平成19年6

月に対面話例示集の“改訂版”を公表した。今回、改正薬事法施行に伴い見直しを進め、「二訂版」として取りまとめた。12月28日、本会ホームページに公開した。内容は薬局等における対面での販売の必要性の他、販売時の確認手順、実際の対話例等となっている。

#### ○調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等のための業務に関する指針・業務手順書の作成にあたって

平成21年6月1日の改正薬事法の施行により、既存の薬局（平成21年6月1日の改正薬事法施行前に開設されていた薬局）は、平成24年5月31日までに、“調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等のための業務に関する指針と業務手順書”（以下、指針と手順書の両者を指す場合は「情報提供指針等」、個々の場合は「情報提供指針」、「情報提供手順書」と略す）を作成し、それらに基づく業務の実施を求められている。

既存の薬局には、既に、“医療安全管理指針及び同指針に基づく業務手順書”（以下、「安全管理指針等」と略す）が整備されているが、今回求められている情報提供指針等は、既存の安全管理指針等と異なることから、全ての薬局で、新たに情報提供指針等を作成することが求められている。そのため、改正薬事法に基づいた情報提供指針とその業務手順書を個々の薬局で作成する際の参考とするために、本冊子を作成し、平成22年2月9日、本会ホームページに公開した。

なお、今年度作成した「一般用医薬品販売の手引き 第一版」、「対面話例示集二訂版」、「調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等のための業務に関する指針・業務手順書の作成にあたって」の3点を合わせて一括製本し、頒布した（平成22年2月10日、事務連絡）。

#### ○一般用医薬品担当者全国会議の開催

本会では平成22年2月7日、平成21年度一般用医薬品担当者全国会議を開催し、各都道府県薬剤師会の担当者ら約90名が参加した。

会議では、冒頭、児玉会長が挨拶に立ち、薬局において一般用医薬品を取り扱うことの重要性について述べるとともに、新販売制度を定着させ、国民の目に見える薬局となる必要があることを、都道府県薬剤師会から会員に向けて発信してほしいと強く要請した。その後、前述の「一般用医薬品販売の手引き 第一版」、「対面話例示集二訂版」、「調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等のための業務に関する指針・業務手順書の作成にあたって」の解説等が行われた。

なお、講演の様様をDVDとして都道府県薬剤師会へ送付するとともに、本会ホームページにて提供する予定である。

#### 5) 薬局製剤の普及・啓発に向けた対応

平成21年度も引き続き、薬局製剤業務指針に関して、有効性・有効性を高めた新規処方への掲載と原料入手困難な製剤の改訂を中心に薬局製剤・漢方委員会にて検討を行った。平成21年8月には、これまでの法令改正や薬局製剤品目改正等に対応した「薬局製剤業務指針 第5版」を出版した。

また、平成22年3月18日付薬食審査発0318第1号/薬食監麻発0318第6号「改正法施行に伴う経過措置等終了にあたっての対応について」が発出され、これに伴い薬局製剤を製造販売する薬局は、医療用医薬品あるいは一般用医薬品として承認を受けているもの以外の製造用原料を用いる場合は、その原料が他の医薬品の製造用に供されていることを確認することとなったため、平成22年3月23日付、日薬情発第92号による通知を行い会員への周知を行った。

一方、漢方薬に関しては、平成21年8月の薬事・食品衛生審議会一般用医薬品部会において、加減方23処方の新基準への追加が了承され、平成22年度早々に正式に公表される予定である。薬局製剤・漢方委員会ではこれらの漢方処方について、薬局製剤指針にすみやかに反映されるよう厚生労働省に対して要望していく方針である。

なお、新規掲載を要望している西洋薬については、現在、本会医薬品試験委員会の協力の元、製剤規格と試験方法の設定を行っており、薬局製剤指針掲載に向けて引き続き厚生労働省と調整を進めている。薬局製剤・漢方委員会では医療用医薬品の成分などを用いた新規処方も検討中である。

また、第42回日薬学術大会において展示ブースを設け、薬局製剤の普及や改正薬事法による薬局製剤取り扱いの変更点の周知のために広報活動を行った。

#### (4) 情報支援システム等の検討・整備 (薬剤師・薬局業務に係る情報技術の検討と推進)

医療情報の高度化、IT化が進む中、会員が医薬品に関する膨大な情報を的確に処理するためには、薬剤師会の組織的な対応と支援が必要不可欠であることから、インターネットやファクシミリを利用した情報支援システム及び会員のIT化促進策、日本薬剤師会・県薬剤師会間の情報ネットワークを中心とした検討・整備の他、今後取り組むべき電子認証システムについての検討を進めた。

##### 1) IT化推進のためのプラットフォーム（仮称）の構築

平成17年より、日本薬剤師会一都道府県薬剤師会、都道府県薬剤師会一会員間の情報伝達等を拡充するため、インターネットを用いた「IT化推進のためのプラットフォーム」の構築について、検討・

整備を実施している。

##### ○「会員向けインターネット利用ID」の発行

平成18年9月1日より、全会員に日本薬剤師会の会員であることのメリットを見える形で提供するために、個別の「会員向けインターネット利用ID（以下、「ID」）」を発行している。会員は、本IDを用いて、自身のパスワードを日薬ホームページで登録することにより、会員向けサービスの利用が可能となる。平成22年3月末時点では約37,000人がパスワードを設定した。

##### ○IDを利用した各種サービスの実施

IDを利用したサービスとしては、①薬事情報・調剤報酬改定情報・医薬品情報・啓発資料等の会員向け情報の提供、②医薬品データシートデータベース（以下、「医薬品DS」）の提供、③日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会から会員への電子メール配信（以下、「日薬メールマガジン」）を実施している。

医薬品DSについては平成18年12月8日に会員向けに公開し、平成22年3月末現在、後発医薬品を中心に約6,400品目のデータが入力されている。

また、日薬メールマガジンの配信については、平成19年1月31日に第1号を創刊し、平成22年3月末までの配信回数は197回となっている（「16. 組織・広報活動の推進(5)各種媒体による本会活動の周知 4) 日薬メールマガジン」参照）。なお、電子メールの配信は、ウイルスメールや迷惑メール防止等の理由から、本会及び都道府県薬剤師会からの通知専用（FAX同様に一方通行）として運用している。また、インターネット上のサーバーに格納する個人情報には、ID・パスワード、生年月日、都道府県番号等とし、氏名・住所・電話番号等の情報は格納していない。

##### ○ホームページでの動画配信の開始

インターネット環境の整備及びブロードバンド環境の普及に伴い、動画等の大容量ファイルのダウンロードが容易に可能となってきている。このような経緯から、本会では平成22年2月24日より会員向けホームページでの動画配信を試行的に開始し、平成22年3月末までに診療（調剤）報酬改定情報及び薬局実務実習担当者全国会議のコンテンツを公開した。コンテンツは平成22年度以降も随時拡充していく予定である。動画は、ブロードバンド環境さえあれば時間・場所を選ばずに視聴することが可能であり、また、その場で講師の説明を聞くように学習・理解できるという利点がある。そのような意味から、動画は今後も活用していくべき有益なツールであると考えられ、今後はホームページでの動画配信を通じて、ファイルの配信形式・アクセス数・回線負荷等の検討を行うとともに、eラーニングシステムの構築の際の参考とする予定である。

## 2) 医薬品情報BOX (旧日薬情報BOX)

本会では、製薬企業と協力しFAX情報BOXの利用を一層便利に行う方策として、平成10年より、FAX情報BOXのメニュー情報を1ヵ所に取りまとめた「医薬品情報BOX」事業を主宰している。また、平成13年5月からは、インターネットを利用した「Web版医薬品情報BOX」(医薬品情報BOX-on the Web)を構築した。

一方、インターネットの普及により、FAXの利用が減少するとともに、医薬品医療機器情報提供ホームページ(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)(PMDA)の添付文書データベースを代表とする他の機関による情報提供環境が整備されてきた。そのため、平成18年度より医薬品情報BOXのサービス内容を一部変更し、インターネットからのFAXの取り出しについてのみの提供を行うこととした。

本サービスについては平成22年3月末現在、製薬企業約20社の参画を得ている。

## 3) 日薬・県薬間情報ネットワークシステム

都道府県薬剤師会と日本薬剤師会間の紙媒体の文書を電子化し、より迅速かつ効率的な情報交換を行うことを目的として、情報ネットワークシステムについて検討を行った結果、平成15年4月より、試行事業として「JPA文書管理ネット」システムを開始している。

既に本会では、都道府県薬剤師会宛文書のほぼ全てを同システムに登録しており、その活用方法について、今後も検討を行う予定である。

## 4) ヘルスケア公開鍵基盤 (HPKI) に基づく薬剤師電子認証局の構築の検討、及び、医療情報取扱いにおけるネットワークの利用に関する第三者評価機関の設立の検討

本会ではこれまで、医師・歯科医師・薬剤師をはじめとし、医療職全体をカバーすることを目的とした電子認証局を、日本医師会、日本歯科医師会と連携し共同して設置することについて検討を行っていた。一方、レセプトオンライン請求を含め、電子署名認証局だけでなく、他のIT基盤についても医療職能団体共同で整備を行うべきとの検討も行われている。

平成21年度、日本医師会・日本薬剤師会・日本医療情報学会が社員(いわゆる会員)となった一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会〔理事長は喜多紘一氏(東京工業大学大学院理工学研究科統合研究院ソリューション研究機構特任教授)、本会からは安部常務理事が理事として参加。本年7月に有限責任中間法人から一般社団法人に変更〕を発足させ、現在はレセプトオンライン請求等

に用いる回線等についての情報安全管理適合性評価事業を実施している。

## 5) 都道府県薬剤師会の有用なコンテンツへのリンクの検討

都道府県薬剤師会では、ホームページを通じて、一般市民あるいは会員に向けて様々な情報を提供しているが、その中には、都道府県薬剤師会が独自に作成した薬事・医薬品情報資料や啓発資料等、有用性の高いコンテンツが多数含まれている。地域間の情報格差の是正・地域情報の有効利用の観点から、このようなコンテンツを都道府県薬剤師会の同意を得た上で、日本薬剤師会会員向けホームページでリンクあるいは公開し、情報の一元化と共有ができるように、検討を始めている。

## 6) eラーニングシステムの構築の検討

パソコンとインターネット接続環境があれば時と場所を選ばず利用可能なeラーニングシステムは、薬剤師の資質向上と生涯学習において、非常に有効な手段であると考えられる。現在、生涯学習委員会が中心となり構築を検討しており、また、職能対策委員会・情報システム検討会においてシステムの検討を行っている(「2. 生涯学習の推進(2)eラーニングの検討・試行」参照)。

## 7) 対外的活動

以下の外部事業に本会理事者を派遣するとともに、必要な検討を行っている。

○ISO/TC215/WG6/国際標準化機構(ISO)

「9. 医薬品等情報活動の推進(2)国・企業・学会等の情報の収集・評価・伝達 4) ISO/TC215/WG6(国際標準化機構/保健医療情報/作業部会)国内作業部会」参照。

○ISO/TC215国内対策委員会/財団法人医療情報システム開発センター(MEDIS-DC)

ISO/TC215(保健医療情報)の国内における審議及び対応を円滑に実施するために設置されたもの。

○セルフメディケーション・データベースセンター運営委員会/セルフメディケーション・データベースセンター

一般用医薬品に関するデータベースの運用に関して検討を行うもの。

○医療情報ネットワーク基盤検討会

本検討会は平成15年6月より厚生労働省医政局に設置され、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(平成19年3月、以下安全管理ガイドライン)の改定等を含めた検討が行われている(本会からは担当副会長が委員として参加)。

まず、平成20年度末にパブリックコメントが実施された安全管理ガイドラインの改訂は、微修正であ

ったが、「3.3 取り扱いに注意を要する文書等」に、電子薬歴が対象文書として明記されたため、4月9日、都道府県薬剤師会に「安全管理ガイドライン(第4版)が確定したことから、現行の電子薬歴ガイドラインを廃止し、電子薬歴の取扱は、以後、安全管理ガイドラインに則ったものとなる」旨を通知した。

平成21年度は昨年度に引き続き①医療分野における電子化された情報管理の在り方に関する事項(「診療録等の外部保存通知」の改定に向けた検討)、②個人が自らの医療情報を管理・活用するための方策等に関する事項(医療機関から自らの診療情報を安全に入手し、活用するための方策の検討)の2点について議論が行われた。

その結果、①については、11月に同検討会は、診療録等の外部保存を行う場所について、各ガイドライン(厚生労働省・経済産業省・総務省)の要求事項の遵守を前提として、民間事業者等との契約に基づいて確保した安全な場所(外部)も可能とすべき旨の提言を取りまとめた。厚生労働省はそれを受けた形で、「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年3月29日付け医政発第0329003号・保発第0329001号厚生労働省医政局長・保険局長通知)の一部を改定し、医療機関等が民間事業者等との契約に基づいて確保した安全な場所での診療録等の外部保存を可能とした(平成22年2月1日、医政発0201第2号・保発0201第1号)。また同日、それに対応した「安全管理ガイドライン(第4.1版)を公開した。②については、電子化された診療情報を安全にやり取りするためには、“なりすまし”を防ぐための仕組みが必要であり、そのため、本人性と国家資格等を確認するための保健医療福祉分野の認証基盤(認証用HPKI, 認証用Healthcare Public Key Infrastructure)の構築が検討され、11月に、保健医療福祉分野PKI認証局認証用(人)証明書ポリシーと同(組織)証明書ポリシーが公開された。

## (5) 基準薬局制度を活用したかかりつけ薬局の推進と定着

基準薬局制度については、平成18年度に、①認定基準の内容を平成18年6月の改正医療法、改正薬事法及び改正薬剤師法を踏まえたものにする、②本制度を「地域住民に選ばれる薬局の自主基準」と位置づけるため「基準薬局の理念」を新たに設ける、等の改定を行い、新実施要綱として平成19年4月1日より施行した。本会では、これら新実施要綱の施行等に鑑み、基準薬局制度を活用したかかりつけ薬局の推進・定着を図るべく、例年、一般紙を活用した基準薬局の啓発活動を企画・実施している。

本年度は、10月17日に毎日新聞社の企画・制作で掲載された「身近な健康アドバイザー—薬剤師 気

軽に利用を—」と題するPR広告において、本会役員がインタビューに答える形で、かかりつけ薬局や基準薬局の啓発を行った。

また、本会では例年、基準薬局制度の進捗状況を調査しており、本年度は、平成21年6月末現在の全国の状況を調査した。その結果によると、①基準薬局数は16,086薬局(保険薬局数に占める割合は30.7%)で、前回調査(平成19年10月末現在)と比べ2,021薬局の減少となっていること、②減少の要因としては、平成19年4月1日より施行した新認定基準において、毒物劇物一般販売業の登録を受けていることを認定基準に加えたこと等が推測された。また、各都道府県薬剤師会より、現実を踏まえた認定基準の再見直しや、発展的解消も含めた基準薬局制度そのものの再検討等、様々な意見が寄せられていることから、薬局薬剤師部会において、これら調査結果も踏まえながら、基準薬局制度の今後のあり方等について、議論を行っているところである。

## (6) 新・薬剤師行動計画の着実な実行に向けた環境整備(災害時の対応等を含む)

### 1) 新・薬剤師行動計画の推進

本会では、平成18年6月に公布された改正薬事法、改正薬剤師法、改正医療法等を踏まえ、新たな薬剤師の取り組みとして、平成18年9月「新・薬剤師行動計画」を策定し、都道府県薬剤師会に対し、各行動内容の早期達成に向けた迅速な取り組みを行うように要請した。

平成19年11月には行動目標の達成状況について検証調査を実施し、平成20年7月、検証結果を取りまとめ、公表した。

また、本会が実施する「全国職能対策実務担当者会議」では平成18年度より「新・薬剤師行動計画の推進」をメインテーマに、全国の実務担当者が一堂に会し協議を行っている。平成20年6月、前年度の出席者に対して、行動計画の推進のため、また会員への情報伝達のためにどのような施策を講じたか等についてアンケートを実施した。アンケートからは、県薬役員等が支部を回って行動計画の各項目の意義等について会員に直接情報伝達する等の取り組みも見られる一方、多忙等により研修会に参加できない会員に対する支援策の必要性等の課題も明らかとなった。

この他、新・薬剤師行動計画の制定時、自動体外式除細動器(AED)の薬剤師会館等への設置についても今後積極的に推進することが望ましい、との考えを示しており、本会でも平成20年10月、事務所にAEDを設置するとともに、都道府県薬剤師会に対しても設置を要請した。なお、新・薬剤師行動計画の検証結果によると、11県薬と44地域支部薬剤師会にAEDが設置されている(平成19年11月現在)。また

20年4月には医政局長、医薬食品局長連名でAEDの管理について関係団体宛注意喚起通知があり、本会は都道府県薬剤師会に対して周知した。

## 2) 災害時の対応等

本会では平成19年1月17日に「薬局・薬剤師の災害対策マニュアルー災害時の救援活動と平時の防災対策に関する指針」を策定した。都道府県薬剤師会に対しては、マニュアルを県、市区町村の地域防災計画への参画や会員への研修に活用するよう要請しているが、平成22年1月、阪神・淡路大震災から15年を経て、改めて災害対策の一層の推進のため、マニュアルを基に「薬剤師の災害活動」(パワーポイント資料)を作成、都道府県薬剤師会や会員に活用を呼びかけた。

また、本会から総務省への働きかけにより、平成19年10月1日に「重要通信を行う機関を指定する件」が一部改正され、同日施行されている(平成19年総務省告示第550号)。当該告示により、重要通信を行う災害救助機関に「薬局」が加わり、薬局は災害時に優先的に繋がる電話を電話会社各社と契約することが可能となった。本会では平成19年度から引き続き、都道府県薬剤師会を通じて、契約を行う薬局の調整を行っている。

なお、平成21年度に発生した地震等災害については、8月の駿河湾の地震については静岡県薬剤師会が情報収集に努めながら適宜対応し、22年1月のハイチ大地震、2月のチリ大地震では日本赤十字社を通じてそれぞれ50万円の救援金を送金した。

## 4. 医療制度への対応

### (1) 医療計画を通じた医療連携体制への積極的な参画(他職種連携を含む)

#### 1) 医療計画の見直しへの対応

医療法に基づき、都道府県は医療計画を策定し、また、国は同計画を策定するための基本方針を定めることとされている。

国による基本方針が平成19年3月30日に告示され(同4月1日施行)、同7月20日には厚生労働省医政局長等から新たな医療計画を作成する際に参考とする「医療計画作成指針」が示され、同年度中に各都道府県でこれらを基にして新たな医療計画が策定された。

同指針では、疾病又は事業毎の医療連携体制の在り方として、4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)及び5事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療)を示し、各々の医療提供体制を医療計画に明示するよう求めている。また、「薬局の役割」という独立した項目が設けられ、「薬局については4疾病5事業

毎の医療連携体制の中で、調剤を中心とした医薬品や医療・衛生材料等の提供拠点としての役割を担うことが求められ、薬局の医療機能を医療計画に明示する」とされている。

本会では、都道府県薬剤師会に対して、各都道府県における同計画の策定状況を情報提供するとともに、策定過程に関与するよう要請したところであり(平成19年度)、本年度も各地域の状況を踏まえ、必要に応じて対応した。

#### 2) 地域医療再生計画への対応

政府・与党は4月10日に「経済危機対策」を決定し、都道府県が策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う、医療圏単位での医療機能の強化等の取組を支援することとした。国はこの支援策として、平成21年度補正予算において「地域医療再生臨時特別交付金」(3100億円。後に2350億円に減額)を確保し、厚生労働省は平成22年1月29日、各都道府県への地域医療再生基金の交付を決定した。

厚生労働省が平成21年6月5日に発出した医政局長通知では、都道府県が「地域医療再生計画」を作成する上で参考とする指針が手引きの形で示された。指針の「地域医療再生計画策定等に係る手順」や「地域医療再生計画の変更」の中では、薬剤師会に対して意見を聴取する旨が記載された。また、地域医療再生計画の内容として①救急・周産期医療などに重点化、②機能分化・連携に重点化、の2つの例が併せて示され、このうち、機能分化・連携に重点化を置いた「地域医療再生計画モデル例②」では、在宅医療を推進する観点から、二次医療圏単位で在宅医療に取組む薬局を整備する事例が示された。本計画の期間は平成21~25年度の5年間である。

本会では、地域医療再生計画の重要性に鑑み、都道府県薬剤師会に5回にわたり通知(平成21年6月9日付、日薬業発第125号、他)を発出し、都道府県薬剤師会の積極的な参画を依頼した。また、参画状況についても適宜、調査を行い、25道府県の地域医療再生計画に①在宅医療に取り組む薬局の整備、②薬局を含めた地域医療連携体制の構築、③薬剤師の確保と資質向上等、薬局・薬剤師(会)関係の事業が盛り込まれていることが明らかになった。

#### (2) 薬局等における安全管理体制の整備

インスリン製剤に係る調剤事故を防止するため、本会では平成17年5月に「インスリン製剤の調剤にあたっての留意事項及び薬剤交付時の説明事項に関する解説」を作成しているが、本年度は当該メーカー3社の協力を得つつ、医療事故防止検討会で販売名変更に伴う改訂と内容の充実を図った。改訂版資料については、平成21年5月に日薬ホームページに掲載した。



また、薬局等における安全管理体制の整備を進めるため、平成22年2月には各都道府県薬剤師会の調剤事故対策の体制を調査し、調査結果は各都道府県薬剤師会にフィードバックした。

### (3) 病院薬剤師と薬局薬剤師の機能連携強化

本会では平成18年3月、「医療安全のための薬局薬剤師と病院薬剤師の連携」についての提言をまとめ、公表した。更に、平成19年度には同提言に基づき、日本病院薬剤師会と協議の上、他施設の薬剤師同士が情報を提供し合う際に用いる統一書式（薬剤適正使用のための施設間情報連絡書）を作成し、全国2地区の薬剤師会においてモデル事業を実施した。続いて、平成20年度には、全国11地区の薬剤師会において「医療安全のための薬局薬剤師と病院（診療所）薬剤師の連携推進事業」を実施した。同事業は、医療機関と地域の薬局が連携し、実際に連絡書を用いて患者情報の共有を行い、薬剤師が他の施設の薬剤師へ情報を提供し、円滑な連携を図っていく上での課題等を把握することを目的としている。また、平成20年度事業では、いわゆる薬薬連携の有用事例の収集も行った。

本年度においては、過去3年間の薬薬連携推進事業の成果を取りまとめ、総括報告書として平成21年12月に公表した。

なお、「医療安全における薬薬連携」については、本年度の病院診療所薬剤師研修会でもメインテーマとして取り上げている。

## 5. 医療保険制度への対応

### (1) 調剤報酬体系の継続検討と当面する課題への対応（調査・研究を含む）

#### 1) 平成22年度診療報酬（調剤報酬）改定

平成22年度診療報酬（調剤報酬）改定に向けた検討にあたり、都道府県薬剤師会を通じて、次回改定に関する意見及び要望を収集した（平成21年7月28日付、日薬業発第169号）。

これらの意見・要望を参考として、医療保険委員会などにおいて検討するとともに、生薬調剤（浸煎薬、湯薬）、内服薬、一包化薬の投与日数に関する調査を実施した（平成21年10月16日付、日薬業発第246号、同11月2日付、日薬業発第268号）。

また、患者への服薬指導や薬歴管理の充実を図るため、「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン」（第1版）を策定した他、薬歴の様式（初回患者質問票）を作成し、会員へ周知した（平成21年11月24日付、日薬業発第297号、12月3日付、日薬業発第311号）。

中医協においては、平成21年6月における収支状況を対象として医療経済実態調査を実施した他（平

成21年5月19日付、日薬業発第72号、同25日付、日薬業発第90号）、同診療報酬改定結果検証部会として、「明細書発行の一部義務化の実施状況調査」と「後発医薬品の使用状況調査」を実施した（平成21年7月7日付、日薬業発第149号、同27日付、日薬業発第168号）。

薬価及び材料価格については、それらの市場実勢価格を把握するため、医薬品価格調査並びに特定保険医療材料価格調査が実施され、本会としても都道府県薬剤師会を通じて会員への協力を求めた（平成21年9月4日付、日薬業発第207号）。

中医協における具体的な議論・検討については、平成21年9月末から1ヵ月間、政権交代や委員交替等の影響を受けて事実上審議が停止していたが、大幅な委員交代とともに10月30日から議論が再開され、平成22年2月12日の答申までの間、週2回という精力的なペースで行われた。その間、1月22日には福島県文化センター（福島市）において公聴会を開催した。

本会としては、11月18日の中医協において医療経済実態調査の結果に関する見解を示した他、同25日には診療側委員全員として、平成22年度診療報酬改定について「医療費全体の底上げを強く求める」と要望し、更に12月22日には具体的評価要望項目を提出した。

一方、社会保障審議会の医療部会及び医療保険部会では、平成22年度診療報酬改定に向けた基本方針の策定について、平成21年7月から議論が開始された（医療部会は7月9日、医療保険部会は7月15日）。例年より2ヵ月ほど早いスタートとなったものの、8月中は各1回開催されたのみで、その後は11月と12月に開催され、12月8日付けで基本方針を取りまとめた。

基本方針は、2つの重点課題（①救急・産科・小児・外来等の医療の再建、②病院勤務医の負担の軽減（医療従事者の増員に努める医療機関への支援））と、4つの視点（①充実が求められる領域を適切に評価していく視点、②患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点、③医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点、④効率化の余地があると思われる領域を適正化する視点）からなっている。その後、中医協では、同方針に基づき議論が進められた。

平成22年3月5日に診療報酬（調剤報酬）点数が告示された以降は、同6日にラーニングスクエア新橋（東京都港区）において都道府県薬剤師会の社会保険担当者を対象とした「平成22年度調剤報酬改定等説明会」を実施するとともに、算定要件などの関係通知を送付した他、Q&Aを作成し会員へ周知した。また、日薬誌（平成22年3月号及び4月号）の日薬

旧 (～平成21年9月30日)	新 (平成21年10月27日～)
【1号側委員】 対馬忠明(健保連専務理事) 小島 茂 (連合総合政策局長)	【1号側委員】 白川修二(健保連専務理事) 中島圭子 (連合総合政策局長)
【2号側委員】 竹嶋康弘(日医副会長) 藤原 淳(日医常任理事) 中川俊男(日医常任理事) 山本信夫(日薬副会長)	【2号側委員】 安達秀樹(京都府医副会長) 嘉山孝正(山形大医学部長) 鈴木邦彦(茨城県医理事) 三浦洋嗣(日薬理事)
【専門委員】 大島伸一 (国立長寿医療センター総長)	【専門委員】 北村善明 (日本放射線技師会会長)

情報で解説を行った他、改定内容の概要を説明するための動画配信も行った(平成22年3月12日付、日薬業発第445号、同17日付、事務連絡、同19日付、日薬業発第456号、他)。

## 2) 調剤レセプトの直接審査・支払

健康保険組合による調剤報酬の審査及び支払については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(決定)」(平成17年3月25日閣議決定)及び「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)に基づき進められてきた。

ただし、実施にあたっては、①患者のフリーアクセスを阻害しないこと、②健康保険法の規定に基づき点検及び突合並びに適正な審査を行うこと、等の一定条件を満たすとともに、健保組合の規約変更について厚生労働大臣の認可が必要とされている(平成17年4月12日付、日薬業発第11号)(平成18年12月18日付、日薬業発第213号)(平成19年1月23日付、日薬業発第236号)。

しばらく直接審査・支払を実施する健保組合はなかったが、トヨタ健康保険組合と日本電気健康保険組合の2組合から地方厚生局に対し、調剤報酬の直接審査に係る規約変更について認可申請が行われ、平成20年9月30日付けで厚生労働大臣より初めて認可された。

平成21年度もいくつかの健保組合から認可申請が行われ、平成22年3月末現在、直接審査・支払を実施する健保組合は11組合となっている。

これらの状況について、本会としては都道府県薬剤師会にその都度通知するとともに、本件に関する情報収集に努め、今後の対応等について検討した(平成21年12月2日付、日薬業発第310号、他)。

## 3) 薬剤師業務・薬局経営等に関する調査・研究

本会では、薬剤服用歴の有用性を薬物治療における効果や安全性の管理から示すことを目的とする「薬剤服用歴の解析に関する調査研究」(研究代表

者：土橋朗氏、東京薬科大学薬学部医薬品情報解析学教室教授、研究分担者：岡崎光洋氏、北海道薬科大学薬学部社会薬学系医薬情報解析学分野准教授)を行った。

同研究は、平成20年度に引き続き実施するもので、本年度は(1)患者QOLを向上させる調剤手順に関する調査研究、(2)薬剤服用歴の解析に関する調査研究(①長期服用される医薬品において、患者、処方医及び薬剤師を結ぶ情報の伝達及び管理の在り方に関する研究、②薬剤服用歴から調査する医薬品の副作用発現のシグナル検出と情報の伝達及び管理の在り方に関する研究、③高齢者への使用が注意喚起される医薬品の使用実態と薬剤服用歴におけるリスク管理の在り方に関する研究)から構成されている。

また、本年度は、「ブラウンバッグ運動-薬局薬剤師による服用薬の包括的な併用実態調査」を、東京大学大学院薬学系研究科医薬品評価科学講座助教の草間真紀子氏と共同で、広島県下の薬局において実施した(平成22年度も実施予定)。同調査は、薬局薬剤師が高齢者の日常的な服用薬を確認する「ブラウンバッグ運動」を展開し、高齢者が処方薬・OTC薬・サプリメントを併用する際の問題点を抽出し、安心できるケアを提供することを目的としている。

## 4) 高齢者医療制度改革会議

厚生労働省は、現行の後期高齢者医療制度を現内閣として廃止し、新たな制度の検討を進めることとした方針を受け、標記会議(座長：岩村正彦氏、東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催した。

検討に当たっての基本的な考え方として以下の6点が示されている。①後期高齢者医療制度は廃止する。②マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する。③後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする。④市町村国保等の負担増に十分に配慮する。⑤高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする。⑥市町村国保の広域化につながる見直しを行う。なお、平成22年夏に中間取りまとめ、年末には最終取りまとめを行うとする旨のスケジュールが示されている。平成21年11月30日に初回会合が開かれ、平成21年度末までに4回会議が開催された。

現在、第2回会議(平成22年1月12日)で委員から提示された4案(①医療保険全体で非保険者の性・5歳階級ごと一人当たり医療費の差・所得構成の相違による保険料負担の格差を調整する財政調整を段階的に導入。医療保険の統合を段階的にすすめ、都道府県単位で全ての保険者を統合、②65歳以上の高齢者を対象に「別建て」とするが、現役で働く高齢者とその家族については、継続加入を検討、③被

用者保険の退職者は国保に加入するのではなく、「退職者健康保険制度（仮称）」に加入するという突き抜け方式、④市町村国保を都道府県単位の広域化、国保に高齢者を含めて一体的に運営）を元に検討を進めている。

## ② 調剤報酬請求事務の適正化（レセプトオンライン請求への対応等を含む）

### 1) 特定共同指導、共同指導

健康保険法第73条等の規定に基づき、「保険医療機関及び保険薬局は療養の給付」に関し、「保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤」に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならないこととされている。そして、同指導の実施にあたっては、診療又は調剤に関する学識経験者を立ち合わせることとなっており、本会としても、その立ち合いが求められている。

保険薬局については、平成21年度の特定共同指導は6都県、共同指導は10県が対象とされ、本会から調剤に関する学識経験者の立場として立ち会いを行った。

特定共同指導及び共同指導における主な指摘事項については、例年、都道府県薬剤師の社会保険指導者を対象とする社会保険指導者研修会において、厚生労働省保険局医療課医療指導監査室から直接説明を受けている。本年度は平成21年10月31日に慶應義塾大学共立芝キャンパスにて開催するとともに、日薬誌（平成21年12月号）を通じて会員への周知徹底に努めた。

また本年度は、社会保険診療報酬支払基金の調剤報酬専門役が、47都道府県の全てに配置されることとなった。同専門役は、平成8年5月から4支部、平成13年6月から9支部に配置されていたが、更なる審査及び点検事務の効率を図るために、平成21年6月から、未設置の支部または増置が必要な支部への設置・増置が行われることとなった。

そのため、本会としては、支払基金各支部の調剤報酬専門役の委嘱にあたり適任者の推薦について協力するよう、都道府県薬剤師会に対して要請した（平成21年4月7日付、日薬業発第13号）。

### 2) レセプトオンライン請求への対応

レセプトコンピュータを使用している保険薬局については、平成21年4月調剤分（同5月請求分）からオンラインによる請求が義務付けられていた。該当する薬局においては、自らオンライン送信を実施するか、もしくは、請求事務代行者を介してオンライン送信（代行請求）しなければならないため、本会としては、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会の協力を得て、代行請求に関する仕組みを構築した（平成21年4月3日付、日薬業発第5

号、他）。

しかし、厚生労働省において、保険薬局のオンライン請求に係る対応状況を調査したところ、準備できていない施設が多く存在することが判明したため、急速、請求省令を改正することとなり、約6ヵ月間を目処とする義務化期限の猶予措置が講じられた。本件についてはパブリックコメントの募集が開始されたことを含め、都道府県薬剤師会に周知した（平成21年5月12日付、日薬業発第59号、他）。

その後、厚生労働省は、義務化期限の猶予措置を終了するため、実態調査を踏まえた上で、①レセコンがなく（手書き）、かつ、レセプト件数が年間3,600件以下の薬局はオンライン請求の義務を免除、②常勤の薬剤師が全て65歳以上の薬局はオンライン請求の義務を免除、③義務化期限が猶予された薬局のうち、レセプト件数が年間1,200件以下の施設はリース期間等の終了時（最大、平成22年度末）までオンライン請求の義務を猶予、④オンライン請求が困難な場合の個別事情を明確化（電気通信回線設備の機能障害、レセコン業者や通信設備業者による納入・工事等の対応遅れ、改築工事中のため仮施設での営業、概ね1年以内の廃止・休止計画、他）、⑤猶予措置期限を平成21年11月30日と定めること（猶予措置の終了。すなわち、同12月調剤分、翌年1月請求分からオンライン請求の実施義務）、という改正省令案を公表するとともに、パブリックコメントの募集を行った（平成21年10月13日付、日薬業発第244号）。

これに対して、本会としても、①オンライン請求のためにレセコンを導入した保険薬局への財政支援や、②代行請求（代行入力）の仕組みの実現や請求事務代行者への財政支援を実施するように、意見提出を行った（平成21年10月23日付、日薬業発第259号）。

しかしながら、最終的に厚生労働省は、パブリックコメントとして寄せられた2,220件の意見などを踏まえて検討した結果、電子媒体またはオンラインによる請求のいずれも可能（選択制）とするなど、当初案から大幅に見直すことを決め、平成21年11月25日付けで関係省令及び告示を改正した（平成21年11月30日付、日薬業発第305号）。

また、請求省令・告示の改正により、代行請求の仕組みの必要性がほぼなくなったことから、本会としては都道府県薬剤師会における代行送信の継続意向を確認した上で、支払基金との送信委託契約を解除した（平成21年12月28日付、日薬業発第358号、平成22年3月18日付、日薬業発第452号）。

### 3) 社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会（座長：大山永昭氏、東京工業大学大学院理工学研究科教授）は、平成21年4月16日に会議を開催し、

修文の後、同月30日に「社会保障カード(仮称)の基本的な計画に関する報告書」を公表した。

報告書は、「政府が目指すべき将来像として、①複数の機関にまたがる自分の情報等の入手や必要な手続の実施を、1ヵ所で完結できる便利なサービス(ワンストップサービス)の実現、②その基盤として、プライバシー侵害等への不安を極力解消しつつ、関係機関の情報連携(バックオフィス連携)を行う仕組みの構築が重要。」「社会保障カード(仮称)の検討においては、このような将来像を見据え、年金記録等の確認を可能としつつ、健康保険証等の役割を果たす仕組みを検討。」とした上で、情報閲覧、仕組み、医療等の現場での活用、カードの発行・交付等について概説したものである。

また、9月には、社会保障カード(仮称)の制度設計に向けた検討のための実証事業」の受託者及び実施地域が決定され、全国7ヵ所の地方公共団体を含めた共同事業体が実施主体となり、ICカードによる資格確認、中継データベースを通じた各機関の情報連携、社会保障制度における利用者自らの情報の閲覧等の基本的な機能についての実証実験が開始された。

本会としては、薬局がその対象となる地域においては、都道府県薬剤師会と連携し、対応する予定である。

#### 4) 医薬品の安全対策等における医療関係データベースの活用方策に関する懇談会

本懇談会は平成21年4月30日の「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて(第一次提言)」において、医薬品の安全対策の強化において、各種データベースについての活用基盤の整備が求められたことから、既存のデータベースの種類や内容及びそれらがどのように安全対策に活用できるのか等について検討するために設置されたもので、本会からは生出副会長が参加している。座長は永井良三氏(東京大学大学院医学系研究科教授)、副座長は山本隆一氏(東京大学大学院情報学環・学際情報学府准教授)である。

検討事項は、①諸外国での医療関係データベースの活用状況等、②医薬品の安全性等の評価の各目的に応じた医療関係データベースの種類・内容の活用の方策、③医薬品の評価に活用するための技術的な課題、④個人情報の保護、研究倫理、⑤情報の利用・活用に必要とされ、利用者が備えるべき情報基盤、⑥その他、である。

これまでに、有識者からのヒアリング等が実施され、今後、事務局から提出された「提言(案)」を中心に議論される予定である。

本会では、本懇談会の審議状況に注視するとともに、日薬誌等を通じて会員へ情報提供を行った。

#### 5) 「i-Japan戦略 2015」への意見提出

本会は、6月5日～19日に意見公募された標記「デジタル新時代への戦略(案)」(以下、「戦略案」)に意見を提出した。

本戦略案は、内閣に設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(通称:IT戦略本部)内に、IT戦略の今後の在り方に係る事項の調査のために設置された「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」(以下、「専門調査会」)が作成したもので、①電子政府・電子自治体分野、②医療・健康分野、③教育・人財分野、を三大重点分野として取り上げ、2015年におけるわが国の将来ビジョンを策定している。

戦略案の医療・健康分野では、「日本版EHR(仮称)」(個人が電子的に健康情報を入手し、活用できること、並びに、匿名化された健康情報を疫学的に活用できること)の実現が謳われるとともに、その手段として「処方せんの電子交付及び調剤情報の電子化」等が記載されている。

これら記載のある戦略案に対し、本会では①専門調査会には医療の専門家がいなかったため、検討そのものが妥当でないこと、②ネットワーク基盤も整備されない状況での目標設置には無理があること、③紙媒体とデジタルの比較もせず、デジタル化前提の戦略案であること、併せて④レセプトオンライン化の混乱を省みていないこと等、計19項目について意見を提出した。

同月30日に専門調査会が開催され、寄せられた意見に基づき戦略案が修正された。なお、医療・健康分野に関しては、本会等が提出した意見に関し、委員からは「厳しい指摘を踏まえ、今後、対応する必要がある」旨の発言があった。

これらの検討を経て、7月6日、IT戦略本部から上記戦略案の名称が変更され「i-Japan戦略 2015～国民生活の「デジタル安心・活力社会」の実現を目指して～」として公表された。医療・健康分野は、戦略案と同様に「日本版EHR(仮称)」の実現が謳われるとともに、その手段として「処方せんの電子交付及び調剤情報の電子化」等が記載されていることから、本会としては、今後とも注視していく予定である。

#### 6) 「新たな情報通信技術戦略(IT戦略)骨子(案)」の意見募集

平成22年3月19日、内閣に設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の第52回会合が開催され、新たな情報通信技術戦略(IT戦略)骨子(案)について検討が行われ、同月29日からパブリックコメントが開始された。

重点施策と具体的な取組(例)として、「社会保障・税共通の番号制度の導入」、「どこでもつながる

医療・健康情報の実現（「全国どこでもMY病院」構想）、「診断群分類データ活用による医療の効率化」、「シームレスな地域連携医療の実現」等が挙げられていることから、本会としての対応を検討している。

#### 7) その他

医薬品の適応外使用については、社会保険診療報酬支払基金が設置する「審査情報提供検討委員会」において事例ごとに検討され、その結果が公表されている。

平成19年9月より検討が開始され、平成21年9月には新たに33事例が追加された（平成21年9月17日付、日薬業発第218号）。

### (3) 指導者の研修と育成

毎年、都道府県薬剤師会の社会保険担当者を対象として、日本病院薬剤師会との共催により、社会保険指導者研修会を実施している（本年度は日本薬剤師会単独にて開催）。

平成21年度は、10月31日に慶應義塾大学芝共立キャンパスにおいて、厚生労働省保険局医療課から「最近の保険行政」について、同指導監査室から「最近の指導監査の状況」について説明を受けたほか、日本薬剤師会からは、後発医薬品の使用促進などの調剤報酬等に関する諸課題について説明した。

また、平成22年3月6日にはラーニングスクエア新橋において、平成22年度調剤報酬改定等に関する説明会を実施した。

### (4) 後発医薬品の使用環境の整備

（再掲）

「3. 薬剤師・薬局機能の充実・強化対策、(3)医薬品等の活用対策」参照。

### (5) 医薬品産業政策及び流通問題への対応

#### 1) 医療用医薬品の流通改善

医療用医薬品の取引については、平成16年6月より、厚生労働省医政局長の意見聴取の場として「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」（座長：嶋口充輝氏、慶應義塾大学大学院教授。以下「流改懇」）が設置されている。同懇談会では、医療用医薬品の流過程の現状分析をはじめ、公的医療保険制度の中での不適切な取引慣行の是正等など、医療用医薬品の流通改善の方策について意見交換を行っており、本会からも委員を派遣している。

本年度は平成21年5月21日に開催し、平成20年度の価格妥結状況調査結果並びに総価取引状況について報告を受けた。平成20年度の価格妥結率は、医療機関全体（病院、診療所）で96.6%（6月45.9%→9月66.1%→12月76.3%→3月96.6%）、保険薬局

全体（20店舗以上のチェーン、その他）で99.3%（6月37.0%→9月76.1%→12月87.4%→3月99.3%）となっており、ほぼ妥結している状況となっている。

また、平成20年度の総価取引は、200床以上の病院で26.4%（取引先軒数に占める割合。売上高に占める割合では39.4%）、20店舗以上のチェーン薬局で83.6%（取引先軒数に占める割合。売上高に占める割合では81.9%）となっている。

#### 2) 医療機器の流通改善

医療機器の取引については、公正取引委員会が平成17年に調査報告書を取りまとめ、内外価格差の要因の一部として流通の問題を指摘、中医協・保険医療材料専門部会においても医療材料業界から引き続き意見聴取を行うこととされていた。また、公正な取引という観点からも問題が指摘される一方、近年、IT化の進展、SPD（Supply Processing and Distribution）のような新たな事業形態の出現等医療機器の流通に関する状況の変化が見られるようになってきている。

こうした状況を踏まえ、平成20年12月、厚生労働省医政局長の意見聴取の場として「医療機器の流通改善に関する懇談会」（座長：嶋口充輝氏、医療科学研究所所長、座長代理：三村優美子氏、青山学院大学経営学部教授）が設置された。本検討会は、医療機器の流過程の現状を分析し、医療機関運営のあり方とも関連させつつ、公的医療保険制度の下での不適切な取引慣行の是正等について検討を行うことにより、今後の医療機器の流通改善の方策を検討することを目的としている。

主な検討事項としては、①2次卸、3次卸等の複雑な流通経路、②立会い、預託、貸出・置材等、循環器系材料や整形材料に見られる独特の販売形態と医療機関のあり方、③医療機関の購買・物品管理業務のアウトソーシングに関する論点、④医療機器等のコード化による流通効率化、が挙げられている。

同検討会には、本会からも委員を派遣している（平成21年7月10日より参加）。

また、特定保険医療材料等の「医療材料」については、平成20年度に問題点を確認抽出し、平成21年秋を目処に「中間取りまとめ」を行う方向で検討されていたが、年度内に取りまとめは行われていない。

#### 3) 一般用医薬品の流通改善

前年度、本会総会等において、薬局が一般用医薬品を手に入れにくく、円滑な販売が行えない場合がある等の指摘があったこと、改正薬事法施行後、薬局で一般用医薬品の入手が円滑に行えない等、現場での混乱も予想されること等から、一般用医薬品の流通実態に関する情報収集等について、日本医薬品

卸業連合会に協力を依頼した。

その結果、流通問題等に関する問い合わせ先等に関する回答が得られたことから、その内容について、都道府県薬剤師会に通知した（平成21年5月14日付、日薬業発第64号）。

## 6. 居宅等における医療提供及び介護保険制度への対応

### (1) 在宅医療の推進（調査・研究を含む）

#### 1) 高齢者・介護における薬剤師向けツールの開発・活用等

本会は、「新・薬剤師行動計画」において、会員薬局・薬剤師による在宅医療への取り組みを支援するための資料の作成と提供を行うとしている。職能対策委員会高齢者・介護保険等検討会では、これまでに①「薬剤師による食事・排泄・睡眠・運動を通じた体調チェック・フローチャート～解説と活用～」の作成、②在宅服薬支援マニュアル、③介護保険の手引き等を作成し、書籍の販売や本会ホームページへの掲載等により会員に提供している。

本年度は、最初に②の改訂を実施し、9月30日に本会ホームページで公開した。また、①については、これまでの食事・排泄・睡眠・運動に「認知機能」を加えるとともに、一部内容とタイトルの見直しを行い、第3版として3月24日に本会ホームページで公開した。③については、3月25日に「薬局・薬剤師のための介護保険制度の手引き 第3版」として発行（薬事日報社）し、会員向けに斡旋している。その他、本会編集による「症例から学ぶ！在宅医療の基礎知識」も発行（薬事日報社）し、会員向けに斡旋している。

なお、調剤報酬点数表の「在宅患者訪問薬剤管理指導」の算定に係る届出施設数は、平成20年7月1日現在で37,550薬局となっており、前年同月の35,667薬局に比べ、1,883薬局増加している。

#### 2) 在宅医療・サポート薬局に対する調査

本年度から開始された日薬サポート薬局制度を活用し、在宅医療・サポート薬局として登録された473薬局に対し、3月に「平成21年度 在宅医療等に関する実態調査」を依頼した。結果については次年度に公表する予定である。

#### 3) がん対策推進基本計画

がん対策については、平成18年6月に「がん対策基本法」が公布され、各都道府県においては「がん対策推進基本計画」を策定することとなっている。基本計画は平成21年11月30日現在、47都道府県すべてにおいて策定済みとなっている。

本会では、基本計画において①病院と薬局等との連

携体制の整備、②がん性疼痛管理や医療用麻薬に詳しい専門職種等の育成、③在宅医療に必要な医薬品等の供給拠点、等について薬剤師会が積極的に取り組むよう都道府県薬剤師会に対し要請している。

また、都道府県がん対策推進協議会への参画状況等については、都道府県薬剤師会に対して、①都道府県がん対策推進計画の策定・未策定、②都道府県がん対策推進協議会への薬剤師委員の参加の有無、③同計画における薬局・薬剤師に関する記述、以上3点について照会した（前年度実施）。その結果、①に関して46都道府県が策定、②に関しては35都道府県が参加、③に関しては40都道府県が「記述有り」と回答した。

なお、がん対策については、厚生労働省のがん対策推進協議会において検討が行われ、平成22年3月12日に第12回目の会合が開催されている。厚生労働省は、がん対策推進基本計画について「進捗状況」や「各種統計・調査による目標の達成状況」を把握し、22年を目途に国会において中間報告を行い、平成24年度に新たながん対策推進基本計画を策定することを目指している。

### (2) 医療用麻薬の供給と適正管理のための環境整備（再掲）

「3. 薬剤師・薬局機能の充実・強化対策(3)医薬品等の活用対策」参照。

### (3) 介護保険事業等への参加支援・協力

#### 1) 高齢者に対する薬教育への支援・協力

市町村事業における薬健康教育は、老人保健法に基づく医療等以外の保健事業（老人保健事業）の一環として実施されてきたが、平成20年度からは健康増進法に基づく「地域保健・健康増進事業」として実施されている。平成20年度結果によると、薬に関する集団健康教育は、全国で350回、延べ8,019名に対し実施されている。各地の薬剤師が講師等の協力を行っており、本会では薬教育の支援のために小冊子「薬との上手なつきあい方～高齢者とくすり」を作成し、必要な地域薬剤師会等に有償頒布を行っている。

また、全国老人クラブ連合会が実施する「健康づくり中央セミナー」には本会役員が講師として協力しており、全国の老人クラブが開催する講習会等では全国の薬剤師が講師を務めるなど、協力を行っている。

#### 2) 厚生労働省や他団体の老人保健福祉関連施策への対応等

##### ①「老人の日・老人週間キャンペーン」への協力

例年、9月15日（老人の日）～21日の1週間に亘り「老人の日・老人週間キャンペーン」が実施され

ている。

このキャンペーンは、内閣府、厚生労働省、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会及び三師会等11団体が主唱団体となり実施されており、各主唱団体が互いに協力・連携しキャンペーン諸事業に取り組むこととされている。

本会では、都道府県薬剤師会に本件について通知し、関係機関・団体に働きかける等により、本キャンペーンへの積極的な参加・協力を呼びかけた。

## ②認知症対策

厚生労働省では、平成21年度予算において①認知症対策連携強化事業、②認知症地域ケア多職種共同研修・研究事業、③認知症対策普及・相談・支援事業、④若年性認知症対策総合推進事業の創設等の総合的な対策が推進されており、また、平成17年4月からの10年間は「認知症を知り地域をつくる10ヵ年」キャンペーンが展開されている。同キャンペーンの推進組織として、地域生活関連企業・団体や保健・医療・福祉系等団体等を会員とする「認知症になっても安心して暮らせる町づくり100人会議」が設立され、本会も趣旨に賛同し100人会議に参画している。

薬剤師には地域における医療・介護に携わる専門職として認知症対策への積極的な取り組みが求められていることから、本会は、厚生労働省や関係団体の認知症対策に関する資料等を都道府県薬剤師会に情報提供し、都道府県や市町村との連携推進を要請した。

## (4) 介護保険制度並びに次回介護報酬改定に向けた対応

平成21年度の介護報酬改定等については、平成21年3月に関係資料を都道府県に送付しているが、本年4月にも引き続き資料の送付を行い、情報提供に努めた。

また、要介護認定の見直しが7月28日に決定され、10月1日より施行されたが、これについても日薬誌9月号等で新認定基準の周知に努めた。

更に、保険薬局の介護保険請求について会計検査院から指摘を受けた事項についても、都道府県薬剤師会に通知する等、会員への周知に努めた（平成21年12月17日付、日薬業発第333号）。

### 1) 社会保障審議会介護給付費分科会

介護給付費分科会では、20年12月に取りまとめた「平成21年度介護報酬改定に関する審議報告」で介護報酬改定が介護従事者の処遇改善につながっているかという点についての検証を行うことを打ち出しており、これを踏まえ分科会内に「調査実施委員会」が設置され平成21年10月に「介護従事者処遇状況等調査」が実施された。

平成22年度は、7月に介護事業経営概況調査、介護従事者処遇状況調査が同時実施される予定である。

分科会の審議状況については、日薬誌等を通じて適宜、会員への情報提供に努めている。

### 2) 介護サービス情報の公表制度

介護サービス情報の公表制度は、各介護サービス事業所介護サービス情報の公表制度は、各介護サービス事業所が提供する介護サービスの提供時間や利用料金等の基本的な情報を、都道府県知事または知事が指定した調査機関に報告し、インターネットを通じて公表し、利用者が事業所を選択する際等にその情報を利用できるように整備が進められているので、平成18年4月1日より順次実施されている。

平成21年4月1日に、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第49号）が施行されたことに伴い、対象として新たに、指定療養通所介護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護等が追加された。なお、保険薬局は、居宅療養管理指導を行う介護サービス事業所としてみなされていることから、基本的には本制度の対象であるが、居宅療養管理指導は利用者が情報提供を通じて事業所を選択する趣旨になじまないことから、実際には対象とされていない。

### 3) 介護サービス事業者に係る業務管理体制の整備

平成21年3月30日、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第54号）が告示された。改正の趣旨は、介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等に係る業務管理体制の整備を義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策等を行うものである。本改正省令が、平成21年5月1日から施行されることに伴い、介護サービス事業者には対応した業務管理体制の整備が求められる。なお、当該介護サービス事業者は、10月31日までに規模に応じた届出が必要となるが、保険薬局等の「みなし事業所」については、届出の対象とならない。

なお、本件とは別に、国は「営利法人が運営する介護保険施設等に対する監査」を平成20～25年にかけて実施している。これは「営利法人が運営する介護保険施設等」全てを対象としたもので、薬局も含まれている。都道府県により進捗状況は異なるが、既に複数の都道府県で開始されていることから、本会でも情報を収集している。

### 4) 介護支援専門員

介護支援専門員の実務研修受講試験の状況については、平成21年度（第12回）は10月25日に実施され、全国の受験者数は140,277人、合格者数は

33,119人、合格率は23.6%)であった。薬剤師については287人、構成比は0.9%であった。また、第1回から第12回試験までの薬剤師の合格合計数は、18,731人、構成比は3.8%となった。

#### 5) その他

本年5月に、厚生労働省より「介護予防マニュアル(改訂版)」が公表された。本マニュアルは、市町村における介護予防事業の円滑な実施のために策定されているもので、介護予防の総合的なマニュアルの他、運動、栄養、口腔機能、閉じこもり、認知症、うつ等の各論について作成されている。薬局に関するものとしては「総合的介護予防システムについてのマニュアル」に、青森県と青森県薬剤師会が共同で行っている、薬局を活用した特定高齢者把握事業の事例が紹介されている。

### (5) 多職種協働によるケアマネジメントの徹底・推進

#### 1) 在宅医療、在宅療養推進のための医療材料、衛生材料供給の在り方に関する調査研究事業

本会では、平成19年度「後期高齢者の服薬における問題と薬剤師の在宅患者訪問薬剤管理指導ならびに居宅療養管理指導の効果に関する調査研究」に続いて、平成20年度には「在宅医療、在宅療養推進のための医療材料、衛生材料供給の在り方に関する調査研究事業」を実施した。平成20年6月、研究報告書を都道府県薬剤師会に送付するとともに、より多くの薬局・薬剤師が在宅医療に参画できる体制の整備を要請した。

#### 2) 地域薬局における在宅服薬支援(在宅医療・居宅療養)における薬物療法の向上及び効率化のための調査研究

平成21年度においては、厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)を受け、「地域薬局における在宅服薬支援(在宅医療・居宅療養)における薬物療法の向上及び効率化のための調査研究」(委員長:坂巻弘之氏,名城大学薬学部教授)を実施した。

地域薬局の特徴を活かし、地域における他職種(医療職・介護職)との連携や情報発信基地・相談受け入れとしての役割を担うためのモデル構築とその評価、高齢者施設・介護保険施設への医療財提供と服薬指導、薬歴管理や後発品への変更などの経済効果の検討等を実施し、地域薬局のより広い機能が確立し、またそれによる医学的、経済学的効果を明らかにすることを目的として実施した。

また、同研究の一環として、ジェネリック医薬品の使用促進には薬剤師が現場でジェネリック医薬品使用・銘柄変更を行う際の指針が必要であるとの考

えに立ち、「ジェネリック医薬品使用・銘柄変更ガイドランス(第一版)」が作成された。本会は22年2月、事業報告書に先立ち都道府県薬剤師会に通知し、会員への周知、活用方依頼した。

近く事業報告書を取りまとめる予定である。

#### 3) 厚生労働省「訪問看護支援事業」への対応

本年度より都道府県等において「訪問看護支援事業」が実施されており、その一環として医療材料等について医療機関や薬局等との供給システムの整備に関する事業が含まれている。本会では、都道府県薬剤師会に情報提供し、1)の事業の報告書等を参考として対応するように依頼した。

また、厚生労働省においては「訪問看護支援事業検討会」が設置され、22年1月第1回会合が開催されている。薬剤師会と連携した医療材料供給事業の実施例も報告された。第2回会合では、本会常務理事でもある木村委員(日本介護支援専門員協会会長)が1)の事業結果に基づき「保険薬局と訪問看護ステーションとの連携について」報告した。

## 7. 新たな一般用医薬品の販売制度への対応

### (1) リスクの程度に応じた情報提供と相談応需のための環境整備

#### 1) 第一類医薬品(スイッチOTC薬等)の適正使用の確保

第一類医薬品に区分される成分は、平成19年3月30日に23成分が告示され(同年4月1日より適用)、その後追加されている。第一類医薬品の承認に当たっては、市販後調査又は再審査が義務づけられるとともに、薬剤師以外は取り扱いできないこととされている。そのため、本会では第一類医薬品として承認された医薬品について、該当する企業と①市販後調査の内容、②承認審査時に特に指示された市販に当たっての留意事項があればその内容、③都道府県薬剤師会の集まりの際に当該製品について情報提供の要請があった場合の講師派遣等の協力の可能範囲について意見交換を行い、都道府県薬剤師会に情報提供するとともに、本会ホームページ等を通じ、会員への情報提供を行っている。

なお、これら情報の入手については、日本OTC医薬品協会に協力を求め、販売を予定している製薬会社と連絡をとり、意見交換、資料入手等に努めている。これら製薬会社から得られた情報についても、適宜、本会ホームページ等を通じ、会員に情報提供している。

#### 2) その他

医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用



については、平成20年度に引き続き厚生労働省医薬食品局審査管理課長から通知が発出され計10成分（8成分：平成21年9月17日付、薬食審査発第0917第2号、2成分：平成22年3月2日付、薬食審査発第0302第2号）を一般用医薬品として転用することが適当とされた（本通知は成分の転用に関するものであり、個々の製品は、今後、製薬企業の申請に基づき、薬事・食品衛生審議会において承認されたのちに販売される）。本会では、都道府県薬剤師会へ通知（平成21年9月29日付、日薬業発第233号及び平成22年3月8日付、日薬業発第434号）するとともに、日薬誌等を通じて会員への情報提供に努めた。

同様にこれまで一般用医薬品として転用することが適当とされた成分の中で、販売が承認されたものについても、その承認時と製薬企業の販売開始時に、都道府県薬剤師会へ通知した（平成21年11月5日付・日薬業発第280号、平成21年11月16日付・日薬業発第287号、平成22年1月28日付・日薬業発第390号、平成22年3月25日付・日薬業発第466号）。

また、ケトチフェン点鼻剤のリスク区分の変更（第1類→第2類）については、点鼻薬であるにも拘わらず全身性の副作用が現れていること等を理由とし、薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会において生出副会長が反対意見を述べるとともに、リスク区分変更に関するパブリックコメントの際にも、本会として反対意見を提出した。しかし、クロルフェニラミンを配合した点鼻薬が第2類として既に流通していること等を踏まえ、同部会はリスク区分の引き下げを決定し、12月24日に厚生労働省が改正を告示した。このことを踏まえ、本会では、都道府県薬剤師会へ通知した（平成21年12月28日付、日薬業発第361号）。

## (2) 一般用医薬品の適正使用の確保と普及・啓発（再掲）

「3. 薬剤師・薬局機能の充実・強化対策(3)医薬品等の活用対策 4) 一般用医薬品の適正使用の確保と普及・啓発」参照。

## (3) 一般用医薬品とセルフメディケーションとの関わりについての検討(調査・研究を含む)

### 1) セルフメディケーション・サポート薬局への調査

本年度から開始された日薬サポート薬局制度を活用し、セルフメディケーション・サポート薬局として登録された954薬局に対し、8月に一般用医薬品等の販売業務等に関する調査を依頼した。調査の速報値は、第42回日薬学術大会で発表し、会員に対しては日薬誌（平成21年12月号）の日薬情報で解説した。また、3月末に確定結果をセルフメディケーション・サポート薬局に送付した。今後、確定結果をあらためて公表する予定である。

## 2) その他

日本OTC医薬品協会が作成した、一般用医薬品の使用方法を分かりやすく説明した小冊子「セルフメディケーションハンドブック2009」を都道府県薬剤師会に送付し、事業等での活用をお願いする旨を通知した（平成21年5月29日付、事務連絡）。

## (4) 医薬品産業政策及び流通問題への対応（再掲）

「5. 医療保険制度への対応(5)医薬品産業政策及び流通問題への対応」参照。

## 8. 病院・診療所薬剤師対策

### (1) チーム医療における薬剤師の業務分担と役割の明確化（人員配置問題を含む）

厚生労働省は平成21年8月28日、「チーム医療の推進に関する検討会」を発足させた。同検討会は、医師、看護師等の役割分担や看護師等の専門性の向上を検討し、医師と看護師等との協働・連携の在り方等について具体策を取りまとめることを目的に設置されたものであり、平成22年3月19日まで全11回開催し、報告書がまとめられた。本会からは山本副会長が委員として出席しており、平成21年11月30日には、在宅医療における薬局の薬剤師の役割や諸外国における薬剤師業務について、平成22年1月21日には、今後、薬剤師が担うべき役割について、意見を述べた。

報告書では、薬剤師の役割について、現行制度の下、薬剤師が実施できるにもかかわらず、薬剤師が十分に活用されていない業務の活用を促すよう業務内容を明確化すべきとされている。また、平成24年度から薬学教育6年制下で教育を受けた薬剤師が輩出されることを念頭に、リフィル処方せんや薬物の血中濃度測定のための採血、検査オーグ等の実施など、更なる業務・役割の拡大について検討することも望まれている。その他に報告書には、一定の医学的教育・実務経験を前提に専門的な臨床実践能力を有する看護師（「特定看護師」（仮称））という新たな考え方が示されている。本件については、報告書を都道府県薬剤師会に通知するとともに（平成22年3月24日付、日薬業発第465号）、日薬誌を通じて適宜、情報提供に努めた。

また、厚生労働科学研究「チーム医療における薬剤師による副作用の早期発見及び発生防止に関する調査研究」（主任研究者：鈴木洋史氏、東京大学医学部附属病院薬剤部教授）に、研究協力者として岩月常務理事が参画し、3月下旬、研究班のアンケートを、本会を通じ在宅医療・サポート薬局に送付した（平成22年3月12日付、日薬業発第446号）。

一方、日本病院薬剤師会は7月、「薬物療法の質

の向上と安全確保に資する病院薬剤師の新しい業務展開—新しい業務展開実態調査結果を踏まえて—」の中間報告を公表した。本報告は、日本病院薬剤師会において、薬剤師の高い専門性を発揮し、病院薬剤師の業務範囲の裾野を広げるための「新しい業務展開」について協議を重ね、医師の同意の下、チーム医療中で薬剤師が果たすべき新しい業務展開について具体的にまとめたものである。日本病院薬剤師会では、今後も適宜、見直しを行っていくこととしている。本会ではこうした動向に注視するとともに、会員に対しては日薬誌（平成21年9月号）を通じて適宜、情報提供に努めた。

## ② 病院診療所薬剤師技術料の在り方の検討と当面する課題への対応

平成22年度診療報酬改定にあたり、日本病院薬剤師会は平成21年6月19日、日本薬学会を通じて厚生労働省へ「医療技術の再評価に係る提案書」を提出し、医療技術の評価について要望した。

主な内容は、重点要望項目として、①無菌製剤処理料1と②外来化学療法加算（いずれも増点）について、一般要望項目として、①調剤料（麻薬・向精神薬・覚せい剤原料又は毒薬加算の増点、注射薬調剤）、②調剤技術基本料（算定要件の緩和、診療所における一回量包装調剤加算、診療所における乳幼児加算、注射薬調剤の評価）、③無菌製剤処理料2（対象患者の拡大）、④無菌製剤処理料（出来高払いへの移行）、⑤精神科専門療法（入院生活技能訓練療法の対象者に「相当の経験を有する薬剤師」を追加）を挙げている。

これら提案を受け、中央社会保険医療協議会・診療報酬基本問題小委員会の下に設置された診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会において評価され、その最終的な検討結果（2次評価結果）が、平成22年1月27日の中医協・総会に報告された。

同結果には「再評価する優先度が高いと考えられる技術」として、重点要望項目として挙げていた事項（無菌製剤処理料1、外来化学療法加算）も含まれており、平成22年度診療報酬改定ではいずれも増点評価となった。本会としては、これらの実現化に向けて精力的に協力した。

なお、平成20年7月1日現在の施設基準の届出状況のうち、薬剤管理指導料については5,603病院（平成19年は5,563病院、平成18年は5,531病院）であり、微増傾向にある。

## ③ 6年制薬剤師の処遇改善に向けた取組み

平成24年4月より、6年制卒の薬剤師が誕生する。本会では、薬剤師の教育年限が医師、歯科医師と同じ6年制となったことから、それに見合う新たな公務員薬剤師の俸給表とするように、厚生労働省

や国会議員へ改善の申し入れを行っている。

医療職の俸給表は、(一)が医師と歯科医師、(二)が薬剤師その他多くの医療職、(三)が看護師を対象とするものである。平成21年7月28日に麻生自民党総裁が本会を訪問した際には、児玉会長が、医療職(二)から独立した薬剤師単独の俸給表を新設する、または医療職(二)を上方へ改善する方向で見直すことを訴えた。続く、平成21年3月12日に本会会長と日本病院薬剤師会会長の連名で、民主党に要望書を提出し、6年制教育を受けた薬剤師に見合った、公務員薬剤師の俸給表を新たに制定するように訴えた。更に、3月31日には同要望書を総務省に提出した。

本会では、日本病院薬剤師会と連携を図りつつ、人事院など関係各方面へ更に要望していくこととしている。

## 9. 医薬品等情報活動の推進

### (1) 国民への医薬品等情報の提供サービスの実施

中央薬事情報センターでは、患者・市民を対象とした医薬品等情報提供サービスとして、昭和60年頃より電話薬相談を行っている。平成21年4月1日～平成22年3月末日までの総受付件数は2,225件（内、患者・市民からのものは、2,143件：96.3%）であり、内訳は次のとおりである。

平成21年度 電話による質疑応答質問者別統計  
(平成21年4月～22年3月)

市 民	薬 剤 師 会	行 政	製 薬 企 業	卸	薬 局	病 院 ・ 診 療 所	マ ス コ ミ	そ の 他	不 明	計
2,143	2	3	1	1	21	11	3	32	8	2,225

平成21年度  
電話による質疑応答質問内容別統計  
(平成21年4月～22年3月)

効能・効果	用法・用量	有害作用の心配	有害作用の発現	相互作用	服用後の胎児影響	服用前の胎児影響	授乳
576	362	671	400	242	60	29	60
疾病	薬学的事項	環境衛生的事項	法規・通知	文献	薬剤識別	その他	計
51	70	3	71	5	15	532	3,147

注：1人の相談者が複数の内容の質問をすることがあるので、「質問者別統計」の総計と「質問内容別統計」の総計は一致しない。

なお、電話薬相談に関連し、医薬品医療機器総合機構の「くすり・医療機器相談QA検討会」に参加した。

## (2) 国・企業・学会等の情報の収集・評価・伝達

### 1) 都道府県薬剤師会薬事情報センターへの情報伝達

都道府県薬剤師会薬事情報センターにおける会員への情報伝達を支援する目的で、厚生労働省や製薬企業が発信する医薬品の適正使用に関する情報や安全性情報、新薬や報告品目、後発医薬品等の薬価収載情報、医薬品・医療機器等安全性情報、新型インフルエンザ関連情報等について、事務連絡文書や情報センター間のメーリングリストを通じて伝達し、情報の共有を図った。

### 2) 医薬品情報の評価と提供

適切な時期に的確な医薬品の評価情報を現場の薬局・薬剤師に提供することが有益と考え、医薬品情報評価検討会を設置し、現場で役立つ「評価した情報」としてDSU解説を作成している。内容は、「専門医からのコメント」、「薬局での留意事項」等の医薬品情報にとどまらず、治療の最新ガイドライン等も盛り込まれている。

更に、DSU解説に加え、新医薬品については、現場でより充実した薬歴管理・服薬指導が行えるよう工夫した「新医薬品の解説」を作成している。これらは、「日薬医薬品情報」（日薬誌付録）として会員に提供している。また、DSU解説等については、インターネットの本会ホームページ上でも公開している。

平成21年4月～平成22年3月末までの期間においては、以下について「日薬医薬品情報」により情報提供を行った。

①DSU（医療用医薬品使用上の注意改訂のご案内）の解説：25件

②新医薬品の解説：15件

その他「日薬医薬品情報」は、医薬品・医療機器等安全性情報（厚生労働省）、医薬品医療機器情報配信サービス（〔独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)〕、「医薬品情報BOX」の案内等も掲載している。

### 3) データベース等の作成・更新

平成20年度からの都道府県薬剤師会薬事情報センターを運営主体とした「文献書誌情報検索システム(Bunsaku)」を運用している。BUNBUN時代から集積した総登録件数は359,472件（平成22年3月現在）となっている。

### 4) ISO/TC215/WG6（国際標準化機構／保健医療情報／第6作業部会）国内作業部会

我が国におけるTC215対策として、財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS-DC）等が事務局となり、TC215全体に対する「国内対策委員会」とTC215の各WGに対応した「国内作業部会」が設置されている。標記作業部会は、ISO/TC215/WG6の国内作業部会として、平成15年8月に本会内に設置されたものである。検討内容は、「Pharmacy and Medication Business」についてである。当初、WG6は薬局を中心とした内容を検討する部会であったが、現在では、中心が医薬業界全体の商取引や医薬品の安全使用に関する事項にシフトしたため、平成19年7月より主担当事務局をMEDIS-DCにおくとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）、日本製薬工業協会等と連携することとなった。

ISO規格の原型を形成する部会でもあり、わが国が標準化から取り残されないように関与していくことは必要であるため、本会としても引き続き関与している。

### 5) 調剤指針の作成

調剤指針については、調剤業務委員会にて内容の検討及び改訂作業を行っている。現在は、平成20年10月に発刊された「第十二改訂調剤指針 増補版」について、全ての薬剤師の調剤業務における必携書として、また、長期実務実習の指導薬剤師のテキスト及び薬学教育における教科書として、より一層活用されるべく、読者の意見等も参考にしながら内容の検討を行っている。また、第十六改正日本薬局方では、製剤総則等の大幅な改正も行われる予定であるため、今後はそれらの改正等も見据え、「第十三改訂調剤指針」の作成に向けて改訂作業を行う予定である。

## (3) 医薬品安全性情報収集活動の推進

厚生労働省の医薬品・医療機器等安全性情報報告制度については、同省から本会あて周知依頼があったことを受け、その内容を日薬誌（平成21年6月号）に掲載し、会員への周知に努めた。その他、DEM事業については、「3. 薬剤師・薬局機能の充実・強化対策 (2) 医薬品の安全使用への貢献 1) DEM事業を通じた安全対策への貢献」参照。

## (4) 都道府県薬剤師会情報関連事業の支援

薬事情報センター実務担当者研修会は、本会と都道府県薬剤師会薬事情報センター間の意思疎通を図り、更には実務担当者のスキルアップを目的として、薬事情報センター実務担当者を集めて例年実施しているものである。

平成21年度は、平成22年1月29日、本会会議室において開催した。

## ⑤ 薬価基準収載品目の検討

新医薬品の薬価基準収載に関し厚生労働省から諮問を受け、平成21年5月12日、7月31日、11月10日、12月25日、平成22年3月8日に薬価基準収載品目検討会を開催し、薬価基準への収載可否について検討を行った。その中で、医療用配合剤の在り方等についても、医療安全上及び医療経済上の観点から意見を述べ、厚生労働省に要望した。

また、平成22年2月2日には、平成22年4月の薬価改定において不採算品となる薬価収載品目（ローズ油）の取扱いについて、医政局経済課長宛に要望書を提出した。

なお、本検討会では、平成12年度より新薬紹介情報を作成し、「日薬医薬品情報」（日薬誌付録）を通じて会員に提供している。

## 10. 地域保健・環境保全活動への貢献

### (1) 生活習慣病予防対策・「健康日本21」・「健やか親子21」など健康増進法に関連する事業の検討と協力

#### 1) 薬局・薬剤師の「年間カレンダー」

本会では、主に薬事衛生、公衆衛生に係る薬局業務の充実を目的として、平成18年9月より「薬局・薬剤師の年間啓発カレンダー」事業を実施してきた。平成21年度からは、事業内容を集約・重点化、名称変更し「薬局・薬剤師の年間カレンダー（第4期）」として、取り組みテーマを従前の年間12テーマ（月別）から年間4テーマとし、各テーマのねらいや取り組み目標等を掲げた薬剤師向け資料と併せて、地域住民向けポスターの図案を作成した。本会ホームページに専用コンテンツを設け、県薬・支部・会員の取り組みを支援している。

#### 2) 禁煙支援の取り組みについて

厚生労働省平成21年度がん研究助成金「たばこ政策への戦略基盤の構築と政策提言・実施・評価メカニズムに関する研究—特に、禁煙支援政策の実施基盤の構築と評価指標の開発班—」（主任研究者：望月友美子氏、国立がんセンター研究所たばこ政策研究プロジェクトリーダー）の一環として、都道府県薬剤師会の禁煙支援への取り組みに関する調査への協力依頼があった。同研究では、わが国のたばこ政策課題の一つである「禁煙支援」に関する薬剤師の役割を検討されていることから、本会と研究班の共同で、20年10月、調査を実施した。調査結果を踏まえ、薬剤師が行う禁煙支援について、共同で検討を

進めている。

また、平成22年2月25日、厚生労働省健康局長より受動喫煙防止対策について「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき」との方針を示す通知が発出された。本会は都道府県薬剤師会に対して禁煙運動宣言の更なる推進に向けた取り組み、会員薬局での禁煙支援の充実を呼びかけた。

なお、本会事務所のある富士・国保連ビルには喫煙室が設置されていたが、平成21年12月末日をもって閉鎖された。

### 3) 健康日本21関連事業の検討と協力

生活習慣病対策の推進のため、都道府県健康増進計画、医療保険者による特定健診・特定保健指導の実施等、様々な事業が行われた。平成21年度は都道府県において健康的な生活習慣づくり重点化事業（従来のメタボリックシンドローム予防、たばこ対策を統合）、女性の健康支援対策事業（従来の骨粗鬆症検診啓発普及等事業、女性のがん検診啓発普及事業を統合）等が開始され、本会から都道府県薬剤師会に対し、都道府県等における事業実施にあたっての協力を呼びかけた。

また、「健康日本21」に関しては、①健康日本21推進本部、②健康日本21推進国民会議、③健康日本21推進全国連絡協議会の3つの組織を中核として運動が展開されており、本会も②及び③に参画している。平成20年10月18日には、健康日本21推進全国連絡協議会の主唱により、会員団体である三師会等の主催で「医師たちとみんなで歩こう！健康日本21推進フェスタ2009」を東京・新宿区で開催した。

この他、「禁煙週間（5月）」、「食生活改善普及運動（10月）」等、厚生労働省が実施する各種事業・行事についても、都道府県薬剤師会に対し積極的な対応を求めた。また、健康増進法に基づいて市町村が行う健康増進事業に「女性の健康」に関する項目が追加されたことについても周知し、各市町村等での事業実施に協力するように求めた。

また、「健康日本21」の重点課題のうち「運動・食事・禁煙」に焦点を絞った新しい国民運動として「健やか生活習慣国民運動」が、平成20年度より実施されており、本会も実行委員会に参加している。

#### 4) 女性の健康づくりについて

厚生労働省等においては、3月1日～8日に「女性の健康週間」運動が実施されており、本会としては、薬局・薬剤師の「年間カレンダー」の2～3月テーマに「女性の健康」を取り上げる等、積極的に運動を推進した。

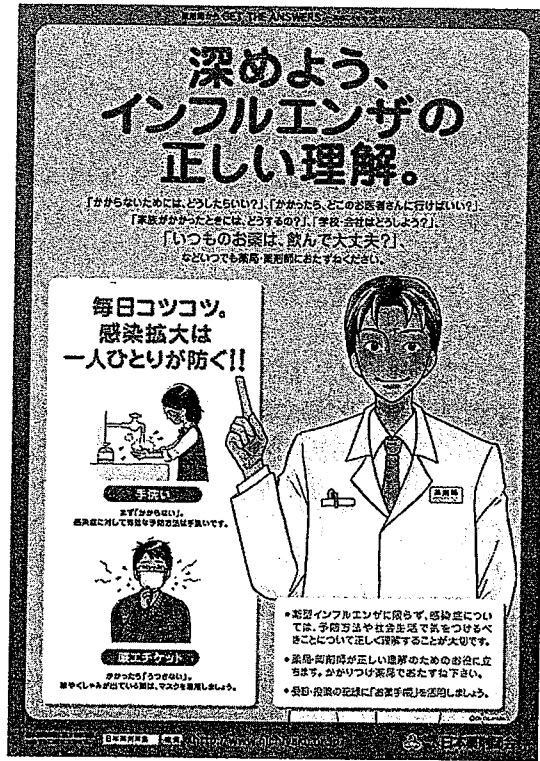
また、薬剤師が地域住民の健康な生活のため健康増進や疾病予防に関する啓発活動を積極的に行うこ

[テーマ及びポスター]

・5～7月「医薬品の安全使用・適正使用」



・11～1月「インフルエンザ対策」



・8月～10月「生活習慣病対策、健康増進」



・2～3月「女性の健康」



とが重要であるとの観点から、平成21年12月の子宮頸がん予防ワクチンの発売を契機に、薬剤師が疾病予防に関する知識を習得し、使用者等への十分な説明・相談が行える環境を整えるとともに、医薬品使用における専門家の関与の在り方について、薬局業務や学校薬剤師活動を通じて地域住民の理解を深め

ていただくための活動を充実させたいと考え、都道府県薬剤師会に対し、子宮頸がん予防ワクチンに関する研修を実施し、薬局業務や学校薬剤師活動を通じた啓発活動の充実を図るよう呼びかけた。

5) 健やか親子21関連事業の検討と協力

「健やか親子21」の推進にあたり厚生労働省は、関係団体等からなる「健やか親子21推進協議会」を設置し、検討課題別にグループ会議を設けて取り組みを進めている。これらの協議会及び第1課題（薬物乱用の有害性について若者への知識の普及・啓発、十代の喫煙防止等）、第2課題（妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保等）、第4課題（児童虐待防止等）のグループ会議に、本会から担当役員が参加している。

健やか親子21の推進にあたっては、学校薬剤師等の学校保健に関する資質の向上、活動の充実等が求められていることから、都道府県薬剤師会にこうした情報を提供するとともに、積極的な取り組みを求めているところである。22年3月に開催された総会において、学校薬剤師の薬物乱用防止活動等について資料提出した。

健やか親子21は、2001年～2010年の10年計画で推進されてきたが、次世代育成推進対策法に基づく都道府県健康計画及び市町村行動計画の計画期間が2014年度までであることから、計画期間を合わせるために2014年まで延長された。厚生労働省においては第2回中間評価が実施され、平成22年3月31日に報告書が取りまとめられた。

その他、母子保健関連の各種施策に関しては、厚生労働省のSID対策強化月間（11月）にあたって都道府県薬剤師会に啓発協力等を要請した他、21年12月、母子手帳の様式改正について都道府県薬剤師会へ周知した。

## 6) その他

厚生労働省が生活習慣病対策推進のため、地域保健と職域保健が保健サービスを共同で実施すること等を目的として平成17年度より実施している「地域・職域連携推進事業」について、11月25日に開催された平成21年度地域・職域連携推進事業関係者会議において薬局が活用されている事例が発表されたので、都道府県薬剤師会へ情報提供した。

## (2) 薬と健康の週間への対応

「薬と健康の週間」は、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の健康衛生の維持向上に寄与することを目的として、厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会の主催により、例年10月17日～23日に実施されている。6月12日には、平成20年度全国統一事業結果を都道府県薬剤師会に報告した。

本年度の同週間では、都道府県薬剤師会・支部薬剤師会等が実施する地域住民向け行事等において、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進並びに新しい医薬品販売制度の趣旨の啓発事業を展開した。また、この他、独立行政法人医薬品医療機器総

合機構（PMDA）の活動の啓発を実施した。

また、本年度もポスター「くすりは正しく使ってね！」及び、国民向けリーフレット「知っておきたい薬の知識」を作製・配付し、医薬品の適正使用、医薬分業のPRを行った。厚生労働省ホームページには、同週間の行事予定が掲載され、政府広報では、日本テレビ「ご存じですか」（平成21年10月16日放送）等で医薬品及び薬剤師の役割について周知が図られた。

なお、同週間に因んでは、例年、一般紙を通じた啓発活動等も実施している（「16. 組織・広報活動の推進(3)薬剤師職能、本会事業の広報並びに周知1) 一般紙を通じての広報活動」参照）。

## (3) 薬物乱用防止運動の推進

政府は、平成20年8月22日に「第三次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、薬物乱用は依然として厳しい状況である情勢を鑑み、戦略目標の一番目に「青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上」を掲げ、①学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の強化、②有職・無職少年に対する啓発の強化、③地域における薬物根絶意識の醸成と未然防止対策の強化、④広報啓発活動の強化、⑤関係機関による相談体制の構築、を対策として講じることとした。続く、平成21年8月20日に、薬物乱用対策推進会議において、平成20年8月に策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」について、その進捗状況を確認するため、フォローアップを行うとともに内容を公表している。

具体的には、①学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の強化の対策としては、(a)学校における児童生徒への薬物乱用防止教育の充実強化、(b)薬物乱用防止教室の充実強化、(c)薬物乱用防止に関する児童生徒用教材、教師用指導資料等の作成・配布、活用促進、(d)教員や薬物乱用防止教室の指導者に対する研修機会の拡充、(e)児童生徒等の薬物に対する認識、薬物乱用の実態等についての調査分析、(f)学校警察連絡協議会等の活用促進など学校と警察の連携強化、(g)大学生等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の強化等が挙げられ、学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実の強化については、今後とも全ての高等学校及び中学校において年に1回は薬物乱用防止教室を開催するよう努めるとともに、小学校においても薬物乱用防止教室の開催の一層の推進に努める必要があること、教員や薬物乱用防止教室の指導者の研修の機会の充実や、児童生徒用教材及び教師用指導資料の充実引き続き努める必要があること、等の課題を指摘している。

また、③地域における薬物根絶意識の醸成と未然防止対策の強化の対策としては、(a)薬物乱用防止指

導員の資質の向上, (b)少年やその保護者等を対象とした薬物乱用防止に関する啓発, (c)薬物乱用少年の早期発見・補導に対する協力要請, (d)各種ボランティア団体との連携強化等が挙げられている。また, ④広報啓発活動の強化の対策として, (a)薬物乱用防止に関する広報啓発活動の推進, (b)青少年及び青少年育成関係者への広報啓発活動の推進, (c)「薬物乱用防止広報車」, 「薬物乱用防止キャラバンカー」やインターネットの有効活用等が挙げられている。

薬物乱用防止新五か年戦略  
フォローアップのポイント (抜粋)

平成21年8月20日  
薬物乱用対策推進会議

- [情勢] 薬物乱用は依然として厳しい状況
- 平成20年中の薬物事犯の検挙人員は, 14,720人(前年比-455人, -3.0%)と減少, 覚せい剤事犯が11,231人(-980人, -8.0%)と減少したが, 大麻事犯が2,867人(+492人, +20.7%)と大幅に増加
- 平成20年中の覚せい剤押収量(402.6kg/+43.6kg)は増加, 乾燥大麻押収量(382.3kg/-121.3kg)は減少
- 平成20年中の覚せい剤事犯(少年)の検挙人員は255人(前年比-53人/-17.2%)と減少, 大麻事犯(少年)の検挙人員は234人(+50人/+27.2%)と増加
- 目標1 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上
- 青少年による大麻・MDMA等合成麻薬事犯は依然高水準
  - ・ 改訂高等学校学習指導要領(平成21年3月)の「保健体育」において, 新たに大麻を扱うこととし, 大麻の有害性・危険性に関する指導を充実〔文科〕
  - ・ 大学生等を対象とした薬物乱用防止啓発パンフレットを作成, 全ての大学新1年生に配布(約75万部)〔文科・厚労・警察〕
  - ・ 中学校及び高等学校等における, 専門家等を活用した薬物乱用防止教室の開催と, 講師の資質向上を目的とする講習会等の実施〔文科・厚労・警察・財務〕

本会は, 学校薬剤師部会における薬物乱用防止研修会の実績などから, 成長過程の早い段階からの教育が, 薬物乱用の根絶に最も有効な手段であるとの考えに立ち, 平成19年9月に策定した「日本薬剤師会 学校薬剤師活動方針」において, 薬物乱用防止啓発活動を重要な課題の一つに掲げ, 学校薬剤師部会を中心に, 厚生労働省, 文部科学省, 日本学校保健会, 麻薬・覚せい剤乱用防止センター等関係機関との連携を図り, 現場の学校薬剤師が薬物乱用防止啓発活動に積極的に参画できる環境を整備することとし, また, 各地域に即した薬物乱用の根絶に向けた地道な活動の継続も重要であることから, 地域で

活動するための啓発資材(パンフレット, ポスター, 講義用スライド等)の作成の検討を行った。特に, 昨今多く報道されている大学生等大麻の不正栽培や乱用による汚染の広がりを受け, 各都道府県薬剤師会においても更なる乱用を防止するための独自の啓発活動を実施していることから, 各都道府県薬剤師会で作製している啓発資材を他の都道府県に紹介する等, 都道府県薬剤師会との連携強化を図ることとしている。

平成21年度は, 大阪府薬剤師会より「ダメ。絶対。「大麻(マリファナ)」ポスターについて」資料の提供とともに活用依頼を受け, 平成21年4月17日付文書にて, 都道府県薬剤師会へ高校生・大学生等に対して, 広く大麻の乱用防止を呼びかけるための啓発資材として, 関係各方面への周知依頼を行った。

本会では, 第三次薬物乱用防止新五か年戦略のフォローアップのポイント等を踏まえ, 学校薬剤師部会と関係委員会等と連携し, 薬物乱用防止運動の推進を継続することとしている。なお, 学校薬剤師部会では, 全ての高等学校及び中学校において, 年に1回は薬物乱用防止教室を開催するよう努めるとともに, 小学校においても薬物乱用防止教室の開催の一層の推進に努める必要があることなどのポイントを踏まえ, 学校薬剤師研修会を開催し, 周知等を図った(「(5)学校薬剤師部会(当該職種に係る将来ビジョン等諸課題の検討と研修会の企画・開催)1)学校薬剤師研修会」参照)。

(4) 公衆衛生・学校保健活動への参加支援・協力

平成21年度においても学校薬剤師部会を中心に, 本会及び関係団体等が主催する公衆衛生・学校保健活動への参加支援・協力を行った。

1) 全国学校薬剤師大会・全国学校保健研究大会への参加支援・協力

日本学校薬剤師会, 広島県学校薬剤師会, 広島県薬剤師会主催, 日本薬剤師会, 文部科学省, 日本学校保健会他, 後援による第59回全国学校薬剤師大会が11月10日, 広島県広島市の広島厚生年金会館ウェルシティ広島で開催された。

全国学校薬剤師大会は, 学校のみならず地域社会で起こっている児童・生徒及び全ての国民の心身の健康に様々な影響を及ぼす諸問題等への対応が, 薬剤師にとって重要な役割であることを再認識し学校薬剤師活動の充実と学校薬剤師としての個々の資質向上を図り, 学校保健教育等の向上に寄与推進することを目的に, 毎年開催されている。

今年度の開会式では, 大会会長の田中日本学校薬剤師会会長, 実行委員長の永野広島県学校薬剤師会会長より挨拶が行われた他, 後援団体である日本薬

剤師会の児玉会長をはじめ、文部科学省、日本学校保健会より各々祝辞が述べられた。続いて表彰式が執り行われ、平成21年度日本学校薬剤師会表彰及び感謝状の贈呈があり、席上、文部科学大臣表彰受賞者には本会会長から記念品が贈呈された。式典に続き、中国電力陸上競技部監督の坂口泰氏より「たすきをつなぐ 心をつなぐ」と題して特別講演が行われ、盛会裡に終了した。

また、全国学校保健研究大会は、開催主題を「生涯を通じて、心豊にたくましく生きる力をはぐくむ健康教育の推進—自ら健やかな心と体をはぐくむ子どもの育成—」とし、平成21年11月10日、11日、広島市において開催された。大会は、全国の学校医、学校歯科医、学校薬剤師、養護教諭等の学校関係者が集まり、学校保健の充実発展に資すること等を目的に毎年開催されており、今年度は、健康教育に関連する①学校経営と組織活動、②保健学習、③保健指導、④心の健康、⑤性に関する教育・エイズ教育、⑥保健管理、⑦歯・口の健康づくり、⑧学校環境衛生、⑨安全教育、⑩喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、の諸課題について研究協議会を行った。

本会は、全国学校薬剤師大会並びに全国学校保健研究大会開催に向けて学校薬剤師部会を中心に支援・協力を行うとともに、開催当日には、本会会長及び学校薬剤師担当役員、学校薬剤師部会幹事の派遣し、支援・協力を行った。

## 2) 学校環境衛生・薬事衛生研究協議会への参加支援・協力

本会が主催団体として参画している平成21年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会は、平成21年11月19日、20日、秋田市において開催された。

本協議会は、国公私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教職員、学校医、産業医、学校歯科医及び学校薬剤師等を参加対象者とし、学校環境衛生及び薬事衛生について研究協議を行うことにより、健康教育の充実を図ることを目的として毎年開催されている。

学校環境衛生及び薬事に関わる内容別に、今年度も、①飲料水・プール部会、②教室環境部会、③喫煙、飲酒及び薬物乱用防止教育部会、④学校保健委員会・学校環境部会を設け、主題に基づく発表を行い、研究協議が行われた。

本会は、学校環境衛生・薬事衛生研究協議会開催に向け学校薬剤師部会を中心に支援・協力を行うとともに、協力負担金を交付し、開催当日には、本会会長、学校薬剤師部会幹事の派遣をし、支援・協力を行った。

## 3) (財) 日本環境衛生センター「集中セミナー」への参加支援・協力

本会では、平成18年度より財団法人日本環境衛生センターが主催する「集中セミナー ダニを知るために」の後援を行っているが、平成21年度も引き続き後援し、都道府県薬剤師会への開催案内や、本会ホームページ・日薬誌への案内文の掲載等の協力を行った。

セミナーは、平成21年9月9日、10日の2日間に神奈川県川崎市の財団法人日本環境衛生センターにおいて1日目に講義を、2日目に実習を行う形式で行われた。講義については、神奈川県衛生研究所の稲田貴嗣氏による「ダニ類の基礎知識」、日本環境衛生センター環境生物部課長代理の橋本知幸氏による「屋内性ダニ類の調査法」、元埼玉県衛生研究所の高岡正敏氏による「屋内性ダニ類に対する対応」、中山皮膚科クリニックの中山秀夫氏による「ダニアレルギーとその治療」の4題が講演され、また、実習については、①ダニの採集と標本作製、②ダニ類の同定と検査結果の評価、③簡易キットによるダニ検査について各々行われた。本会からは、学校薬剤師部会幹事等が参加した。本会は、学校環境衛生の維持・管理の向上に資するセミナーであること等から参加協力を行った。

## 4) その他

厚生労働科学研究「ユビキタス・インターネットを活用したアレルギー疾患の自己管理及び生活環境改善支援システム、遠隔教育システム、患者登録・長期管理システムに関する研究（研究代表者：須甲松信氏、東京芸術大学教授）が研究の一環として実施する、成人喘息に関する薬剤師向け小冊子の作成に協力した。冊子が完成次第、配付にも協力する予定である。

## (5) 学校薬剤師活動の支援強化

### 1) 日本薬剤師会 学校薬剤師活動方針

本会は、学校薬剤師活動の支援強化のため平成19年9月に、「日本薬剤師会 学校薬剤師活動方針」を都道府県学校薬剤師担当役員へ公表し、日本薬剤師会が取り組むべき活動に基づき、学校薬剤師活動への支援を継続している（「11. 職種部会の活動推進(5)学校薬剤師部会（当該職種に係る将来ビジョン等諸課題の検討と研修会の企画・開催）」参照）。

平成21年度は、学校薬剤師が現場で活用できる資料等の立案・作成を、学校薬剤師部会を中心に検討した。また、活動方針については、学校薬剤師に関わる法規等の改正等に対応すべく、改訂の作業を進めた。

更に、平成22年度からの長期実務実習開始に向け、「実務実習モデル・コアカリキュラム」において、学校薬剤師が薬学生に学校薬剤師活動を体験させることを通じて教育に参加するように求めている



こと等から、本会の活動として、学校薬剤師の実務実習への関わりを支援するための資料「薬局薬剤師のための薬学生実務実習指導の手引き－学校薬剤師編－」を作成した。また、本会ホームページより、スライド（パワーポイント）・画像（PDF）ともに入手可能とした。

本会は、平成22年1月22日に、都道府県薬剤師会会長並びに学校薬剤師担当役員に対して「薬局薬剤師のための薬学生実務実習指導の手引き－学校薬剤師編－」（平成21年度版）を通知（日薬業発第379号）し、資料の活用等の周知を図った。

## 2) 日本学校薬剤師会への支援・協力の強化

学校薬剤師組織の連携・強化を更に図るべく、本会学校薬剤師部会の本年度の活動方針、組織連携の在り方、組織の情報伝達の在り方、学校薬剤師活動の支援などに向けた検討・協議を行い、平成21年度は学校薬剤師部会打合会として協議を継続した。

また、現場の学校薬剤師活動の支援強化に関しては、本会学校薬剤師部会と日本学校薬剤師会が更に組織連携を深め、都道府県薬剤師会や都道府県学校薬剤師会に学校薬剤師活動の支援強化に関する情報を発信し続けていくことが最重要課題であるとの認識から、平成21年度は、日本学校薬剤師会の事務的支援、日本学校保健会との連携に関する協力、日本学校薬剤師会70周年記念事業への協力、全国学校保健調査の企画への協力、等を行った。

更に、学校薬剤師部会の活動を強化することも、現場の学校薬剤師と日本学校薬剤師会への支援・協力を更に強化することに繋がるとの認識から、平成21年度は、本会の学校薬剤師活動方針に基づき、くすり教育（事業）の推進、薬物乱用防止活動への支援、関係法規等の周知等を目的とした、学校薬剤師部会と日本学校薬剤師会の共同事業としての研修会を企画実施した（「11. 職種部会の活動推進 (5) 学校薬剤師部会（当該職種に係る将来ビジョン等諸課題の検討と研修会の企画・開催）1）学校薬剤師研修会」参照）。

## 3) 関係団体・関係行政との連携強化

本会は、学校薬剤師部会を中心に文部科学省主催、本会及び日本学校薬剤師会の共催で開催している学校環境衛生・薬事衛生研究協議会について、次年度以降の候補地選定への協力を行った。

平成21年度は、日本学校保健会の事業等への連携を強化するため、日本学校保健会の構成団体である日本学校薬剤師会に協力を依頼し、本会役員の日本学校保健会への参画のための検討を継続した。その結果、日本学校薬剤師会の推薦により、平成21年5月から本会会長が日本学校保健会の副会長として、日本学校保健会の事業等に参画し、日本学校保健会

を通じて、学校保健活動に資する事業の企画・立案や啓発資料の作成等に協力を始めている。

本会は今後も学校薬剤師部会等を中心に、日本学校薬剤師会、日本学校保健会、文部科学省、厚生労働省等と連携を図り、学校薬剤師活動の強化に向けた支援・協力を継続することとしている。

## (6) ドーピング防止活動及びスポーツファーマシスト養成事業への協力

本会では平成16年度より「アンチ・ドーピングに関する特別委員会」（現：「ドーピング防止に関する特別委員会」）を設置し、「うっかりドーピング防止」を目的として、薬剤師のドーピング防止活動への参画を進めている。平成21年度は、引き続き本活動の着実な浸透のため、「薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック2009年版」を作成するとともに、平成21年度の国体開催地である新潟県において、同県薬剤師会が行うドーピング防止活動への協力を行った。

本年度作成した「薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック2009年版」は、無償・有償頒布を含め、都道府県薬剤師会及び支部薬剤師会に約47,000部、体育協会及びスポーツ団体に約1,200部配布し、一般向けにも有償販売を行った。なお、同ガイドブックは本会一般向けホームページにも全文を掲載し、幅広く入手可能とした。

国体開催地であった新潟県薬剤師会に対しては、事業実施のための資料として同ガイドブックの無償提供（4,000部）を行った。一方、新潟県薬剤師会では、①国体に向けた行政、医師会、歯科医師会、体育協会等との関係の構築と連携、②ドーピング防止ホットラインの設置と24時間電話相談対応、③研修会の実施、④公認スポーツファーマシスト認定制度の推進協力等を行った。

また、同特別委員会では前年度末に、薬剤師会が研修を行う際の資料として、パワーポイント形式のスライドを作成し、都道府県薬剤師会向けに公開しており、本年度も2009年版世界ドーピング防止規定に合わせて改訂作業を行い公開した。今後も引き続き、同スライドの改訂作業及び小・中・高校生向け講演スライドの作成について検討を行う予定である。

UNESCOドーピング防止規約の発効をうけて、平成19年5月に文部科学省が策定した「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」では、「文部科学省は厚生労働省等と連携・協力し、わが国におけるドーピング防止活動が円滑に実施されるよう必要な支援を講じる」こととされており、薬の専門家である薬剤師によるドーピング防止活動へのさらなる貢献が期待されている。このような流れを受け、本会では、財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が設立した「公認スポーツファ

「マシスト認定制度」についても協力を行っている。平成20年5月の東京会場又は7月の大阪会場にて基礎講習会を受講した認定希望者約500名は、平成20年12月から平成21年3月にかけて、希望地の都道府県薬剤師会にて実務講習会を受講し、スポーツファーマシストホームページ上で実施された「知識到達度確認試験」を修了した後に認定申請を行った。本年度国体開催地の新潟県及び次年度国体開催地の千葉県においても、同様にスポーツファーマシストの養成が行われている。なお、昨年11月28日には平成20年度に引き続き、本制度推進のために都道府県薬剤師会に置かれている推進委員を対象とした「公認スポーツファーマシスト推進委員特別講習会」が開催された。

また、本年1月にはJADAより平成22年度の公認スポーツファーマシスト認定プログラムの募集要項が発表され、昨年、反響が大きく募集定員の約8倍もの応募があったことから、募集定員が2,200名に増員され、本年2月25日～3月10日の期間に募集が行われた。本認定制度が有効に機能し、薬剤師がドーピング防止活動を通じて、より一層の社会貢献ができるように、本会としては今後とも本制度に関してJADAと協力し、検討を行う方針である。

また、公認スポーツファーマシスト認定制度の始動に関連し、第42回日薬学術大会では、「スポーツファーマシストへの期待」と題した分科会が行われた。分科会では、JADA事務局長の浅川伸氏の基調講演に始まり、スポーツに関わる薬剤師、スポーツドクター、スポーツ現場の各々の視点から、スポーツファーマシストへの期待が語られた。

## (7) 新型インフルエンザ対策への対応

### 1) 医療提供体制の確保等について

政府は、かねてより発生が懸念されていた新型インフルエンザへの対策として、平成17年12月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成18年5月、平成19年10月と改定を重ねてきた。平成19年3月には、「新型インフルエンザ対策ガイドラインフェーズ4以降一」として13のガイドラインが策定された。その後、平成20年5月の改正感染症法等の施行を経て、平成21年2月17日、政府の基本戦略としての「新型インフルエンザ対策行動計画（改定）」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン（策定）」が公表された。本会では、政府の行動計画及びガイドラインに基づき、発生段階に応じた薬局での対応方策等について担当委員会で検討を進めてきた。

平成21年3月、メキシコで豚由来の新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生し、WHOが警戒レベルをフェーズ4に引き上げたことを受け、政府は平成21年4月28日、「感染症の予防及び感染症の患者に

対する法律」に規定する新型インフルエンザが発生したと宣言した。この段階で、日本の状況は「第一段階（海外発生期）」と位置づけられた。先述の行動計画、ガイドラインに基づき、国内における検疫、医療体制等の整備が図られた。

5月16日、日本国内で新型インフルエンザの発生が認められ、日本の状況は「第2段階（国内発生早期）」となった。この段階における医療体制は、感染の疑いのある者は発熱相談センターに相談、発熱外来を受診し入院措置、というものであった。

その後、兵庫県、大阪府等で患者数が急増したことから、政府は5月22日に「基本的対処方針」を改定し、地域の実情に応じた対策を実施できるとした。これは、それまでの行動計画等が鳥インフルエンザを想定したものであったことから今回のウイルスの特徴を踏まえて対応する観点での改定であった。同時に、医療体制等については、「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」（以下、「運用指針」）を定めた。これにより、都道府県等の判断で、急速な患者数の増加が見られる地域において重症者は入院、軽症者は自宅療養となった。

基本的対処方針の改定を受け、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部（以下、「対策本部」）は、慢性疾患等を有する定期受診患者等について電話診療によりファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを発行する等の対応が必要なことから、感染者が増加している地域における、ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんの取扱いについて地方自治体に事務連絡を発出した。

6月11日にWHOが新型インフルエンザの流行の程度を「フェーズ6」と宣言したことから、厚生労働省は6月19日に運用指針を改定し、感染者・患者数の大小による地域の対応の区分をなくした。新型インフルエンザの患者は自宅療養が原則となった。

6月25日には具体的な取扱いについて対策本部から地方自治体に事務連絡が発出された。薬局に関する具体的な記述（抜粋）は以下のとおりである。

#### ○外来部門における対応

薬局においては、一般的に、患者の滞在が医療機関と比較して短時間であり、感染拡大の危険性は低いと考えられますが、発熱患者はマスクを着用することとします。また、必要に応じて、患者ではなく家族等への薬の受渡しとすること、事前に薬局へ連絡をしてもらうなどして屋外での薬の受け渡しを行うこと、移動が困難な者については看護・介護にあたる者等を活用すること等を検討することとします。

8月には流行期に入り、患者数の急速な増加への対応のため、8月28日に対策本部より事務連絡「新

型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について」が発出された。これにおいても、ファクシミリ等による処方せんの送付について再度周知された。

更なる患者数の増加を受けて、10月1日に「基本的対処方針」が再度改定され、「運用指針（二訂版）」が示された。二訂版では、慢性疾患等を有する定期受診患者については、感染機会を減らすために長期処方を行うことや、発症時には電話による診療でファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方ができることについて、改めて周知された。また、10月2日の対策本部事務連絡で示されたQ&Aでは、ファクシミリ等による処方せんに基づき調剤された薬剤の受け渡しは、患者の同居者等が行うこととされており、必ずしも薬局が患家に届ける必要はないことが明確にされた。11月6日には、タミフルドライシロップが入手困難な状況を受け、その対応に関するQ&Aが事務連絡で示された。

こうした政府の対応の他、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給や調剤報酬上の取扱い等についても、本会ではその都度厚生労働省と連携を図り、都道府県薬剤師会、会員への情報提供に努めた。

また、医療提供体制や薬剤師等の安全と健康の確保等について、5月15日に厚生労働大臣との意見交換会において申し入れた他、9月11日には意見募集に対する意見提出と併せて厚生労働大臣に要望書を提出した。

新型インフルエンザ(A/H1N1)は、11月末(11月23日から11月29日の週)に流行のピークを迎え、その後、定点医療機関当たりのインフルエンザの患者報告数は減少に転じ、平成22年3月初旬(3月1日から3月7日の週)には全国平均で0.77と季節性インフルエンザにおける流行開始の目安としている1.00を下回り、更にその後も3月15日から21日の週には0.41と減少を続けた。このことから、平成22年3月31日、厚生労働大臣メッセージにて「新型インフルエンザ(A/H1N1)の最初の流行(いわゆる「第一波」)は、現時点では沈静化している」との判断がなされ、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部よりサーベイランス体制の変更等の対策の見直しについて事務連絡が発出された。なお、医療体制、ワクチン接種事業については変更なく、「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(二訂版)」の改訂は行われなかった。本会は都道府県薬剤師会に対し、今後の再流行等に備え都道府県等と連携の上、対応するように要請した。

## 2) 新型インフルエンザワクチンについて

平成21年10月1日、政府の「基本的対処方針」の改定にあわせて、「ワクチン接種の基本方針」が策

定、公表された。

新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の目的は、「死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保すること」で、感染防止を目的とするものではないとされ、ワクチン接種の優先接種対象者、ワクチンの確保、接種方法、費用負担、安全性及び有効性の確保と健康被害の救済、広報等に関する方針が明示された。

本会では、1)に述べたとおり、地域医療に従事する薬局の薬剤師の安全と健康の確保について厚生労働大臣等に要望を続けてきたが、優先接種対象は「新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者」とされ、薬局薬剤師は対象とされなかった。本会は10月21日、都道府県薬剤師会に対し、ワクチン接種事業に対する本会の働きかけと国の考え方について説明文書を送付した。なお、ワクチン接種は10月19日の週から開始された。

新型インフルエンザワクチン接種は国の事業として実施され、接種による健康被害の迅速な救済と、必要な海外生産分の輸入を行うため副作用被害等に関する企業への国の損失補償を行うための措置を講じることを目的とした「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」が12月4日に公布、施行された。なお、本法律案の審議の際、衆議院厚生労働委員会にて、歯科医師、薬剤師等の医療従事者及び介護従事者並びに小児と触れ合う機会の多い養護教諭、保育士及び幼稚園教諭についてできる限り優先して接種できるように、との措置を求める付帯決議がなされた(平成21年11月26日)。

また、新型インフルエンザワクチンの接種回数については、ワクチン接種方針が策定された当初は2回接種とされていたが、臨床試験等の結果等を考慮し複数回にわたり見直しが行われ、12月16日に全てのカテゴリーへの接種回数が決定された(13歳未満の者は2回、その他は原則1回)。「ワクチン接種の基本方針」は12月15日に改定され、優先接種対象者以外の者(健康成人)の接種を進めることとなった。平成22年1月15日、厚生労働省より健康成人への接種開始について発表され1月22日に事務連絡が発出された。同事務連絡においては都道府県に対して、衆議院厚生労働委員会の決議の対象者(歯科医師、薬剤師等の医療従事者、介護従事者、養護教諭、保育士及び幼稚園教諭)について、優先的な接種を配慮するように求めている。

本会ではこうした情報について逐次、都道府県薬剤師会、会員への情報提供に努めた。

## 3) 会務の運営について

本会における新型インフルエンザ対策については、4月30日に会長を本部長とする「新型インフル

エンザ対策本部」を設置し、5月14日に「日本薬剤師会における新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定した。マニュアルは、新型インフルエンザ発生時に本会役員・職員等への感染拡大や健康被害を最小化し、本会が担う公益的事業や会員サービス等の業務への影響を最小限に止めることを目的とした、日本薬剤師会の業務継続計画である。

本会はこのマニュアルに基づき、本会主催会議の対応について、5月19日、感染者が発生した市区町村での開催自粛と感染者が発生した市区町村居住・勤務者及び感染者への濃厚接触者等の会議への参加自粛の措置を決定したが、政府の基本的対処方針の改定等を受けて、5月26日に解除した。

## (8) 水質・化学物質等環境保全問題への対応

### 1) 生活環境水域中の医薬品調査

河川水や下水のような環境水域に存在する医薬品等の化学物質の検出が報告され、社会的に問題となりつつある。このような状況に鑑み、環境衛生委員会において、人体からの排泄や廃棄等により生活環境水域に残留した医薬品に関する知見を収集する目的で、平成17～19年度に生活環境水域中の医薬品調査事業を実施したが、20年度においても継続して同事業を実施した。

平成17年度には、薬剤師会関連試験検査センター15施設の協力のもと、イブプロフェン及びカルバマゼピンの分析を実施し、18年度には21施設、19年度には20施設、20年度には20施設の協力のもと、イブプロフェン、カルバマゼピン、スルファジアジン、スルファメトキサゾールの分析を①水道水源となる表流水、②下水処理場等の排水の影響がある水域について実施した。

平成17～19年度に行った調査結果については、環境衛生委員会において、分析結果の評価方法として、人への影響評価については「 $I_{70}/\text{daily dose}$ 」を、環境への影響評価については「MEC/PNEC (measured environmental concentration / predicted no effect concentration)」を用い、測定地点及び物質ごとに評価を行った。検討の結果、3年間の調査からは問題があるとはいえないとの評価となり、また、調査対象とした水域を継続的に調査し影響評価を行うことが提案されていた。同委員会では、20年度調査結果についても17～19年度と同様の方法で評価を行い、結果を取りまとめた報告書を各都道府県薬剤師会及び試験検査センターに送付した。

本年度は、分析の対象とする医薬品成分を変更して調査を実施することが同委員会で検討され、オセルタミビルリン酸塩及び活性代謝物の分析方法の検討を目的とした予備調査を実施した。世界的な保健衛生の問題として新型インフルエンザの流行が懸念

されているが、同時に、新型及び季節性インフルエンザの対策として、診断・予防・治療に使用される薬剤の適正使用の重要性が認識されている。一方、薬剤使用後の環境への流入と影響に関する知見を得るためには、今後様々な要因についての調査研究が必要と考えられている。本調査は、抗インフルエンザ薬の一つであるオセルタミビルリン酸塩の生活環境水域中の状況を調査する点から、公衆衛生面と環境面での影響に関する知見の充実に寄与できると考えられる。また、本事業により、薬剤師に対して環境問題に関する意識を高めること、及び試験検査センターによる地域の保健衛生への貢献を可能とすることを旨とするものである。本年度の予備調査に基づき、今後、環境衛生委員会において分析条件及び調査方法を中心に検討を行い、次年度以降の委員会事業の参考資料とする予定である。

### 2) 試験検査センター技術講習会（環境衛生関係）

本会では毎年、都道府県薬剤師会試験検査センターの技術職員を対象に、各種分析、最新の試験検査に関する知識の習得、技術の向上を目的として、試験検査センター技術講習会（環境衛生関係）を開催しており、本年度においても医薬品試験関係と合同で、平成21年12月3日、4日に本会会議室にて約90名の参加のもと開催した。

環境衛生関係のプログラムとして、1日目には、①国立医薬品食品衛生研究所の西村哲治環境衛生化学部長により「水道法改正とWHO飲料水水質ガイドラインについて」、②国立感染症研究所名誉所員の遠藤卓郎氏により「水質検査をめぐる遺伝子検査法の現状について」と題して講演が行われた。続いて、環境衛生委員会報告では、平成17～20年度生活架橋水域中の医薬品調査の結果報告、21年度の予備調査計画書の説明があった。各試験検査センターの研究発表では、①北海道薬剤師会公衆衛生検査センターによる「形態別ヒ素分析の実際」、②北九州市薬剤師会による「健康食品中の医薬品成分」、③青森県薬剤師会衛生検査センターによる「環境水中に存在するサイクロスポーラの一考察」の3題が発表された。2日目には、日本ウォーターズ株式会社による「分析結果の信頼性保証に向けたWatersのアプローチ」に関する解説とともに、分析機器(UPLC)のデモンストレーションが実施された。

### 3) 在宅医療廃棄物に関する検討・対応

感染性廃棄物の処理については、環境省の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成16年3月)に基づき実施されているが、廃棄物処理法や感染症法の改正等を受け、平成21年5月に、マニュアルの改訂が行われた。

薬局から排出される産業廃棄物は感染性廃棄物に

は該当しないが、使用済み注射針を薬局において受け取り任意に産業廃棄物として処理する等の対応が行われている地域があることから、本会では都道府県薬剤師会に対し同マニュアルを周知した。

## ⑨ 食品の安全性確保への対応

食品の安全性確保のために内閣府に設置されている食品安全委員会は、平成15年制定の食品安全基本法に基づき同年7月に発足した。同委員会には、企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会、緊急時対応専門調査会の他、添加物、農薬、微生物といった危害要因ごとに14の専門調査会があり、このうち企画専門調査会と緊急時対応専門調査会に本会役員が専門委員として出席している。同委員会は今後、昨年9月に発足した消費者庁とも連携し協調する予定である。

消費者庁では平成20年11月より、健康増進法に基づく特定保健用食品等の表示制度を含め、いわゆる健康食品に関する表示の課題に関する論点を整理して検討を進めるため、「健康食品の表示に関する検討会」を開催している。この中で、関係団体によるヒアリングが行われ、本会も薬剤師の視点から、現行制度における健康食品の役割や流通・製造・流通実態、健康被害の発生状況等について問題点を挙げ、栄養機能食品以外の健康食品について、成分・表示・広告等問題があった場合に速やかに市場から排除できる体制の構築、健康被害が発生した際の情報収集・分析評価体制の整備、医薬品との相互作用等に関する注意喚起表示の検討、薬剤師等専門家の積極的な関与の必要性等について意見を述べた。

また、厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第三調査会に本会役員が委員として出席し、同様に薬剤師の視点から健康食品による健康被害防止のための安全性の確保及び情報収集体制の構築等について意見を述べ、検討を行っている。

なお、日本医師会国民生活安全対策委員会にも平成20年度より本会役員が委員として出席し、日本医師会が実施する「食品安全に関する情報システム」モデル事業の実施及び検証、並びに国民生活に関する現状と対策について検討し、平成22年3月には同委員会答申が公表された。

## 11. 職種部会の活動推進

### (1) 薬局薬剤師部会（当該職種に係る将来ビジョン等諸課題の検討）

薬局薬剤師部会では、平成20年度に引き続き、「薬局薬剤師の将来ビジョン」並びに「基準薬局制度への対応」を中心に検討を行った。本年度は、平成21年7月15日に全体幹事会を開催し、ビジョンの

方向性や、基準薬局制度の現状を踏まえた今後の対応について検討を行った。

まず、ビジョンの方向性については、これまでのワーキンググループや全体幹事会での意見を、①取り巻く環境の変化、②現状と課題、③将来ビジョン、④今後の取り組みの4項目に分類・整理し、議論を行った。主な方向性としては、①調剤に偏重している現在の薬局業務を見直し、セルフメディケーションへの対応強化や相談機能の復活等も含め、薬局が有する総合機能を再確認すること、②調剤業務の質の向上として、例えばTDMの成果を活用した処方鑑査やIVHの無菌調整等、医薬分業の進展と同時並行して進展してきた病院薬剤師業務の成果を薬局業務にも活かしていくこと、③在宅医療やセルフメディケーションへの対応も含め、薬剤師の相談機能を高めていくためには、薬剤師がバイタルサインの確認等を行える環境を整備していく必要があること、④これらの業務を充実・強化し具体化させていくためには、薬剤師会として研修面での環境整備を進めていく必要があること、等の方向性が概ね確認された。加えて、倫理面の確立、職能の拡大、社会貢献事業の強化等、ビジョンに盛り込むべきテーマ・課題について、幅広く意見が交換された。

ビジョンについては、これらの意見も踏まえ、また他の部会の意見との整合性も図りながら、執行部サイドにおいてビジョン全体の中間骨子案を作成し、平成22年3月31日付で都道府県薬剤師会に送付した。併せて、今後の策定作業の参考とすべく、中間骨子案に対する各都道府県薬剤師会からの意見を募集しているところである。

また、基準薬局制度については、平成21年6月末現在の全国の状況を調査した結果、①基準薬局数は16,086薬局（保険薬局数に占める割合は30.7%）であり、前回調査（平成19年10月末現在）と比べ2,021薬局の減少となっていること、②減少の要因としては、平成19年4月1日より施行した新認定基準において、毒物劇物一般販売業の登録を受けていることを認定基準に加えたこと等が推測された。薬局薬剤師部会では、これら調査結果も踏まえながら、基準薬局制度の今後の在り方も含め、必要な見直し・検討を進めているところである（「3. 薬剤師・薬局機能の充実・強化対策(5)基準薬局制度を活用したかかりつけ薬局の推進と定着」参照）。

### (2) 病院診療所薬剤師部会（当該職種に係る将来ビジョン等諸課題の検討と研修会の企画・開催）

#### 1) 病院・診療所薬剤師研修会

病院診療所薬剤師部会の研修会は、本年度で56回目を迎える。本年度も、平成20年度病院診療所薬剤師研修会の参加者から寄せられたアンケート結果等

を基に、部会にて企画・検討を行った。

その結果、病院機能評価事業への対応や、病院薬剤師の技術の向上を目的として、現場の薬剤師が、所属する各々の病棟の業務等に精通し、実績を積み上げることが、近い将来病院薬剤師の職能を拡大することに繋がること、また、それに伴い年々多様化する病院薬剤師の要望を踏まえ、大きなテーマに沿って関連する演題のみを取り上げるのではなく、病院診療所薬剤師として身につけるべき喫緊の課題を、引き続き演題として取り上げることとし、「医療安全における薬業連携」を主テーマに、①「安全管理の手法FMEA (Failure Mode and Effects Analysis) について」、②「小児科領域の薬剤業務」、③「医療安全における薬業連携の実際」、④「精神科領域の薬剤師業務 - 精神科領域の薬物治療に対する薬学的管理と新たな役割 -」の4演題とした。

本研修会は日本病院薬剤師会との共催で全国7会場で開催したが、合計2,067人(平成20年度は2,227人)が受講し、前年度に引き続き関心の高さが伺える結果となった。

また、本年度も研修会参加者を対象にアンケート調査を実施した結果、全体の参加者に対しおよそ5割の回答が得られ、平成22年度の同研修会企画の参考にするとともに、平成21年7月に日本病院薬剤師会が公表した「薬物療法の質の向上と安全確保に資する病院薬剤師の新しい業務展開 - 新しい業務展開実態調査結果を踏まえて -」と題する中間報告などの内容等を踏まえ、今後の病院診療所薬剤師業務の検討に役立てていく予定である。

○病院診療所薬剤師研修会 [( )内は参加者数]

- 平成21年6月13, 14日：福岡市：九州大学医学部百年講堂 (408)
- 6月20, 21日：広島市：広島国際会議場国際会議ホール・ヒマワリ (422)
- 7月25, 26日：仙台市：仙台国際センター (380)
- 8月29, 30日：札幌市：札幌市教育文化会館 (137)
- 10月31, 11月1日：東京都：昭和大学上條講堂 (192)
- 11月7, 8日：大阪市：大阪府薬剤師会館 (316)
- 11月14, 15日：名古屋市：名古屋市立大学病院大ホール (212)

2) 病院・診療所薬剤師の将来ビジョン策定について

病院診療所薬剤師部会では、平成20年度より、幹事6名及び本部会の担当副会長と部会長を加えたメンバーによるワーキング・グループ(以下、

「WG」)を設置し、病院・診療所薬剤師の将来ビジョン策定に向けた具体的な検討を継続した。

今年度は、平成21年6月10日及び7月8日にWGを、さらに平成21年10月14日及び平成22年1月25日に幹事会を開催し「病院・診療所薬剤師の現状と将来ビジョン」(中間骨子案)を作成した。

将来ビジョン(中間骨子案)の構成は、副題を「安心と安全の医療確保ビジョン - 国民一人ひとりの健康(医療、薬物療法)への薬剤師の係わり -」と題して、①現状と課題、②将来ビジョンと今後の取り組み、③病院・診療所薬剤師の将来、とした。

今後は、中間骨子案に対する各都道府県や関係各面からの意見等を踏まえ、継続的に検討・協議を行うこととしている。

(3) 製薬薬剤師部会(当該職種に係る将来ビジョン等諸課題の検討と研修会の企画・開催)

製薬薬剤師部会は、製薬企業に勤務する薬剤師の学識向上や連携を深めることを目的とした研修会の開催、薬剤師業務の参考図書の企画・編集や薬事に関する諸課題の調査・研究を行っている。

平成21年度もその一環として、製薬企業に勤務する薬剤師のための事業を計画・実施した。

1) 製薬薬剤師部会研修会

製薬薬剤師部会において平成21年度の研修会の企画を検討した。今年度も医薬品の品質管理及び販売後の安全管理を行うための総括製造販売責任者、品質保証責任者、安全管理責任者のいわゆる三役を対象とし、総括製造販売責任者の資格要件が薬剤師に限られること等を踏まえ、「改正薬事法施行後5年を振り返って」と題した研修会を開催した。平成22年2月10日、東京・目黒雅叙園において、全国から約300名が参加した。

研修会は講演2題と事例等報告の2部で構成され、初めに厚生労働省の岸田修一氏(大臣官房審議官)より「改正薬事法施行後5年を振り返って - 行政の立場から -」と題して講演があり、次に、中外製薬株式会社の大箸義章氏(医薬安全性本部安全性推進部長)より「医薬品産業における薬剤師の役割とその期待」と題する講演があった。続いて、改正薬事法施行後5年を振り返って - 製薬企業の立場から - と題して、事例等報告及び質疑応答が行われ、武田薬品工業株式会社の猪狩康孝氏(品質保証監査室長)、アステラス製薬株式会社の南善宏氏(信頼性保証本部薬事部長)、塩野義製薬株式会社の真下重信氏(信頼性保証本部長)、日本イーライリリー株式会社の糸井朋子氏(信頼性保証本部長)、東和薬品株式会社の野口豪氏(信頼性保証本部長)、全薬工業株式会社の道見茂樹氏(信頼性保証部門責任

者)の6名より、各々事例報告等が行われ、報告等に基づき活発な質疑応答がなされた。

## 2) 製薬薬剤師の将来ビジョン策定について

製薬薬剤師部会では、平成20年度より、部長並びに幹事1名及び部会幹事の勤務する企業の若手の薬剤師5名からなるワーキング・グループ(以下、「WG」)を設置し、製薬薬剤師の将来ビジョン策定に向けた具体的な検討を継続した。

今年度は、平成21年4月2日、同5月29日、に2回のWGを開催し、中間骨子案作成のための検討・協議を行った。併せて、平成21年10月に開催される本会学術大会の将来ビジョンに関する分科会のシンポジストに、WGメンバーである中外製薬株式会社の大箸義章氏を決定し、分科会での発表内容について協議した。協議では、学術大会での発表内容を本部会の中間骨子案とすることで概ねの合意を得た他、これらの内容については、本年度の製薬薬剤師部会研修会においても、部会報告として報告することとした。

WGでの検討を中心に、将来ビジョンの策定に向けて、中間骨子案に基づき引き続き議論を継続した結果、将来ビジョン(中間骨子案)を作成した。構成は、現状と課題として、①これまでの製薬企業の「薬剤師」、②製薬企業への薬剤師の就職、③総括製造販売責任者への抜擢とその位置づけ、④その他の製薬企業薬剤師の4項目を挙げ、将来ビジョンと今後の取り組みとして、①リスクマネジメントリーダーとしての総括製造販売責任者の確立、②製薬企業間及び薬剤師間ネットワークの必要性、③安全管理責任者・品質保証責任者とし、最後に、製薬企業薬剤師の将来等としてまとめた。今年度末には各都道府県及び関係各方面に通知をし、意見を募集した。

今後は、中間骨子案に対する各都道府県や関係各方面からの意見等を踏まえ、引き続き検討・協議を行うこととしている。

## (4) 行政薬剤師部会(当該職種に係る諸課題の検討と講演会の企画・開催)

行政薬剤師部会では、本年度事業として、都道府県薬務主管課を対象としたアンケート調査及び部会講演会の開催を主たる事業とし、全体幹事会において各事業の内容を検討・実施した。

アンケート調査については、平成20年7月10日に全体幹事会を開催し、調査テーマや調査項目について検討を行った結果、本年度は、「医薬品新販売制度施行後の状況調査」並びに「新型インフルエンザ対策に係る状況調査」を8月に実施した。本調査は、①平成18年の薬事法改正に基づく医薬品の新販売制度が本年6月より施行されたが、この制度改正の趣旨を十分に発揮し、国民の安全・安心を守って

いくためには、販売者サイドの取り組みはもとより、その許可権限を有する都道府県行政の役割もますます重要となること、②本年4月、メキシコ等に端を発した新型インフルエンザはわが国にも感染・拡大し、今冬に向けてさらなる拡大や強毒性化が危惧されており、国レベルの対策と併せ、都道府県レベルの対策も重要となっていること等に鑑み、上記の調査を実施するとともに、調査結果を各都道府県にフィードバックし、業務の参考に供することを目的としたものである。

今回の調査結果によると、各都道府県において関係団体等により構成するインフルエンザ対策についての協議・検討の場が「設置済」の都道府県は34都道府県、「21年度中に設置予定」の都道府県は3都道府県であり、このうち、構成メンバーに都道府県薬剤師会が含まれているのは31都道府県(83.8%)であった。また、「含まれていない」と回答のあった6都道府県においても、その理由の多くは「感染症について専門的に協議する場であり、医師のみで構成されているため」であり、全都道府県の3分の2においては、何らかの形で都道府県薬剤師会の関与が可能な状況が窺えるなどの結果が得られたところである。

今回の調査結果については、10月初旬に暫定版を取りまとめ、10月9日に滋賀県大津市で開催された全国薬務主管部課長協議会で村瀬一郎副部長より報告を行った他、11月初旬には最終版を各都道府県薬務主管課及び都道府県薬剤師会に送付するとともに、日薬誌(平成21年12月号)にもその概要を紹介した。

また、例年開催している行政薬剤師部会講演会を、平成22年2月12日(東京・長井記念ホール)、同2月18日(大阪府薬剤師会館)にて開催した。

本年度は、細菌製剤協会常務理事の伏見環氏より「ワクチンに関する最近の動き～新型インフルエンザワクチンなど～」と題し、また日本薬剤師会の石井甲一専務理事(行政薬剤師部会部会長)より「薬剤師をめぐる諸課題の現状と今後」と題し、各々、講演がなされた。また、行政薬剤師部会の村瀬一郎副部長より、「平成21年度行政薬剤師部会事業報告」として、前述のアンケート調査の結果概要等を報告した。

本年度の講演会には、全国の都道府県・政令指定都市等に勤務する薬剤師を中心に、製薬メーカーや薬局勤務の薬剤師等が参加し、両会場での参加者は232名(東京149名、大阪83名)、うち行政薬剤師は199名であった。

## (5) 学校薬剤師部会(当該職種に係る将来ビジョン等諸課題の検討と研修会の企画・

## 開催)

学校薬剤師部会は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校に至るまで、大学を除く国公立の学校において、主に学校保健の評価立案に参与し、環境衛生検査や学校環境衛生の維持及び改善に関与し、必要な指導・助言を行うことに従事する従来の学校薬剤師の活動に加え、社会環境の変化に対応した「くすりの正しい使い方」の広範な周知や、学校薬剤師に今後期待される新たな業務等を支援することを目的に活動している。

### 1) 学校薬剤師研修会

学校薬剤師部会では、平成19年9月に公表した「日本薬剤師会 学校薬剤師活動方針」に基づき、学校保健安全法の定める学校薬剤師活動の充実と徹底並びに社会的要請に基づく学校薬剤師活動の拡大と充実を図るため、平成21年度は、医薬品の適正使用啓発活動と薬物乱用防止活動及び学校保健安全法施行に関して全国8ヵ所で研修会を開催した。

研修会は、学習指導要領が改訂され、平成24年度より中学生の学習指導要領が全面施行されることから、「くすりの正しい使い方について」、また、最近の大学生の大麻乱用問題等を踏まえ、「薬物乱用防止教育のあり方について」、更に、「学校保健安全法の施行について」の3演題とした。

本研修会は日本学校薬剤師会との共催で全国8会場で開催し、8会場合わせて1,290人が参加した。

○学校薬剤師研修会 [( ) 内は参加者数]

平成21年7月5日：岡山市：山陽新聞事業社 (194)  
7月11日：大阪市：大阪府薬剤師会館講堂 (295)  
8月9日：札幌市：北海道民活動センター (117)  
8月30日：盛岡市：いわて県民情交換センター (163)  
9月6日：静岡市：静岡県薬剤師会館 (107)  
9月19日：東京都：長井記念ホール (157)  
9月27日：新潟市：チサンホテル&コンファレンスセンター新潟 (143)

平成22年2月7日：福岡市：福岡県薬剤師会館 (114)

### 2) 全国学校薬剤師担当者会議の開催

全国学校薬剤師担当者会議は、日本薬剤師会の学校薬剤師部会の事業として、各都道府県薬剤師会学校薬剤師担当者との連絡調整、連携強化及び学校薬剤師活動方針の実施に向けた周知、支援を目的として、平成18年度より開催している。平成21年度は、平成22年3月17日に日本薬剤師会会議室において開催した。

会議では、講演3題と部会報告2題を行った。講演は、東京薬科大学薬学部社会薬学研究室准教授の宮本法子氏より「小学校におけるくすり教育の必要性－学校薬剤師の役割－」、次に、福岡県立門司学園高等学校養護教諭の香田由美氏より、「学校における医薬品に関する教育を考える－養護教諭の立場から－」、最後に、文部科学省スポーツ青・少年局学校健康教育課健康教育企画室健康教育調査官の北垣邦彦氏より、「学校における『医薬品』に関する教育に求められるもの」と題する講演が行われた。続いて、田中部会長より、「平成21年度学校薬剤師部会活動報告」として、主に今年度の中心的な事業の一つである「学校薬剤師研修会」について報告があり、更に、藤垣常務理事より、「学校薬剤師の将来ビジョン及び諸課題等について」として、今年度の本部会の最重要課題である学校薬剤師の将来ビジョン（中間骨子案）の概要等についての報告が行われた。

### 3) 関係法規・関係制度等への対応

#### ①学習指導要領への対応

平成21年7月に文部科学省が公表した「高等学校学習指導要領解説（保健体育編 体育編）」改訂の趣旨によると、21世紀を生きる子供達の教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備等と併せ、国の教育課程の基準全体の見直しについての検討が、中央教育審議会において2年10か月に亘り行われ、この間、「教育基本法」、「学校教育法」の改正も行われ、教育の根本に遡った法改正を踏まえた審議の結果、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申が出された。答申は、児童・生徒の課題を踏まえ、(a)改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂、(b)「生きる力」という理念の共有、(c)基礎的・基本的な知識・技能の習得、(d)思考力・判断力・表現力等の育成、(e)確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保、(f)学習意欲の向上や学習習慣の確立、(g)豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実を基本的な考え方より成り、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示されている。この答申を踏まえ、平成20年3月28日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が公示されたのに続き、平成21年3月9日には高等学校学習指導要領及び特別支援学校の学習指導要領等が公示された。

学校薬剤師部会は、平成24年度より全面施行される新中学校学習指導要領への対応や平成25年度からの新高等学校学習指導要領の施行に向け、「くすりの正しい使い方」の啓発資材等を活用した研修会を企画・検討し、現場での対応を進めるため「学校薬



剤師研修会」等を開催した。

高等学校学習指導要領解説  
保健体育編 体育編 (抜粋)

平成21年7月 文部科学省

2 保健体育科改訂の趣旨

ア 改善の基本方針

(ウ) 保健については、「生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するため、一層の内容の改善を図る。その際、小・中・高等学校を通じて系統性のある指導ができるように、子どもたちの発達の段階を踏まえて保健の内容の体系化を図る。また、生活習慣の乱れやストレスなどが健康に影響することを学ぶことが重要であり、健康の概念や課題などの内容を明確に示すとともに、心身の発育・発達と健康、生活習慣病などの疾病の予防、保健医療制度の活用、健康と環境、傷害の防止としての安全などの内容の改善を図る。特に、小学校低学年においては、運動を通して健康の認識がもてるよう指導の在り方を改善する。」としている。

イ 改善の具体的事項

(ウ) 科目「保健」については、個人生活及び社会生活における健康・安全に関する内容を重視する観点から、指導内容を改善する。その際、様々な保健活動や対策などについて内容の配列を再構成し、医薬品に関する内容について改善する。また、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力を育成する観点から、小学校、中学校の内容を踏まえた系統性のある指導ができるよう健康の概念や課題に関する内容を明確にし、指導の在り方を改善する。

3 保健体育科改訂の要点

(1) 目標の改善について

「保健」の目標については、小学校、中学校との接続及び発達の段階に応じた指導内容の体系化の観点から、個人生活及び社会生活における健康・安全に関する内容を総合的に理解することを通して、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力を培い、実践力を育成することを目指した。

エ 生涯を通じる健康

「生涯を通じる健康」については、生涯にわたって健康を保持増進していくためには、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理と環境づくりが重要であることや保健・医療制度及び地域の保健・医療機関などの適切な活用が重要であることを明確にし、内容を改善した。また、中学校学習指導要領において、医薬品の正しい使用についての内容が位置付けられたことを踏まえて、医薬品の承認制度や販売規制について新たに引き上げ、医薬品の適切な使用の必要性についての内容を充実した。さらに、健康課題に応じて、我が国や世界において様々な保健活動や対策などが行われていることについての内容を、ここに位置付けた。

②学校保健安全法等への対応

「学校保健安全法」が平成21年4月1日から施行

されることを踏まえ、学校環境衛生の維持管理の必要性がより明確にされたことにより、学校薬剤師に求められる役割も益々大きくなるものと考えられることから、現場で活動する学校薬剤師の対応や法解釈等への理解について支援することを目標に、学校薬剤師研修会を開催し周知徹底を図った。

今後は、学校薬剤師研修会等を受け、都道府県の学校薬剤師(部)会組織が、伝達講習会等を開催することを期待するとともに、学校薬剤師部会において、法解釈等への支援事業等を企画・検討することとしている。

3) 学校薬剤師の将来ビジョン策定について

学校薬剤師部会は、学校薬剤師の将来ビジョン策定に向け、平成20年度より、ワーキング・グループ(以下、「WG」)を設置し検討した。

WGの現状と課題をまとめる作業班では、3回に亘り中間骨子案作成に向けた検討を行い、過去からの推移のまとめ等を議論の基礎資料とするため、平成21年10月7日に開催された幹事会に、東京薬科大学薬学部社会薬学研究室の宮本法子氏を招き、「学校薬剤師の歴史と今後の課題」と題して講義を受けた。平成21年12月18日の幹事会において、学校薬剤師将来ビジョン中間骨子の素案を作成し、各幹事より意見を収集することとした。更に、平成22年3月3日のWGは、全国学校薬剤師担当者会議における部会報告として、中間骨子案の概要を確定し、3月17日の全国担当者会議において概要報告を行った。会議において、都道府県学校薬剤師(部)会等より中間骨子案の項目等に意見を収集し、それらの意見等を踏まえ、「学校薬剤師の現状と将来ビジョン(中間骨子案)」を作成した。

骨子案の構成は、現状と課題として、①これまでの学校薬剤師、②学校薬剤師の課題を挙げ、また、将来ビジョンと今後の取り組みとして、①標準学校薬剤師制度(仮称)の創設、②学校保健を通じた地域との連携、③食育に基づいた健康相談・衛生管理の推進、④学校薬剤師を支える組織の在り方の4項目とした。今年度末に各都道府県及び関係各方面に通知をし意見を募集した。

今後は、中間骨子案に対する各都道府県や関係各方面からの意見等を踏まえ、引き続き検討・協議を行うこととしている。

(6) 農林水産薬事薬剤師部会(当該職種に係る将来ビジョン等諸課題の検討と研修会の企画・開催)

農林水産薬事薬剤師部会は、産業動物や愛玩動物などの小動物に使用される動物用医薬品並びに農薬等の製造・販売・使用及び今後の流通の在り方等についての検討や、全国の動物薬事に携わる薬剤師を

主な対象として、学識向上を目的とした研修会を行っている。

平成21年度もその一環として、農林水産薬事に携る薬剤師のための事業を計画し実行した。

#### 1) 農林水産薬事薬剤師部会研修会

農林水産薬事薬剤師部会では、動物用医薬品を取り扱っている薬剤師等を対象とした動物薬事研修会の企画を行い、平成22年2月5日に東京・渋谷区の長井記念ホールにおいて、同19日に大阪府薬剤師会館大ホールにおいて研修会を開催した。

動物薬事研修会は、主に動物用医薬品を取り扱う製薬企業や流通業等に勤務する薬剤師の学識向上を図ることを目的に、毎年1回東京と大阪で開催しており、本年度は東京会場におよそ200名、大阪会場におよそ120名の参加者を集めた。研修会は東京・大阪両会場ともに同一プログラムによる講演が行われ、最初に、「動物薬事をめぐる最近の動き」と題して、東京会場では、農林水産省消費・安全局畜産安全管理課安全基準係長の末谷桃子氏より、大阪会場では、同課長補佐（薬事監視指導班担当）丹菊将貴氏より講演が行われ、次に、流通・販売等に関する話題（動物用医薬品等の範囲に関する基準）」と題して、東京会場では、農林水産省消費・安全局畜産安全管理課安全基準係長の末谷桃子氏より、大阪会場では、同課長補佐（薬事監視指導班担当）丹菊将貴氏より講演が行われ、最後に、東京会場では、鳥取大学農学部獣医公衆衛生学教室教授の伊藤壽啓氏より、大阪会場では、同准教授の伊藤啓史氏より「世界の高病原性鳥インフルエンザ流行状況と新型インフルエンザ」と題して講演が各々行われた。

#### 2) 農林水産薬事薬剤師の将来ビジョン策定について

農林水産薬事薬剤師部会では、農林水産薬師の将来ビジョン策定に向けた議論の基礎資料となる動物薬事に関する調査を平成20年度末に調査会社に委託し、平成21年4月に調査結果の報告書を得て、引き続き中間骨子案の作成に向けて検討を継続した。

検討の結果、動物用医薬品等を取扱うメーカーも、人用の医薬品を取扱う製薬企業と同じく、薬剤師が資格要件である総括製造販売責任者が従事しており、「製薬勤務薬剤師の現状と将来ビジョン（中間骨子案）」における製総括製造販売責任者にスポットを当てたまとめ方が、農林水産薬事に従事する（動物用医薬品等を取り扱う）薬剤師の将来ビジョンとしても適当であると考えられた。こうしたことから、農林水産薬師の将来ビジョンについては、製薬勤務薬剤師が作成した将来ビジョン中間骨子案に含めた形でまとめることとされた。

今後は、「製薬勤務薬剤師の現状と将来ビジョン」（中間骨子案）に対する各都道府県や関係各方面か

らの意見等を踏まえ、引き続き検討・協議を行うこととしている。

### (7) 卸薬剤師部会（当該職種に係る将来ビジョン等諸課題の検討と研修会の企画・開催）

卸薬剤師部会は、医薬品卸売販売業に勤務する薬剤師の学術向上や連携を深め、研鑽の場を提供することなどを目的に、研修会の企画・開催や、薬事に関する諸課題の調査・研究を行っている。

平成21年度もその一環として、卸企業に勤務する薬剤師のための事業を計画・実施した。

#### 1) 卸薬剤師部会研修会

卸薬剤師部会では、平成21年6月3日に常任幹事会メンバーによる打合会を開催し、平成21年度の本部会の事業計画について素案をまとめるとともに、同年6月30日に第1回の幹事会を開催し、部会事業の中心である研修会の企画等について協議を行った。その結果、平成21年度においても「日本薬剤師会 卸薬剤師部会研修会」を企画し、平成21年12月4日、東京・渋谷の長井記念ホールにおいて、研修会を開催した。研修会には、全国からおよそ130名近い卸企業等に勤務する薬剤師の参加者があった。

研修会は、医薬品卸売業に勤務する薬剤師の連携を深めるとともに研鑽する場を提供することを目的として、毎年開催している。本年度の研修会は、部会報告及び講演3題から構成され、木俣部会長より部会活動報告があり、卸薬剤師部会が作成した中間骨子案を解説され将来ビジョン中間骨子案に対する意見や要望を参加者に求められた。続いて、3名の講師による講演が行われ、最初に児玉会長より「薬剤師将来ビジョン」について、次に、前参議院議員の藤井基之氏より「医療制度の今後について」と題して講演があり、最後に、CJCファーマ株式会社代表取締役社長の陳恵一氏より「米国にみる合理的薬物治療と医薬品流通」と題して米国の病院での実験に基づいた講演があった。

#### 2) 卸薬剤師の将来ビジョン策定について

卸薬剤師部会では、卸勤務薬剤師の将来ビジョン策定に向け、平成20年度よりワーキング・グループ（以下、「WG」）を設置し、具体的な検討を継続した。

平成21年度は、「卸勤務薬剤師の現状と将来ビジョン」（中間骨子案）を作成した。構成は、医薬品卸業に従事する薬剤師のこれまでと世界との比較として①薬事法と医薬品卸業、②世界と日本の医薬品流通の2項目とし、医薬品流通における薬剤師業務とその役割として(a)供給の管理JGSP、(b)DI業務・情報の提供と収集、(c)社員の育成、(d)地域との連携と貢献（災害備蓄、生涯研修、適正使用啓発活動）、(e)他団体との連携と協力（協調）を挙げ、今後の取り

組みとビジョンとして①安定供給と品質の確保の維持、②情報の発信と医薬品総合情報ネットワークの構築（情報の一元化）、③人材の育成、④人材育成に資する自己の向上（研鑽）、⑤顔の見える卸薬剤師（PR）、最後にまとめとした。今年度末に各都道府県及び関係各方面に通知をし、意見を募集した。

今後は、中間骨子案に対する各都道府県や関係各方面からの意見等を踏まえ、引き続き検討・協議を行うこととしている。

## 12. 学術活動の推進

### (1) 第42回日本薬剤師会学術大会 （滋賀大会）の開催

第42回日本薬剤師会学術大会（滋賀大会）は、平成21年10月11日（日）、12日（月・祝）の両日、「薬剤師新時代の鼓動 ～マザーレイクからの発信～」をメインテーマに、滋賀県大津市のびわ湖ホール他6会場で開催され、全国より、9,400余名の薬剤師・薬学生等が参加した。

初日の開会式では、児玉会長より、「2年半後には6年制教育を受けた薬剤師が社会に登場し、薬剤師にとって新しい時代を迎える。これに沿って、日薬では様々な事業を展開しているが、そのキーワードは「人づくり」、「城づくり」、「将来ビジョンの策定」である。「人づくり」は将来のための組織作りと生涯研修、「城づくり」は日本薬剤師会館（仮称）の建設、「将来ビジョンの策定」は将来に向けての指針を示すことであるが、このような大切な時期に滋賀の地で学術大会を開催することは大きな意味を持つ。今大会では、薬学出身者としてわが国で初めてノーベル化学賞を受賞された下村博士にご講演いただく他、来年1月に公開される映画「おとうと」で薬剤師役を演じる吉永小百合さんと山田洋次監督にもご挨拶いただく。これらは、いずれも我々薬剤師にとって夢のある話であり、今大会は薬剤師の将来に明るい未来を予感させるものである。」旨の挨拶が述べられた。

引き続き、大会運営委員長の川端和子滋賀県薬剤師会会長より歓迎の挨拶が、また、来賓である長妻昭厚生労働大臣（代読：岸田修一大臣官房審議官）、川端達夫文部科学大臣（代読：加藤重治大臣官房審議官）、嘉田由紀子滋賀県知事、目片信大津市長、浅野定弘滋賀県医師会長より、各々祝辞をいただいた。この他、開会式には、松本純衆議院議員、逢坂誠二衆議院議員、松木則夫日本薬学会会頭、堀内龍也日本病院薬剤師会会長、井村伸正日本薬剤師研修センター理事長、望月正隆薬学教育協議会代表理事、勝野眞吾国公立薬学部長会議幹事、内山充薬剤師認定制度認証機構理事長等のご臨席をいただいた。

第二部の表彰式では、平成21年度の日本薬剤師会

賞4名、日本薬剤師会功労賞9名、同有功賞3団体に、児玉会長より表彰状、副賞、記念品が授与された。

第三部では、ノーベル化学賞受賞者である下村脩博士より「天の導くままに～発光生物と半世紀～」と題する特別記念講演が行われた。博士は、ご自身の生い立ちからノーベル化学賞の受賞となった緑色蛍光タンパク質の発見に至る過程を解説された上で、「どんなに難しいことでも、努力すればできる。基礎研究は真理の探究でもある。基礎研究の結果がすぐに役立つことは希だが、解らなかったことを解明した時の嬉しさは絶大である。ルシフェリンの結晶化に成功した時やイクオリンの発光を解明した時には、ノーベル賞を受賞した時以上の嬉しさと満足感があった。若い人達が基礎研究に目を向け、また、彼らに必要な支援が与えられることを念願する」と結ばれ、万雷の拍手で講演を終了した。その後、児玉会長より、日本薬剤師会名誉会員称号の贈呈が行われた。

引き続き、第4部として、「映画『おとうと』に寄せて」と題し、山田洋次監督と本映画で薬局の薬剤師役を演じる吉永小百合さんの舞台挨拶が行われた。この中で、山田洋次監督は、主要な舞台・役柄として薬局・薬剤師を取り上げた理由について、「この映画の舞台は、早い時期から薬局に決めていた。街の薬局には、穏やかで充足した暮らしが想像でき、この物語にふさわしいと思った。また、薬局には、地域の人々が立ち寄っては色々な相談をしていく。そこには、お店と顧客との深くて長いつながりを感じる。そこに、吉永さんの優しいお姉さん役と薬剤師のイメージがピッタリ一致した。この映画では、薬局以外にも自転車屋さん等、顧客と深く長いつながりのあるお店も登場するが、そういうお店が私たちの暮らしの中で大切であるにもかかわらず、今日、そうした細やかなつながりが消えつつあることは大きな不幸である」と述べられ、会場から大きな拍手が送られる等、和やかなうちに開会式を終了した。

初日の午後から翌日にかけては、2日間に亘り重要かつ時宜を得た分科会や特別講演が行われた。また、会員発表も539題（口頭186題、ポスター353題）と、昨年（2009年）の宮崎大会（790題）、一昨年（2008年）の兵庫大会（624題）に次ぐ多数の発表が行われたが、今大会で特筆すべきは、学術大会の更なる充実を図るべく、平成21年2月20日の理事会において制定された「学術大会一般演題（会員発表）投稿規程」の試行を行ったことである。具体的には、本投稿規程に基づき、滋賀県薬剤師会において第一次、第二次の査読審査を、日薬にて第三次の査読審査を行い、応募総数599題のうちの約1割を不採用とする等、発表内容の質的向上に努めたところである。

また、大会初日の夕刻に開催された懇親会には、

川端達夫文部科学大臣ご本人に臨席いただき、ご挨拶をいただいた。

更に、大会2日目の午後には、薬学生の手により企画・運営された「未来の薬剤師～未来へ繋がる新たな一歩～」と題する公開シンポジウムが開催され、近畿・関東圏を中心とした200名近い薬学生が参集のもと、未来の薬剤師像をテーマに、グループディスカッション形式で活発な議論が展開された。

また、県民公開講演会では、ジャーナリストの田原総一郎氏より「時代を読む」と題して講演が行われ、一般市民等1,800名超の聴衆が詰めかける等、盛況のうちに、大会の全日程を終了した。

次回大会（第43回）は、平成22年10月10日（日）、11日（月・祝）の両日、長野県長野市において開催の予定である。

## ② 日本薬学会等学術団体との連携

本会は、関係学会が主催する年会、シンポジウム等の企画・運営に協力するとともに、本会主催の学術大会等に演者・関係者を招聘する等により、相互連携を図っている。本年度においても、日本薬学会をはじめ、日本医学会総会、日本医療薬学会、日本医薬品情報学会、日本ジェネリック医薬品学会、日本禁煙学会、日本褥瘡学会、日本臨床スポーツ医学会、日本セルフメディケーション学会、禁煙科学会総会等へ本会役員等を派遣し協力を行っている。また、各種大会、シンポジウムの開催において、その催事の重要性を告知するために本会后援名義、共催名義等の使用も許可している。

## 13. 医薬品等試験の実施

### (1) 都道府県薬剤師会試験検査センターの活動の推進

本会は毎年、都道府県薬剤師会関係試験検査センターの運営等について協議を行うため「試験検査センター連絡協議会」を開催しており、本年度は、平成21年6月18日、19日に宮城県薬剤師会館で開催した。

1日目は、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課の藤岡俊太郎氏より「登録試験検査機関の更新申請について」と題して講演が行われ、引き続き、藤垣常務理事より試験検査センターの歴史について説明された。その後、2日間にわたり、「試験検査センターに求められるもの」のテーマのもとスモールグループディスカッション（環境衛生3グループ、医薬品試験4グループ）を実施した。各グループでは討論結果を試験検査センターにおける具体的な課題と、課題ごとの解決策の形式でアクションプランを作成し、成果を発表した。また、協議会終了後に各グループの報告書を取りまとめ、都道府県薬剤師会及び試験検査センターに送付した。

さらに、医薬品試験委員会では、平成20年度計画的試験検査の結果を取りまとめ、各都道府県薬剤師会及び試験検査センターに送付した。平成20年度には、36都道府県において、総計6,239件（試験項目）の試験が実施されており、主な試験項目の内訳は、溶出試験2,189件（35.1%）、定量試験1,216件（19.5%）、崩壊試験812件（13.0%）、細菌810件（13.0%）、製剤の性状507件（8.1%）、確認試験128件（2.1%）、pH 89件（1.4%）、純度試験76件（1.2%）、質量偏差試験38件（0.6%）、乾燥減量9件（0.1%）等であった。

平成21年度は、改めて計画的試験検査の基本方針を各都道府県薬剤師会及び試験検査センターに通知した。今後、各都道府県における実施結果が報告された後、同委員会において結果の検討を行う予定である。

また、薬剤師会関係試験検査センターにおける平成19年度の①随時的試験検査及び②随時的試験検査以外に外部からの依頼に応じて実施した医薬品試験検査の実施状況の調査結果を取りまとめ、各都道府県薬剤師会及び試験検査センターに送付した。調査の結果、31機関において4,533件の試験検査が4,678品目を対象として実施されており、このうち、薬局からの依頼により60品目（薬局製剤28品目、医療用医薬品23品目、日本薬局方医薬品4品目、その他5品目）、病院・診療所からの依頼により7品目（日本薬局方医薬品33品目、その他4品目）の試験検査が実施されていた。

### (2) 溶出試験法による医薬品の品質評価とその活用

厚生労働省は、医療用医薬品の内用固形製剤について、その品質を確保するため、平成10年度より、溶出性が適当であるかどうかを確認するとともに、品質が適当と認められた医薬品については溶出試験規格を承認事項として認定するという、品質再評価を実施している。品質再評価の結果（再評価が終了する等溶出性に係わる品質が適当であることを確認しているもの及び再評価中の品目リスト）については、厚生労働省より「医療用医薬品品質情報集」（日本版オレンジブック）として公表されている。

日本版オレンジブックでは、品質再評価の手順を、①指定の答申を得た医薬品、②予試験が指示されたもの、③再評価が行われたもの、④公的溶出試験（案）が通知されたもの、⑤公的溶出試験が設定されたものの5つのステップに分類している。また、日本版オレンジブックには公的機関における主成分の溶出曲線測定例が例示されている他、溶解度等の基本的な情報も記載されている。品質指標の一つとして薬剤の選択の上で参考になるのもであるとともに、厚生労働省ではオレンジブックに示された公的

溶出試験規格を用いて薬剤師会試験検査センターや医療機関での追試に活用することを求めている。

こうした厚生労働省の取り組みに対応するため、医薬品試験委員会では、溶出試験を用いた製剤学的同等性に関する調査を検討・実施している。同調査は、平成10～13年度まで予備調査として実施した後、平成14年度より薬剤師会関係試験検査センターの協力を得て実施している。その後、医薬品試験委員会において同調査への取り組みの経緯及び試験結果の取り扱い等について検討した結果、同調査の目的を「後発医薬品の利用促進を図るため、先発品を含めた流通医薬品の品質確認と、品質に問題があると考えられる場合には製薬企業にその改善を求め、さらにこれを確認することで、良質な医薬品のみもの供給確保に貢献すること」と改めた。また、試験結果については、①成分名、②試験対象品目名及びロット、③入手できなかった品目名、④当該年度に実施した溶出試験に関する考察等を各都道府県薬剤師会及び試験検査センターに通知することとした。

この方針に基づき、平成19年度には23ヵ所、平成20年度には24ヵ所の試験検査センターの協力のもと、溶出試験（及び平成18年度に実施した品目の再試験）を実施した。医薬品試験委員会において試験結果に関する分析・評価及び取りまとめを進め、平成19年度及び20年度の結果についてそれぞれ各都道府県薬剤師会及び試験検査センターに送付した。本年度においても、23ヵ所の試験検査センターの協力のもと、溶出試験を実施した。今後、各機関における試験結果が報告された後、同委員会において結果の検討を行う予定である。

### (3) 全国統一試験の実施等による精度管理

都道府県薬剤師会関係試験検査センターの医薬品試験検査技術の習熟と精度の向上のため、本会では毎年、医薬品全国統一試験を実施している。

医薬品試験委員会では、平成20年度に実施したヘルベッサー錠（ジルチアゼム塩酸塩）の溶出試験・定量試験の結果について、考察を加えて結果を取りまとめた。また、本年度の実施要領を検討し、セレキノン錠100mg（トリメブチンマレイン酸塩）の溶出試験及び定量試験が各試験検査センターで試験が実施された。同委員会において結果を取りまとめ、各都道府県薬剤師会及び試験検査センターに送付した。

### (4) 都道府県薬剤師会試験検査センター技術職員の研修

本会では毎年、都道府県薬剤師会試験検査センターの技術職員を対象に、各種分析、最新の試験検査に関する知識の習得、技術の向上を目的として、試験検査センター技術講習会（医薬品試験関係）を開催しており、本年度においても環境衛生関係と合同

で、平成21年12月3日、4日に本会会議室にて約90名の参加のもと開催した。

医薬品試験関係のプログラムとして、2日目には、①（株）ウチダ和漢薬研究開発部の神谷洋氏より「薬局で用いられる生薬の品質と試験」、②七海常務理事より「薬局製造販売医薬品（薬局製剤）について」と題して講演が行われた。続いて、医薬品試験委員会報告では、医薬品全国統一試験、日薬溶出試験等について説明された。各試験検査センターの研究発表では、①東京都薬剤師会衛生試験所による「分包機の清掃効果について」、②秋田県薬剤師会試験検査センターによる「後発医薬品利用促進のための溶出試験法を用いた品質確認について」の2題が発表された。

## 14. 法規・制度

### (1) 薬事法・薬剤師法関係への対応

平成18年6月14日に公布された「薬事法の一部を改正する法律」（平成18年法律第69号）については、平成21年6月1日より全面施行された。施行に先立ち厚生労働省は5月8日付で改正等の趣旨や内容等を示す医薬食品局長通知を发出した。また、5月29日付で「他の一般販売業と共同し、深夜・早朝の時間帯にテレビ電話を用いて行う医薬品の販売」を5月31日限りで廃止する通知を、6月1日付で「添付文書における指定医薬品の記載」を削除する通知を发出した。更に、平成22年2月9日付には「一般用医薬品販売制度に関するQ&A」を通知した。本会では、これらの情報について都道府県薬剤師会に通知するとともに、日薬誌等を通じて会員への周知に努めた。

#### 1) 改正薬事法に関する解釈・運用上の問題点の検討等

本会では法制委員会において、改正薬事法に係る政省令改正やその施行に当たって薬剤師会として留意すべき事項等を継続的に検討し、「改正薬事法に関する解釈・運用上の問題点」等として適宜、取りまとめている。本会では、法制委員会の検討内容を参考に改正薬事法に対応しており、10月23日には「改正薬事法の施行に当たって」の5項目にわたる要望書を医薬食品局長に提出した。「改正薬事法に関する解釈・運用上の問題点及び今後の留意事項」は、平成22年3月31日付で法制委員会より会長宛に提出された。

なお、本会の行政薬剤師部会では、例年都道府県を対象に行っている「薬事業務等に関する調査」において、本年度は医薬品新販売制度施行後の状況を調査し、その結果を公表している（「11. 職種部会の活動推進(4)行政薬剤師部会」参照）。

## 2) 医薬品の郵便等販売について

平成21年2月6日に厚生労働省が公布した「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」では、6月1日からの新たな医薬品販売制度では「第三類医薬品のみ郵便等販売を可能とする」ことが規定されたが、この問題については引き続き、「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」（座長：井村伸正氏、北里大学名誉教授）で検討が進められた。

同検討会は平成21年2月24日に初会合を開催し、①薬局・店舗等では医薬品の購入が困難な場合の対応方策や、②インターネット等を通じた医薬品販売の在り方等について検討を進め、5月22日までに7回開催された。検討会には児玉会長が構成員として出席し、必要に応じて意見書や資料を提出の上、意見を述べた。

また、厚生労働省は、5月11日の第6回終了後、薬局及び店舗販売業のない離島居住者と改正省令施行前からの継続使用者に対する郵便等販売を、一定の範囲で2年間認める経過措置を設けることを主な内容とする「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」について意見募集を行った（5月12日～18日）。これに対し本会では「経過措置は必要無い」等とする意見を提出した。

5月22日の第7回検討会では、厚生労働省が、意見募集を行った案の通りの改正省令を公布することを説明した。しかし、検討会としては合意には至らず、改正省令は厚生労働省の責任で5月29日に公布・施行された。改正省令の公布を受け、本会では同日見解を発表した。

本会では、こうした状況について、都道府県薬剤師会宛通知や日薬誌を通じて適宜、情報提供を行った。また、検討会に提出する資料の作成に当たっては、無薬局町村等に関する調査や、へき地・離島等で一般用医薬品の提供を行っている薬局・店舗販売業の実態調査を行う等、都道府県薬剤師会の全面的な協力を受けた。更に、平成21年9月には、会員薬局等において改正薬事法を遵守した医薬品販売が行われるよう、一層の徹底を求める通知（平成21年9月1日付、日薬業発第202号）を都道府県薬剤師会宛に発出した。

また、法制委員会では一般用医薬品のインターネット販売について検討し、その結果は、平成22年3月31日付で法制委員会より会長宛に提出された「改正薬事法に関する解釈・運用上の問題点及び今後の留意事項」に反映された。

## 3) 高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修について

平成17年4月1日に施行された改正薬事法により、医療機器の安全対策が強化され、販売業者等に係

る遵守事項が強化され、高度管理医療機器を取り扱う場合は都道府県への許可申請と営業管理者に毎年度継続研修を受講することが義務付けられている。

本年度も、本会でテキストの編集や実施要綱の作成を行い、各都道府県薬剤師会が各県において実施主体となり（日本薬剤師会：実施機関、都道府県薬剤師会：共催）、継続研修会を実施した。全都道府県で述べ72回の研修会を実施し、12,738名が受講、修了した。平成21年度も同様に継続研修を実施する予定である。

なお、平成20年度厚生労働科学研究「医療機器の販売等に関わる効果的なりスクマネジメント手法に関する研究」（研究代表者：小野哲章氏）では、継続研修を平成22年度から3年に一度（平成22年度、25年度以降3年ごと）とする案がまとめられており、研究報告を踏まえ、厚生労働省において実施方法が検討されているところである。

また、これまで販売等の規制がなかった視力補正機能のないおしゃれ用のカラーコンタクトレンズについては、結膜炎等の健康被害が相次いでいることから、平成21年11月4日より薬事法上の「高度管理医療機器」に指定され薬事法の規制対象となった。日薬誌等で会員に周知する他、継続研修テキストにも掲載し、周知に努めた。

## 4) 登録販売者制度への対応

平成21年度からの新たな医薬品販売制度において「第二类医薬品及び第三類医薬品を販売する者」として新たに設けられた「登録販売者」に関しては、平成20年度より各都道府県で試験が開始された。平成21年度は、47都道府県で49回試験が行われ、全体の合格率は47.4%（合格者21,209名/受験者44,788名）であった。

本会では、日本配置販売業協会の行う研修会に協力している他、「登録販売者試験想定問題集」、「登録販売者標準テキスト」の斡旋を行っている。

## (2) 医療法・健康保険法等への対応

### 1) 薬剤師の行政処分について

平成18年6月の医療法等改正の一環により行われた薬剤師法の改正では、薬剤師の行政処分について「戒告」を新設する等新たな類型とし、行政処分を受けた薬剤師に対して再教育を課す仕組みが設けられた。厚生労働大臣は薬剤師を行政処分する場合は、医道審議会の意見を聞くこととなり、平成20年度から施行された。

また、薬剤師の行政処分にあたっては、厚生労働大臣は医道審議会の意見を聞くこととなり、平成20年11月13日に医道審議会に薬剤師分科会が新設され、薬剤師の行政処分に関する事項については薬剤師分科会の下に設置された薬剤師倫理部会の所掌事務と

なった。平成21年度は6月17日に同部会が開催され、本会からは児玉会長が委員として参加している。

なお、厚生労働省は12月11日に同部会を開催し、21人の薬剤師に対する行政処分を決定、発表した。新たな制度下での初めての薬剤師の行政処分となる。

## 2) 医療広告規制について

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部改正法」の一部が平成19年4月1日より施行され、病院・診療所において広告可能な事項が拡大され、医療従事者に関する事項として「薬剤師の専門性」も広告可能事項とされた。

薬剤師の専門性については現在、日本医療薬学会の「がん専門薬剤師」が薬剤師としては初めての医療法上広告可能な資格制度にすることについて検討されている。

広告が可能な医師等の専門性に関する資格等について最も新しい情報は、平成22年3月17日医政総発第0317第1号で示されているとおりである。また、薬局については本広告規制の対象外となっている。

## (3) その他関係法規への対応

### 1) 規制改革の動向

政府の規制改革会議（議長：草刈隆郎氏、日本郵船相談役）は平成21年4月2日、「一般用医薬品の販売体制にかかる見解」を発表した。また、6月17日には、規制改革会議の医療タスクフォースと厚生労働省との公開討論が行われた。本会では、これらの動向に注視し、必要な活動を行うとともに、会員に対しては日薬誌等を通じて情報提供に努めた。

なお、規制改革会議は平成19～21年度の3ヵ年の期限で内閣府に設置されたもので、平成21年度が最終年度となる。平成22年度からは、政府の行政刷新会議（議長：鳩山由紀夫首相）の「規制・制度改革に関する分科会」において検討され、医療・介護分野については、同分科会の下に設けられたライフノベーションWGが検討する。規制・制度改革に関する分科会は平成22年3月29日に初会合を開催しており、5月中に結論をまとめ、6月に行政刷新会議に報告を行う予定となっている。

### 2) 第十五改正日本薬局方への対応

日本薬局方については、平成18年3月31日付で第十五改正日本薬局方が告示され、平成18年4月1日から施行された。その後、平成19年9月28日に第一追補が公布され、10月1日から施行された。また、平成21年3月31日には第十五改正日本薬局方の一部改正が行われた。

本年度においては、平成21年9月30日に第二追補が公布され、10月1日より施行された。本会では関連情報を都道府県薬剤師会に通知（平成21年10月8

日付、日薬情発第53号、他）するとともに、日薬誌などを通じて会員への情報提供に努めた。

### 3) 改正特定商取引法

平成20年6月に改正された「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」が、平成21年12月1日より施行された。

特定商取引とは、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売等をいい、特定商取引に関する法律（特定商取引法）は、特定商取引を公正にし、購入者等が受ける可能性のある損害の防止を図ることにより、購入者の利益を保護すること等を目的としている。今回の改正により、原則全ての商品及び役務が規制対象とされ、これまで同法の規制の対象外であった「医薬品」も対象となった。薬局等が行うインターネット販売にも適用され、返品可否・条件等を広告に表示していない場合、購入者は8日間、送料消費者負担で返品（契約の解除）が可能となった。また、消費者があらかじめ承諾しない限り、電子メールでの広告の送信することが禁止された。

本会では日薬誌を通じ、会員への情報提供に努めた。

### 4) 肝炎検証検討委員会

厚生労働省は前年度に引き続き、「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」を開催した。同委員会は、薬害肝炎事件の発生及び被害拡大の経過及び原因等について検証を行い、再発防止のための医薬品行政の見直し等について提言を行うことを目的に設置されたものであり、平成21年度は全11回開催された。

同委員会が平成22年3月に大筋でまとめた報告書「薬害再発防止のための医薬品行政の見直しについて（最終提言）」は、平成21年4月に取りまとめた「第一次提言」を基礎に今年度の審議結果を加え、まとめられた。最終提言は、厚生労働省や独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）、製薬企業、医療機関などの課題を列挙し、実現に取り組むよう求めている。

薬局・薬剤師については、医療スタッフ等がチーム医療を推進して安全対策を講ずることや、病院の薬剤師の人員を増員し、病棟に常駐配置する努力を推進する必要性や薬学部のコアカリキュラムや、国家試験の問題作成基準の見直しを含めた検討を行うべきとされた。その他、最終提言には、薬事法を始めとする医薬品関係法を位置付け、医薬品行政に関する総合的な基本法〔医薬品安全基本法（仮称）〕の制定を検討する必要性が挙げられた。

本会ではこうした動向に注視するとともに、会員に対しては日薬誌を通じて適宜、情報提供に努めた。

## 15. 国際交流の推進

### (1) FIPへの協力・支援及び参加促進

第69回国際薬剤師・薬学連合 (FIP) 会議が、平成21年9月3日～8日にかけてトルコ共和国・イスタンブール市で開催され、本会より児玉会長、山本副会長、生出副会長らが参加した。

今回の会議は、「Responsibility for Patient Outcomes — Are you ready? (患者のアウトカムに対する責任 — 準備はできていますか?)」と題するメインテーマのもと、世界から約3,000名の参加者が集い、薬剤師実務と薬科学について活発な議論が交わされた。FIP評議会においては「薬学教育の品質保証」に関する声明の採択、薬剤師職能部門事務局長等の選挙等が行われた。また、杉山雄一氏 (東京大学大学院薬学系研究科教授) がHost-Madsen Awardを受賞した。更に、会期中には、本会、日本薬学会、日本薬剤学会の3団体共催によるジャパンナイトが開催された。児玉会長からも歓迎の挨拶が述べられ、FIPの執行部や各国薬剤師会の代表などと交流を深めた。なお、次回のFIP会議は、平成22年8月28日～9月2日にかけて、ポルトガル共和国のリスボン市で開催の予定である。

FIP会議に先立ち7月には、FIPよりMidha会長及びHoek事務局長が来日し、児玉会長を始め本会役員と交流を深めた。また、この席上でMidha会長に日薬誌「視点」の執筆を依頼し、快諾を得た。Midha会長の原稿は、「Greeting to JPA (日本薬剤師会へのご挨拶)」と題し、日薬誌 (平成21年11月号) に掲載した。

この他、平成22年11月に開催予定であるFIP世界薬科学会議 (ニューオリンズ)、また、FIPによる各国の薬剤師の労働人口調査への協力等、幅広くFIPへの協力・支援を行っている。

### (2) FAPAへの協力・支援及び参加促進

平成21年6月及び22年2月に、FAPA執行部会議が台湾の台北市で開催された。2回の会議を通じて、今後の活動、平成20年のFAPAシンガポール大会報告等の議題に続き、台湾薬学会より平成22年11月5日～8日に開催予定の第23回FAPA学術大会の準備状況が報告された。2月の会議では更に、FAPA石館賞選考ガイドラインの改定についても協議された。

同大会に関しては、平成21年10月に、大会組織委員長を務めるHuang氏 (台湾薬学会会長、国立陽明大学福利研究所教授)、委員のHsu氏 (台北医科大学教授) が大会PR活動の目的で来日した。10月10日の都道府県会長協議会(滋賀)では、パンフレット配布とともに大会概要が紹介され、日本からも多数の薬剤師に参加いただきたい旨要請された。また、本

会では、第42回日薬学術大会において、台湾薬学会関係者による大会展示ブースの出展に協力した。

### (3) WHO等国際組織活動への協力と交流促進

西太平洋地域薬学フォーラム (WPPF) の理事会が、平成21年7月3日・4日にハイアットリージェンシー東京 (東京) で、10月15日にオーストラリアのシドニー市で開催され、本会より山本副会長 (東京)、小林国際委員会委員 (東京、シドニー) が出席し、薬学教育、国際会議参加者を対象とした渡航費補助制度、にせ薬等に関して協議を行った。東京開催の理事会では、2日目にはFIP会長及び事務局長も迎え、FIPビジョンの背景の説明、フォーラムの役割等についても協議された。今会議では本会が開催担当を務めたことから、開催期間中には児玉会長、生出会長、石井専務理事、山村国際委員会副委員長らも交えてWPPF関係者と会談し、情報交換を行った。

また、平成22年3月5日にWPPF総会が開催され、山本副会長が出席した。総会において次期役員選挙が行われ、山本副会長が引き続き理事に選出された。

### (4) 各国薬剤師会等との交流

#### 1) 平成20年度薬事行政官研修

日本政府及び国際協力機構が主催し、国際厚生事業団が実施機関として実施する平成21年度薬事行政官研修における医薬品関連機関・団体訪問として、平成21年12月3日に7カ国 (ボツワナ、インドネシア、イラク、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、タイ) から計8名の行政官が来会した。

本会での研修では、山本副会長による歓迎の挨拶の後、生出副会長及び石井専務理事より、日本薬剤師会が発行した「Annual Report of JPA 2008-2009」を用いて日本の薬剤師及び日本薬剤師会について紹介し、更に、日本薬剤師会が現在取り組んでいる主な課題として、①医薬分業の進展と薬学教育6年制、②医療提供体制の改革、③医療保険制度の改革、④後発医薬品の使用促進政策への対応、⑤医薬品販売制度の見直し、について説明を行った。その後の質疑では、日本薬剤師会の組織や設立に関する歴史、一般用医薬品の販売制度、リスク区分、ドーピング防止活動について等、日本薬剤師会並びに薬剤師業務全般に関して具体的な質問が寄せられた。

#### 2) 台湾薬局実務実習会議

台湾において、行政院衛生署補助事業〔主任研究者：Karin Chen教授 (国立台湾大学)〕により、①薬局実務実習課程の作成・実践、②薬局における薬学生及び卒業生の指導、③薬局の指導薬剤師に対する要件、養成ワークショップの設置に関する調査



が実施されている。本会では、同事業の一環として、平成21年11月28日に台湾の台北市において開催予定である薬局実務実習会議に生出副会長及び森常務理事を派遣し、森常務理事による「日本の薬局実習の受入体制整備について」と題した講演、本会発行の「薬局薬剤師のための薬学生実務実習指導の手引き2009年度版」に関する情報提供等により協力した。

## 16. 組織・広報活動の推進

### (1) 薬剤師の将来ビジョンの策定に向けた検討

本会では、平成20～21年度の最重要課題の一つとして「薬剤師将来ビジョン」の策定を進めた。薬学教育6年制のスタートや薬事法・医療法の改正を始めとする様々な制度改革等、薬剤師を取り巻く環境は近年大きく変化しているが、「薬剤師将来ビジョン」は、このような環境変化や将来予測を踏まえ、薬局、病診、製薬、卸、農水、学校等のあらゆる職域に従事する薬剤師の将来像とその実現に向けたロードマップを描き、もって薬剤師の意識改革に向けた指標とすべく、また今後の本会事業の根幹となる指標とすべく、策定を目指しているものである。

具体的には、会内に、本会関係役員（13名）並びに外部委員（4名）をメンバーとする「薬剤師将来ビジョン策定特別委員会」（下記名簿参照）を設置し、①ビジョン策定に向けた方向性等の検討、②各職域の薬剤師に共通する事項についての調査・検討、③有識者からのヒアリング、④各職種部会の検討状況の把握・調整、⑤職種部会作成のビジョン各論に対する検討等を行い、ビジョン総論を策定することとしている。

特別委員会は、平成20年11月18日に第1回会議を開催し、各職種部会における検討状況の報告とそれに関連した自由討議を行った。また、平成21年3月18日に第2回会議を、本年度に入り4月23日に第3回会議を各々開催し、海外における薬剤師事情として、アメリカ、イギリス、ドイツ、オーストラリア等の事情に詳しい有識者を招聘し、ヒアリングと質疑・意見交換を行った。

また、上記特別委員会の作業と並行し、各職種部会においては、職域毎に、①現在に至るまでの薬剤師を取り巻く環境の推移（過去）、②現在おかれている状況と課題（現在）、③今後の薬剤師に求められる社会的使命・役割等の整理、④社会的に認知される職能を目指すための将来展望（将来）等について検討を行い、各部会毎に、ビジョン各論の作成を進めた（「11. 職種部会の活動推進」参照）。

更に、平成22年3月23日に第4回の特別委員会を開催し、各職種部会で検討している状況を中間的にまとめた骨子案をもとに議論を行った。

このような検討経過のもと、特別委員会での議論等を踏まえ、下記のような構成からなる「薬剤師の将来ビジョン（中間骨子案）」を取りまとめるとともに、平成22年3月31日付で都道府県薬剤師会に送付し、参考に供した。

#### 【薬剤師の将来ビジョン（中間骨子案）の構成】

- 序章：薬剤師の将来ビジョン策定について
- 第一章：薬剤師を取り巻く環境の変化
- 第二章：薬局薬剤師の現状と将来ビジョン
- 第三章：病院・診療所薬剤師の現状と将来ビジョン
- 第四章：製薬勤務薬剤師の現状と将来ビジョン
- 第五章：卸勤務薬剤師の現状と将来ビジョン
- 第六章：学校薬剤師の現状と将来ビジョン

なお、「薬剤師の将来ビジョン」については、中間骨子案に対する都道府県薬剤師会からの意見を募集しているところであり、それら意見も参考にしながら、最終案の策定に向けて、平成22年度も引き続き、特別委員会、各職種部会において検討を継続する方針である。

#### 薬剤師将来ビジョン策定特別委員会名簿 (敬称略)

生出泉太郎	副会長（ビジョン主担当）
寺脇 康文	副会長（卸・農水部会担当）
土屋 文人	副会長（病診部会担当）
前田 泰則	副会長（製薬・学薬部会担当）
山本 信夫	副会長（総務担当）
石井 甲一	専務理事
藤垣 哲彦	常務理事（ビジョン主担当）
七海 朗	常務理事（農水部会長）
東洋 彰宏	常務理事（薬局薬剤師部会長）
清水 秀行	常務理事（病診部会長）
奥田 秀毅	理事（製薬部会長）
田中 俊昭	理事（学薬部会長）
木俣 博文	理事（卸部会長）
井村 伸正	日本薬剤師研修センター理事長
長野 哲雄	日本薬学会会頭
望月 正隆	薬学教育協議会理事長
渡辺 徹	前日本薬剤師会専務理事

### (2) 公益法人制度改革問題の検討と対応（都道府県薬剤師会における対応支援を含む）

公益法人制度改革に対応するため、本会では、平成20年度に公益法人制度改革検討特別委員会を設置し、検討を行ってきているが、定款(案)、諸規程(案)の作成については検討しなければならない多くの課題があることから、平成21年度に同特別委員会の下にテーマ別課題を検討する作業チーム（ワーキング）を設置し、平成21年4月13日以降平成22年3月末まで14回開催し、会員種別及び職種（職域）部会の充実方策、会費額及び会費徴収方法、代議員

制度、理事会、共済制度等のテーマについて検討を行っている。

また、平成21年10月6日以降の常務理事打合せにおいて、同作業チーム（ワーキング）の検討状況の報告を踏まえ、必要に応じて協議事項として会員種別、会費額、代議員制度等の検討課題について検討を行っている。

なお、共済制度については保険業法の改正により、新法人に移行した段階で同法が適用されることから、その対応も勘案しながら検討していくこととしている。

また、本会では、既に内閣府より公益認定を受けた財団法人公益法人協会に、公益認定申請に向けた問題点、課題等を逐次相談し、助言を受けながら、公益法人認定申請及び一般法人認可申請に際し必要な事項について情報交換を行っている。

各都道府県薬剤師会に対しては、平成21年6月24日、本会会議室に、各都道府県薬剤師会担当役員、同事務局職員等約100名を招集し、第2回公益法人制度改革に関する全国担当者連絡会議を、平成22年1月27日に、各都道府県薬剤師会担当役員、同事務局職員等約110名が参加して第3回公益法人制度改革に関する全国担当者連絡会議を各々開催した。両会議は、平成20年7月30日に開催した第1回に引き続いて、本会の検討の進捗状況並びに今後の予定を都道府県薬剤師会担当者に説明するとともに、移行の手続き等について情報提供し、今後の対応の参考とするため開催したものである。

第2回公益法人制度改革に関する全国担当者連絡会議では、公益法人制度改革検討特別委員会ワーキングの検討事項、今後の検討予定について報告された後、担当役員より「日本薬剤師会の検討の進捗状況並びに今後の予定について」と題して説明が行われ、具体的に移行に向けた本会のタイムスケジュールについて、公益目的事業等の検討をした上で、平成22年2月（または平成23年2月）の臨時総会において公益社団法人の新定款並びに諸規程を決議し、その後の内閣府への申請を経た上で、平成23年4月1日（または24年4月1日）に新法による公益社団法人の登記を行いたい、都道府県薬剤師会については最終的に公益社団法人を目指し、支部薬剤師会については会員数、会計規模、事業等を考慮した上で、都道府県薬剤師会と相談し選択してほしい旨説明した。更に、財団法人公益法人協会の岡部亮相談室長より「公益法人移行に際しての留意点について」と題して講演が行われ、公益法人と一般法人の違い、公益法人への移行の要件について、グルーピング、公益目的事業比率、収支相償の原則に照らして判断しなければならないことが説明された。また、具体的な都道府県薬剤師会の事業を例に事業区分の仕分け等について紹介の上、制度設計といくつ

かの留意点として、会員資格、同一人の重複会員資格、支部の法人格、代議員制度等についての考えをそれぞれ紹介した他、会員、会費、三層構造、公益目的事業（会営薬局、備蓄センター等の取扱い）等の各関連事項に対し回答された。

第3回公益法人制度改革に関する全国担当者連絡会議では、公益法人制度改革検討特別委員会及び同委員会の下に設置されたワーキングの検討内容、今後の検討予定等について報告が行われた後、担当役員より「公益法人制度改革に係る日本薬剤師会の定款案の検討内容について」と題して説明が行われ、日業定款案について、同基本事項案を基に、具体的に、①定款案の目的、事業については、現行の日本薬剤師会の事業内容、県薬剤師会との事業協力、薬剤師法第1条に規定する薬剤師の任務、並びに薬剤師綱領、薬剤師倫理規定の基本理念に基づいて定めたこと、②三層構造を堅持する観点から日本薬剤師会の正会員の加入資格を現行通り、県薬剤師会の会員であることを明記したこと、③総会の代議員選出については、別途細則（代議員選挙規則）に基づき県薬剤師会に委託して実施するが、原則として代議員選挙は会員に対しての直接選挙となること、④県薬剤師会との連携・協力関係をより明確に記載するため、第8章に協力機関として都道府県薬剤師会との協力並びに都道府県会長協議会を規定し、理事会の決議により県薬剤師会を協力団体とすることができると規定したこと等について説明した。

続いて、会計担当理事より、会費徴収の考え方について、現在の会費額は毎年2月の総会で決定し、会費徴収については、現在は賦課額による会費総額の請求であるが、新制度では各会員からの集計で徴収することとなる等、会費徴収及び会員管理の仕方が変更となることを説明した。更に、財団法人公益法人協会の岡部亮相談室長より「公益法人並びに一般法人移行に際しての留意点について（県薬剤師会の試験検査センター等の取扱いを含めて）」と題して講演が行われ、予め各県薬剤師会より寄せられた質問事項を基に、①試験検査センター事業の営利競争、行政機関からの受託事業に係る公益性の判定、②試験検査センター事業に係る収支相償及び特定費用準備資金積立に係る対応、③試験検査センター業務の分離に係る問題点、④日本薬剤師会、県薬剤師会、支部の三層構造の維持に係る対応策、⑤応能会費の問題点並びに対応策、⑥代議員制度に係る対応策、⑦その他、支部の位置づけ等について、各々の考えを説明し、紹介した。その後、代議員制度、応能会費の維持方策等に関し質疑応答が行われた。

これまで、本会が公益法人制度改革に関して検討している状況、問題点については、平成21年6月23日並びに9月8日に担当役員が厚生労働省医薬食品局総務課を訪問し、法令担当官等に詳細に説明の

上、理解を求め、具体的に三層構造、職域会員の取扱い、他の医療系団体の検討の進捗状況、申請先となる内閣府の状況等について意見交換を行っている。今後も定期的に面談を持ち、意見交換を行うこととしている。

更に平成21年8月22日、23日両日に開催された本会第71回通常総会では、初日の重要事項経過報告等を通じて、執行部より公益法人制度改革について、本会のタイムスケジュール並びに代議員制の流れについて説明があった他、関連して、ブロック質問等において本会の組織拡充策、会費徴収方法、処方せん枚数による特別会費の取扱いについての質疑があった。平成22年2月27日、28日両日に開催された日薬第72回臨時総会では、初日の重要事項経過報告で資料を基に本会移行定款案の基本事項案の説明があった他、関連してブロック代表質問等において、三層構造堅持を踏まえた支部レベルに於ける対応、都道府県薬剤師会への支援依頼、勤務薬剤師会員増への対応策等についての質疑があった。

なお、本会では、今後、定款、諸規程等を作成し、内閣府公益認定等委員会に公益認定申請を行う上で、三層構造の堅持、代議員制等、法律的に助言が必要な事項が含まれることから、公益法人制度改革関連の法解釈に詳しい弁護士と同改革に特化した顧問契約を平成21年12月に結び、今後、適宜助言を得ていくこととしている。

### (3) 薬剤師職能、本会事業の広報並びに周知

#### 1) 一般紙等を通じての広報活動

本会では、平成21年6月1日に施行された新たな医薬品販売制度の施行に際し、様々な広報活動を行った(「3. 薬剤師・薬局機能の充実・強化対策(3) 医薬品等の活用対策4) 一般用医薬品の適正使用の確保と普及・啓発」参照)。

一般紙等を通じての広報活動については、5月31日付の全国紙5紙(朝日新聞、読売新聞、日経新聞、毎日新聞、産経新聞)へ全面広告を掲載した。また、都道府県薬剤師会が地方紙等に同趣旨の広告を掲載する場合に、本会が費用の一部を負担することとし、15道府県が16紙に広告を掲載した。

また、本会では、薬剤師職能や医薬分業の国民向けPRの一環として、例年、一般紙等のマスコミを通じたPR活動を行っており、本年度も、①朝日新聞へのPR広告の掲載(平成21年8月9日付全国版)、②毎日新聞のPR記事への協力(平成21年10月18日付全国版)、③毎日新聞へのPR記事の連載(平成21年10月12日～11月2日の毎週月曜、計4回、全国版)等を行った。

①は、平成6年より毎年夏の全国高校野球選手権大会に併せ、薬剤師業務に関するPR広告を掲載するものである。本年度は、「ジェネリック医薬品に

かえてみませんか?」をテーマに、医薬品使用に際して薬剤師が関与することの重要性をPRした。同PR広告については、例年どおりリーフレット化を図り、都道府県薬剤師会で活用されている(約2万部)他、都道府県薬剤師会の申し込みに応じ同広告の地方紙への転載についても便宜を図っている(全国計3紙)。

②、③については、10月17日～23日の「薬と健康の週間」に因んで実施し、②では安部常務理事が出演協力し、新しい販売制度やセルフメディケーションの意義、かかりつけ薬局、ジェネリック医薬品等について説明した。③では、「知ってほしい、薬と薬剤師のこと」をメインテーマに、「薬と健康の週間」、「お薬の買い方が変わりました」、「薬のことなら薬剤師へ!」、「ジェネリック医薬品に変えてみませんか?」を各回のテーマとして取り上げ、医薬品の適正使用や医薬分業のPRを行った。

また、財団法人日本消費者協会発行の「月刊消費者」4月号において、「薬事法の改正で薬はどう変わるのか?」との特集が組まれたことから、本会では児玉会長が早川克巳日本消費者協会会長と対談を行う等、全面的な協力を行った。「月刊消費者」は毎月3万部発行され、全国の消費者センターや図書館等へ広く配付されている。

#### 2) 映画「おとうと」への支援・協力

本会では、平成22年1月30日より公開された映画「おとうと」(山田洋次監督、吉永小百合・笑福亭鶴瓶主演、松竹株式会社配給)について、都道府県薬剤師会協力のもと、会員所属薬局への特別ポスターの掲示や、会員への特別鑑賞券の斡旋販売を通じ、支援を行った。

これまでわが国では、主要な登場人物が薬剤師役を演じる映画はほとんどなかったが、この映画では、東京の郊外にある薬局を主な舞台に、主役の吉永小百合さんと、その一人娘の小春を演じる蒼井優さんが、薬局の薬剤師役で登場すること、また「看取り」や「ターミナルケア」といった現代社会が抱えるテーマにも触れられており、医療に携わる薬剤師としても一見の価値があること等から、松竹株式会社と連携し、本映画を応援したものである。

本映画は、観客動員数が170万人を突破する大ヒットとなり、松竹関係者より、薬局に掲示したポスターが観客動員に大きく寄与したのではないかとの評価を得た。

また、都道府県薬剤師会を通じた鑑賞券の販売も、2県薬において委託した鑑賞券を完売する等、本会で目標としていた全国の薬局相当数50,000枚を超える51,154枚となった。

本会では、上述のとおり主人公が薬剤師役を演じること等から本映画を応援し、都道府県薬剤師会に

# ジェネリック医薬品にかえてみませんか？

## 薬剤師にご相談ください。



### ジェネリック医薬品とは (後発医薬品)

新薬の特許が切れた後に販売される、同じ有効成分、効能・効果の医薬品です。

- 効き目や安全性は新薬と同じです。
- 新薬より安価で経済的です。

<http://www.nichiyaku.or.jp/>

日本薬剤師会

PR

### 知ってほしい、薬と薬剤師のこと

#### 第1回：薬と健康の週間

スポーツの秋、食欲の秋。「健康」の大切さを実感する季節です。

そんな秋の最中、10月17日から「薬と健康の週間」が始まります。10月17日から10月23日は、薬の神様である少彦尊命(少彦ひこのみこと)のお祭りの日

に由来します。この週間の前後には、皆さんの健康を守る「薬」について正しい理解を深めていただくため、健康フェアや薬相談会が全国の薬剤師会等の主催で行なわれます。

また、街の薬局では、あなたの薬の身辺検査や、近き薬剤師がご用

意を大切にしてください。薬を飲む際には、必ずお薬手帳を大切に保管してください。また、お薬手帳を大切に保管してください。



「何に効くのかが、服用の前に注意するんだよ。お薬手帳に書いてあるお薬の飲み合わせや相互作用に注意してね。」

「薬と健康の週間」をきっかけに、自分の薬や家族の薬の大切さを再確認したとき、皆さんの健康と「薬」の役割について考えてみましょう。

(次回は9月28日)

東京都新宿区 田谷3-1-1  
日本薬剤師会  
<http://www.nic hyaku.or.jp/>

PR

### 知ってほしい、薬と薬剤師のこと

#### 第2回：お薬の買い方が変わりました

「最近薬屋さんの雰囲気が変わったな」と感じたことはありませんか？

今年の6月から、薬局や薬店に市販されている薬(一般医薬品)の売り方・買い方が変わりました。どうして変わったのか。

市販の薬でも実は副作用も発生しています。市販の風邪薬や、貼りの薬、解熱剤、解熱鎮痛薬、麻酔用の薬などには、アレルギーや肝臓病、腎臓病、糖尿病、高血圧などの健康被害事例は平成20年度1年間だけでも1,000件も報告されています。

薬をより安心してご利用いただくために、一般医薬品の販売形態が新しくなりました。

①リストの程度に収めて、3分程度、副作用や効能・効果、他の薬との飲み合わせなどの点から、リストの高さ順に「第1類医薬品」

に「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」と分類されました。薬の外箱にも、分類の表示がされています。

②分類ごとに陳列 購入時に薬のリストの程度が分かるよう、①の分類ごとに陳列されます。なお、リストの高い「第1類医薬品」は、



ガラスケースやカウンター内などの直接手に取れない場所に置かれています。

③薬剤師などによる説明やアドバイス 薬剤師などの専門家は、使用される方法や注意事項を説明します。「第1類医薬品」は、薬剤師が対応し、第2類、第3類医薬品には、薬剤師の気がかりな点や、何でも、お近くの薬局・薬剤師にご相談下さい。

(次回は10月28日)

東京都新宿区 田谷3-1-1  
日本薬剤師会  
<http://www.nic hyaku.or.jp/>

「第1類医薬品」は、薬剤師が対応し、第2類、第3類医薬品には、薬剤師の気がかりな点や、何でも、お近くの薬局・薬剤師にご相談下さい。

(次回は10月28日)

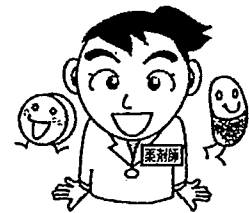
東京都新宿区 田谷3-1-1  
日本薬剤師会  
<http://www.nic hyaku.or.jp/>

PR

# 知ってほしい薬と薬剤師のこと

## 第4回ジェネリック医薬品に変えてみませんか？

最近、テレビなどで「ジェネリック医薬品」という言葉を耳にした方も多いのではないのでしょうか？ 医薬品には、市販の薬と、医師が処方する「医療用医薬品」があり、今回の「ジェネリック医薬品」とは、医薬品の製造販売元（新薬を開発する際）に、10～20年の期間と数百億円もの費用がかかる言われは、薬の効果やリスクの程度等を立証するため、動物実験や臨床試験など多くの試験を行い、膨大なデータを元に提出して審査を受け、新しい化学物質を含む（新薬を開発する）ジェネリック医薬品は、新薬と同じ成分、同じ効果・副作用、同じ効き目ですが、新薬より安価です。なぜなら、既に販売されている薬と同じ成分であるため、開発の際に提出するデータは、新薬と同様であることと示す必要がなくなり、開発費用も低くなります。近年、ジェネリック医薬品を使用するに、国民皆保険制度を維持しようという政府の方針により、医療関係者が一体となって使用を進めていきます。



ジェネリック医薬品は、新薬と同じ成分、同じ効き目ですが、新薬より安価です。なぜなら、既に販売されている薬と同じ成分であるため、開発の際に提出するデータは、新薬と同様であることと示す必要がなくなり、開発費用も低くなります。近年、ジェネリック医薬品を使用するに、国民皆保険制度を維持しようという政府の方針により、医療関係者が一体となって使用を進めていきます。

医師の処方箋に基づき、患者さんにジェネリック薬品を処方することがあります。ジェネリック薬品は、新薬と同じ成分、同じ効果・副作用、同じ効き目ですが、新薬より安価です。なぜなら、既に販売されている薬と同じ成分であるため、開発の際に提出するデータは、新薬と同様であることと示す必要がなくなり、開発費用も低くなります。近年、ジェネリック医薬品を使用するに、国民皆保険制度を維持しようという政府の方針により、医療関係者が一体となって使用を進めていきます。

厚生労働省は8月19日、20日の両日、同省講堂において「子ども霞が関見学デー」を開催した。「子ども霞が関見学デー」は、子供達が夏休み中に広く社会を知る体験活動の機会となるよう、また省庁を見学し行政の仕事についての理解を深めてもらえるように、各府省等が連携して例年実施されているものである。

本年度は、一般用医薬品の販売制度が改正されたこと等から、「薬のひみつ探検」と題するプログラムが企画・実施され、本会役員が2日間にわたり、講師や薬相談への対応に協力した。同イベントには、332名の子供が来訪し、子供達は楽しみながら、薬の働きや薬剤師の役割等について理解を深めた。

平成21年11月2日 毎日新聞朝刊全国版掲載

PR

# 知ってほしい薬と薬剤師のこと

## 第3回薬のことなら薬剤師へ！

排尿困難・頻尿の飲み薬。口唇ヘルペスの再発治療の塗り薬。腫瘍カッターの再発治療の塗り薬。腰痛・関節痛などの外用薬。貼りの薬。補助剤。これらの共通点は何かと聞いてみるか？ 美は「れびび」医療用の成分が一般用医薬品（市販の薬）

「スイッチOTC医薬品」と呼ばれます。OTC医薬品とも呼ばれます。OTC医薬品の種類は「第1類」「第2類」「第3類」に分かれています。第1類は、副作用の軽微な薬です。第2類は、副作用の軽微な薬です。第3類は、副作用の軽微な薬です。

OTC医薬品の種類は「第1類」「第2類」「第3類」に分かれています。第1類は、副作用の軽微な薬です。第2類は、副作用の軽微な薬です。第3類は、副作用の軽微な薬です。



第3回薬のことなら薬剤師へ！

OTC医薬品の種類は「第1類」「第2類」「第3類」に分かれています。第1類は、副作用の軽微な薬です。第2類は、副作用の軽微な薬です。第3類は、副作用の軽微な薬です。

OTC医薬品の種類は「第1類」「第2類」「第3類」に分かれています。第1類は、副作用の軽微な薬です。第2類は、副作用の軽微な薬です。第3類は、副作用の軽微な薬です。

OTC医薬品の種類は「第1類」「第2類」「第3類」に分かれています。第1類は、副作用の軽微な薬です。第2類は、副作用の軽微な薬です。第3類は、副作用の軽微な薬です。

OTC医薬品の種類は「第1類」「第2類」「第3類」に分かれています。第1類は、副作用の軽微な薬です。第2類は、副作用の軽微な薬です。第3類は、副作用の軽微な薬です。

平成21年10月26日 毎日新聞朝刊全国版掲載

も支援・協力をお願いしたが、結果として170万人を超える国民に本映画を鑑賞いただけたことは、薬剤師の存在感を高める上で、大いに役立ったものと考えている。

第42回日薬学術大会の開会式において山田洋次監督が述べたように、地域や顧客との細やかなつながりが消えつつあることは大きな不幸である。今後とも、薬局・薬剤師には、地域住民の「かかりつけ薬局」「かかりつけ薬剤師」として地域に根ざし、患者・顧客・住民とのふれあいを大切にしてください、お願いしたい。

### 3) その他

#### (4) 日本薬剤師会雑誌の発行

本会の情勢を会員に伝える最大唯一の日本薬剤師会雑誌は、これまでも出来るだけ最新の情報を提供すべく努力を重ねており、読みやすい、わかりやすい雑誌を目指している。

ほぼ毎月開催されている編集委員会では、学術関係の掲載原稿の企画選定や、平成15年から受付を開始した投稿原稿の査読を主として行っている。また同委員会では、ラジオNIKKEI「薬学の時間」についての企画立案もしており、同番組はインターネットラジオで視聴、PDF形式で留め置かれた番組内容も閲覧することができるが（登録制）、そのアクセス数は年々増加している。

一方、本誌への論文投稿も増加しているが、投稿受付については、近年、人を対象とする調査研究において研究倫理が強く求められるようになってきていること、更には、研究には該当しないものの、広く会員や一般の方々に伝えたい知見に関する報告の場の要望も高まってきていること等に鑑み、論文等投稿規定の改定を行い、平成21年5月から新規規定のもとで運用を開始した。また、その後、投稿論文の文字数制限をより明確化し、更には投稿時の「自己チェックシート」の提出を徹底するために同投稿規定を一部修正し、同年7月から運用することとした。

なお、今後の公益法人制度改革の進捗状況に鑑み、公益法人制度改革検討特別委員会と連携し、本誌が公益事業として認知されるように、検討することとなった。

#### (5) 各種媒体による本会活動の周知

##### 1) 日薬FAXニュース

本会会員に必要とされる情報のうち、速報性や重要性の高いニュースを希望する会員に提供するため、月刊の日本薬剤師会雑誌を補完すべく、平成10年11月より毎月1回の割合で日薬FAXニュースの送信を行っている。現在では毎月1日を発行日（送信予定日）としているが、平成21年4月～同22年3月までについては、約4万4千強の登録会員に対し、日薬ニュース12回、同号外11回（うち、製薬企業依頼のもの7回）を送信した。

##### 2) 日薬記者会等

本会では薬業関係業界誌紙により設置されている日薬記者会（加盟社：8社）に対し広報担当役員が原則として隔週木曜日に定例記者会見を開催し、本会を巡る直近の動向を伝えている。特に平成21年6月の改正薬事法の全面施行に係る問題を始めとして、薬学教育6年制への対応、中医協の調剤報酬改定等に係る議論、保険調剤の動向等の直面する諸問題については担当役員が出席し、必要に応じて緊急

会見も行っている。また、厚生労働省内の一般紙、専門紙誌の記者クラブ等においても随時、資料提供を行っている。

なお、平成21年3月より本会ホームページに、定例記者会見に提出された資料を随時公開している。

##### 3) 日薬ホームページ

本会では、平成9年1月よりホームページを開設している。ここでは、一般市民向けのページの他、平成10年4月より会員向けページを設置しているが、このページは平成18年9月1日から、会員個人別に発行されたIDとパスワードを利用しての閲覧とした。平成22年3月末時点でパスワード設定者数は約37,000人であり、一般向けホームページは1日平均約3,000アクセス、会員向けページは1日平均約500アクセスの利用がある。

なお、一般市民に対して、より適切かつ有用な薬事情報を提供するため、一般市民向けホームページのサーバーの拡充を検討している。

##### 4) 日薬メールマガジン

平成18年度より、本会の情報提供活動強化対策の一環として、会員一人ひとりに会員ID、パスワードを発行し、それらを電子メールのソフトウェアに登録することで受信可能となる「日薬メールマガジン」の配信を行っている。

日薬メールマガジンの内容は、トピックス、直近の通知（都道府県薬剤師会に送付した内容）、本会の活動報告、日薬ホームページの更新情報等の項目から構成されている。また、日薬FAXニュースや厚生労働省の医薬品・医療機器等安全性情報の発出、新薬等の薬価収載があった際にも、適宜、メールマガジンを配信し、迅速かつ経済的な情報提供を行っている。平成22年3月末までの配信回数は197回、登録会員はおおよそ4,000名程度である。

なお、本メールマガジンを会員に浸透させるため、本会ホームページでは、メール受信のためのパスワードの登録方法やパソコンソフトの設定方法を掲載している。また、今後更に会員の利用率を高めるため、各都道府県薬剤師会においても会員に対して日薬メールマガジンの受信登録を推進するよう協力を要請するとともに、システムの見直しや、より簡便な方法で受信の設定ができる情報支援ツールの構築・検討を進めている。

#### (6) 会員拡充対策の推進

公益法人制度改革に対する日本薬剤師会の考え方は直接、公益社団法人への移行を目指し、平成20年度に新たに設置した公益法人制度改革検討特別委員会において定款、諸規程等の作成を中心に検討を重ねているが、公益社団法人への移行を契機として組

織を見直し、魅力ある薬剤師会組織に改革して、会員拡充対策の推進を行うべく検討している。

組織・会員委員会においては、定款・諸規程等の作成において、組織・会員に係る会員種別、会費額、会費徴収方法等について検討が必要なことから、公益法人制度改革検討特別委員会の検討内容の報告を受けて、協議を行っている。

既に組織・会員委員会においては、平成17年度に「会員拡充のための提言－組織の在り方の改革に向けて－」をまとめ、入会しやすい、入会したい魅力ある組織としての明確なビジョンを示している。同提言では、会員の相互交流を図り会員の団結と結束を促していく必要があるとし、具体的に学生会員について、早い段階から薬剤師会組織や活動を理解してもらう必要があることから設置を検討すべきとしている。

この提言を踏まえ、会員種別については、現行の会員種別に特別会員として学生会員を加え、正会員、賛助会員、特別会員、名誉会員の4種類とする案、会費額については現行の日薬事業を実施する上で必要な正会員会費額を設定する案、会費徴収方法については現行の徴収方法を踏まえ、都道府県薬剤師会事業に負担とならない方策等について検討している。これらの検討を踏まえ、組織・会員委員会としての成案を取りまとめることとしている。

## (7) 高度情報通信システムの検討・運営

「3. 薬剤師・薬局機能の充実・強化対策 (4) 情報支援システム等の検討」参照。

## (8) 薬剤師賠償責任保険制度等の普及

### 1) 薬剤師賠償責任保険

個々の薬剤師の業務上の過誤に対する補償を中心とした制度として普及に努めている。

なお、平成19年2月の新規募集より毎月15日加入に加え、毎月1日の中途加入ができる制度を新たに設ける等、加入者の利便を図るため制度の改善に努めている。

本保険の啓蒙・加入促進については、加入対象の会員にリーフレット及び加入申込書を送付した他、日本薬剤師会雑誌、日薬FAXニュース、日薬ホームページで制度の周知を図っているが、今後より一層の加入者増に向け、制度の見直しを適宜、行っていく予定である。

平成22年2月1日現在の加入件数は、48,605件(前年同期48,891件)である。内訳は、薬剤師契約19,565件(同19,544件)、薬局契約29,040件(前年同期29,347件)となっている。

### 2) 個人情報漏洩保険

平成17年4月1日に個人情報保護法が全面施行さ

れたことに伴い、薬局等での情報漏洩を補償する制度として普及に努めている。

平成21年3月1日現在の加入件数は、4,685件(前年同期4,100件)となっている。

本保険の啓蒙・加入促進については、加入対象の会員にリーフレット及び加入申込書を送付した他、日本薬剤師会雑誌、日薬FAXニュース、日薬ホームページで制度の周知を図っている。

## (9) 薬剤師年金・共済部等福祉制度の運営(公益法人制度改革に係る見直しを含む)

### 1) 薬剤師年金

前年度のいわゆるリーマンショック後、4月に入ると内外株式は反発上昇し、各国政府の経済政策や金融システム安定化期待を背景に、現在外国株を中心に上昇基調を継続している。国内株は、いわゆるドバイショックの影響により日経平均は一時9,000円に下落、その後12月には日銀が追加金融緩和に踏み出すと為替が円安に反転、株価は上昇し日経平均は10,000円を回復した。国内債券は、国債増発懸念から10年国債金利が一時1.48%まで上昇したが、その後の株安、ドバイショック、円高、デフレ等の影響から11月下旬には1.2%台を記録した。12月には株高、円安が進んだが日銀の金融緩和等により金利上昇は小幅に留まった。外国債券は米国、欧州とも金融緩和長期化との予測から11月下旬までは低金利で推移したが、12月には金融危機対策の終了予測や、景気回復の期待感の高まりで株価上昇を受けて金利は上昇した。為替動向を見ると対米ドルは11月下旬にかけて米短期金利低下を受け、円高が進みドバイショック時には一時84円となったが、その後日銀の緩和策導入や米金利上昇により、円安基調となった。

薬剤師年金資産の運用には不安定な経済状況が継続しており、今後とも内外債券、株式市場、為替市場に注視して健全な資産運用をしていく。

日薬ホームページからの「薬剤師年金加入申込書」請求者は、平成22年3月末現在約110名である。なお、今回日薬誌(平成21年10月号)発送時に年金未加入者を対象に加入案内を同封し、日薬誌掲載ページからの申込書請求者は3月末現在約100名となっている。また、第42回日薬学術大会会場において、薬剤師年金の展示ブースを設け加入勧奨を行った。

平成22年3月末現在の加入者数は7,663名、受給者数は7,492名である。

### 2) 日薬共済部

本制度の紹介及び加入募集については、都道府県薬剤師会の協力を得て行っている他、本会ホームページに掲載し、事業内容を案内するとともに部員数の増加に向けて新規加入促進を各都道府県薬剤師会

会長に要請し、第42回日薬学術大会には、ブースを設営してPRを行った。

なお、平成22年3月末の部員数は、2,668名（前年度2,852名）となっている。

また、本制度については、改正保険業法及び公益法人制度改革に伴い、今後どのように運営を行っていくか関係団体と情報交換をしながら検討を進めている。

## ⑩ 日本薬剤師国民年金基金への協力・支援

本会役員が日本薬剤師国民年金基金の運営に参画し、平成21年度も引き続き協力・支援を図っている。平成21年度の事業実績等については次のとおりである。

① 加入員について：新規加入員35人、資格喪失者154人で、現存加入員数は1,250人である。

なお、加入員の主な資格喪失事由は、加入員の60歳到達や厚生年金への移行等によるものである。

② 年金給付について：1口目部分受給者（繰上受給者を除く。）954人、繰上受給者28人、2口目以降部分受給者698人で、基本年金総額（年金受給者の年金年額の総計）は347,926,013円で、年金支払額は323,568,001円である。遺族一時金の支給額は、16件、39,870,300円である。

③ 今後の運営等について：基金の健全にして安定した事業運営を図るために必要な一定の加入員数が確保され、将来の加入員規模を一定水準に保つことが、基金財政の安定的な運営に資することとなることから、加入員の確保が急務の状態にある。同基金では、薬事法改正により一般販売業等が廃止されたことに伴い、加入資格を拡大し、平成21年6月1日から変更規約を施行したところである。また、同基金では、「紹介制度」を活用して新規加入者を募集しているが、「日本薬剤師会雑誌」への広報記事の掲載や日薬新規入会者への直接的な広報等本会も加入員確保等に協力している。

## 17. 日本薬剤師会館（仮称）建設に向けた対応

### (1) 会館建設に向けた具体的な調査・検討

日本薬剤師会館（仮称）については、平成21年2月21日に開催された第70回臨時総会において、調査研究のための検討会を議事運営委員会の下に設置することが了承され、各ブロックの代議員の中から選出された委員により発足することとしていたが、同総会における検討会設置手続きについて、定款の規定に抵触するおそれがあることが指摘されたため、5月27日の理事会において検討した結果、総会での議長提案は動議として執行部が受け止め、調査検討のための検討会設置という総会の意向を尊重し、改

めて同検討会の趣旨とメンバーを変えずに本会の特別委員会として設置することとした。その後、開催された都道府県会長協議会において、その経緯を説明して了解された。本件については、8月23日の第71回通常総会において、会長が理事者としての不手際を陳謝し了承された。

なお、本会に設置された、日本薬剤師会館に関する調査研究特別委員会は平成21年6月、都道府県薬剤師会に対して会館建設に関するアンケート調査を実施し、新たな負担金等を求めないことを前提として、日本薬剤師会としての独自の会館が必要と思われるか否かの質問を行った。その結果、必要であるとの回答が32件、必要ないが3件、その他が12件であった。これを受けて、理事会で検討した結果、第71回通常総会に「日本薬剤師会館（仮称）建設に向けた対応の件」、「平成21年度事業計画追加の件（会館建設に関する検討等を正式に事業計画に組入れること）」議案として提出することを決定し、同総会において可決された。

その後、10月10日の理事会において、各ブロック内各薬剤師会会長が了承して推薦された委員で構成する、日薬会館建設特別委員会の設置が決議され、10月27日に初会合を開催し、会館建設に向けた審議を開始し、平成22年1月5日には、「日本薬剤師会館建設に関する中間意見」をまとめ、「必要諸室について」、「会館建設用地」、「資金計画」、「建設業者の選定等」についての意見を執行部へ提出した。

「会館建設用地」に関する意見は、「第71回通常総会議案では、土地取得及び会館建設に係る費用は、諸手続費用を別として20億円以内とすることが検討に当たった条件とされている。しかし、羽田空港及びJR東京駅からのアクセス条件を満たし、提案された金額の範囲内で建設可能な候補用地は出てきたものの、今後数十年間利用する施設として相応しい場所と面積・容積という点で十分なものではなかった。（中略）日本薬剤師会10万会員、そして後輩薬剤師等が利用する会館として相応しい場所であることを十分に考慮する必要があるとの結論に達した。」としている。また、「資金計画」の意見は、「土地取得及び会館建設に係る直接費用を20億円以内とし、また積立資産の取り崩し額を5億円程度とするという理事者提案については、借入金の返済額を、本会と関係団体が現在支払っている年間借室料の約1億円以内を目途とすることを前提として提案されているが、当委員会としては、（中略）1）予算総額については、優良な土地、資産価値のある土地に建設することを念頭におき、日本薬剤師会の今後の業務運営・財政状況を見通し、可能な範囲で増額すること、2）積立資産からの取り崩し額については、借入金の返済金利負担を軽減するため、当初想定していた5億円に拘泥せず、日本薬剤師会の業



務運営に支障を来さない範囲で取り崩し額を増額すること、以上2点について、現状に鑑み柔軟に検討することが適当であるとの結論に達した。」とされている。

執行部では、これらの意見を踏まえて日本薬剤師会館（仮称）建設に向けた対応を検討した。

## (2) 会館建設用地の調査・検討・取得

日薬会館建設特別委員会では、会館建設用地の選定を最優先テーマとして、執行部が関係方面より提供された候補地の概要チェックし、現地視察等を行っている。なお、用地取得等については、中立的な立場に立った専門家の意見やアドバイスを受けることについて検討され、会員に対する建設事業の透明性を担保する上でも、専門的知識等を有する企業と業務委託契約を行って、会館建設にふさわしい用地を探しているところである。

## 18. その他本会の目的達成のために必要な事業薬

### (1) 関係団体との連携・協力

#### 1) 医薬品医療機器総合機構への協力

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）との拠出金徴収業務委託契約に基づき、薬局医薬品製造販売業者からの副作用拠出金並びに安全対策等拠出金の徴収に協力している。

平成21年度の製造販売業者7,653薬局のうち、平成22年3月31日現在、副作用拠出金並びに安全対策等拠出金ともに7,330薬局（納付率95.78%）から拠出金が納付された。全薬局からの拠出金徴収が得られるように努めている。

なお、健康被害救済制度の広報に関しては独立行政法人医薬品医療機器総合機構の活動に協力し、都道府県薬剤師会を通じて会員への再周知を図った（平成21年5月9日付、日薬業発第77号）。また、本年6月から施行された改正薬事法により「薬局に求められる掲示物」に関しては、広報資料を同機構のホームページから取り出せるように連携を図った。さらに、本年度は10月末までに9都道府県薬剤師会において、健康被害救済制度の国民への周知等に関連した同機構との意見交換会も行われた。

#### 2) 日本薬学会への協力

本年度は、日本薬学会が改正薬事法の施行に際して実施した「薬学会キャンペーン」に協力し、薬剤師の役割や育薬の重要性等を訴えるポスターを会員へ配付した（平成21年5月11日付、日薬業発第56号）。

また、日本薬学会130年会にも、児玉会長はじめ本会役員が演者として参加・協力した。

### 3) 薬業団体との協力・連携

本会では、改正薬事法の施行に際し、本会を含む9団体で継続的に「薬業団体合同会議」を開催している。平成21年度は4月22日、7月16日、平成22年3月24日に開催し、改正薬事法の施行に当たったの課題等について意見交換を行った。

## (2) 税制改正、政府予算等への対応及び意見具申

### 1) 平成22年度政府予算要望

平成22年度の税制改正及び政府予算に関しては、以下の事項について厚生労働省はじめ関係方面に要望を行っている。

#### 平成22年度予算及び税制改正に関する要望

わが国は世界一の長寿国であり、それを支えているのが国民皆保険制度と優れた医療提供体制であります。しかし、長年にわたる医療費抑制策の結果、国民皆保険制度は形骸化の危機に瀕しており、医療提供体制の維持も困難な状況となっています。

我々薬剤師が担っている調剤についてみると、調剤報酬は平成14年度以降引き上げ改定が行われず、平成20年度改定で0.17%引き上げられましたが、調剤医療費の70%強を占める薬剤費については△5.2%（薬価ベース）の薬価の引き下げが行われ、実質的な引き下げ改定となっています。更に、後発医薬品の使用促進のため、薬局における医薬品の備蓄数は増加しており、長年の引き下げ改定に加えて薬局経営への影響は大きくなっています。

薬剤師・薬局は、医療に関わる一員として、その職責を全うすべく努めているところでありますが、社会保障費の伸びの抑制により、自助努力にも拘わらず、薬局経営は年々厳しい状況となってきております。

国民が安全で安心して医療を受けられるよう、今こそ医療提供体制の再構築、医療安全の推進を図る必要があります。そのためには、薬剤師の資質向上、薬局業務及び施設設備の合理化・近代化を進め、医療の担い手としての薬剤師、医療提供施設としての薬局がその責務を十分に果たすことができるよう環境整備が不可欠であります。

つきましては、薬剤師、薬局にかかる来年度の予算・税制面の改正につき別紙のとおり要望いたしますので、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### I 平成22年度予算要望事項

1. 国民の生命と健康を守るため、国民が安心して医療を受けられる充実した医療提供体制を確保するための予算措置を講じられたいこと  
○健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる

## 社会

○高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会  
(理由) 我が国の医療は世界的にみても高水準であり、かつ、この医療が国際的に見ても少ない医療費で提供されております。

医療分野においては、平成14年度以来医療費の削減政策が継続して採られております。医療費の伸びの抑制を目的とした政府のこれまでの各種施策は、産科医や小児科医の不足問題、医療機関勤務医の負担増に象徴されるように、必要かつ十分な医療や医薬品の国民への提供に支障を来しかねない状況となっております。

高齢化の進展に対応して、適切な健康維持や疾病予防等の各種施策を展開することに異論はありません。しかしその方向は、必要な医療や医薬品・医療機器の提供が十分になされるような皆保険制度の維持へ向かわなくてはなりません。決して形だけの皆保険制度にしてはなりません。

国は憲法第25条により国民に、健康で文化的な最低限度の生活を保障する責務が課されており、国はそのために必要な措置を執ることが求められております。

したがって、国民の生活を守るよう、社会保障費の伸びを毎年縮減するとの方針は撤回し、国のセーフティネットの根幹をなす国民皆保険制度が堅持されるよう、十分な予算措置をお願いいたします。

### 2. 次期調剤報酬・診療報酬改定については引き上げとなる予算措置を講じられたい

(理由) 調剤報酬・診療報酬は平成14年度以降引き上げ改定はありません。平成20年度改定で、8年ぶりの引き上げ改定(診療報酬本体+0.38%)となりましたが、過去3回のマイナス改定による影響が甚大で、保険薬局においては極めて厳しい経営状況が続いています。また、保険薬局の場合、調剤報酬の7割以上(平成20年社会医療診療行為別調査では72.8%)が薬剤費である上に、ジェネリック医薬品の使用促進策による調剤用在庫医薬品の増加、報酬改定と同時に実施された薬価基準の引き下げ(平成20年度は薬価ベースで△5.2%)による、在庫医薬品の資産価値の下落等が経営上の大きな負担となっております。

薬局は、平成18年の改正医療法で医療提供施設として位置付けられ、地域における医薬品の供給拠点としての機能がこれまで以上に期待されております。薬局が地域における医療連携体制の中で医療提供施設として十分に機能が発揮できるよう、次期調剤報酬・診療報酬改定については引き上げとなる予算措置をお願いいたします。

### 3. 地域医療確保のための薬局の体制整備に対する

### 予算措置を講じられたいこと

○在宅医療を推進するための一層の支援

○休日・夜間対応に対する一層の支援

(理由) 現在、患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療が受けられる体制の構築が求められています。急性期入院から回復期入院を経て自宅での療養まで、医療関係者が治療計画等を共有することにより、効率的で質の高い医療を提供することが可能になります。在宅医療を地域で連携して行うためには、薬局における医薬品・医療機器等の提供体制(医薬品・医療機器などの供給、服薬指導など)を含めた連携体制を地域ごとに構築する必要があります。

患者の生活の質(QOL)の維持向上等の観点から、住み慣れた地域や家庭で療養が受けられるように在宅医療の推進が要請されております。地域の保険薬局においては在宅医療を受けている患者に適切に医薬品等を供給できるよう体制整備に努めているところです。

在宅医療を推進するため、基幹薬局の整備、麻薬、医療材料の備蓄・供給機能の整備、在宅医療に関する研修実施等の予算措置をお願いします。

また、休日・夜間救急医療機関等への外来患者に対応する処方せん応需体制(地域輪番制の薬局、休日・夜間診療所に対応する休日・夜間薬局の運営等)の整備を行っております。地域によっては、休日・夜間の処方せん応需につき自治体の補助が一部行われておりますが、全国的に普及しておりません。

については、休日・夜間の救急診療に対応する処方せん応需体制整備・運営につき特段の予算措置をお願いいたします。

### 4. 薬局における安全管理体制の整備に係る予算措置を講じられたいこと

(理由) 医療における安全の確保は、国の重要課題のひとつです。薬局は、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」により、「医療提供施設」として位置づけられ、医療の安全確保のための体制整備が義務化されています。そして、厚生労働省補助により、医療安全確保のために21年度より「薬局におけるヒヤリ・ハット事例の収集・分析事業」がスタートしております。

現在、外来患者の約60%が薬局で調剤を受けており、年間約7億枚の処方せんを応需しております。薬局における医療安全を推進することが一層重要となっております。中医協における平成18年度の「医療安全に関するコスト調査」によれば、処方せん1枚当たり183円のコストがかかっているとの報告もなされております。薬局における医療安全推進のため、所要の予算措置をお願いいたします。

5. 薬剤師養成のための薬学教育の充実につき、所要の予算措置を講じられたいこと

(理由) 平成16年の通常国会において、薬剤師養成のための薬学教育を6年制とする学校教育法の改正、及び薬剤師国家試験の受験資格を6年制の薬学教育課程修了者とする薬剤師法改正が行われ、平成18年4月から施行されました。医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴う医薬品の安全使用や薬害の防止といった社会的要請に応える薬剤師を養成するためには、医療薬学、臨床医学領域の教育及び長期間の実務実習等が不可欠であり、薬学教育年限延長に対応する各大学における教育・実習施設の確保等の充実、実務系教員の増員、また実務実習の受入れのための薬剤師指導者の養成及び施設の確保、大学と実習生及び実習施設との指導体制の整備等その体制を充実しなければなりません。

本件については、上記2法案の国会附帯決議における指摘を受け、薬学生の実務実習受入指導者養成のための厚生労働省予算事業が進められておりますが、薬系大学への支援、指導薬剤師の養成を含めた受入施設への支援等、より一層の予算措置を講じるよう強くお願いいたします。

また、年限延長に伴い経済的な理由により薬学部(薬学科)への進学を断念する学生もおります。薬学部(薬学科)の学生に対する奨学金制度の拡充を要望します。

6. 薬剤師の生涯研修推進にかかわる予算を拡充いただきたいこと

○生涯学習の推進

○より高度な専門的知識を有する薬剤師、専門薬剤師の養成

(理由) 医療の高度化、多様化、高齢社会の到来、医薬分業の進展、チーム医療の進展などにより、薬剤師の業務は大きく変化しています。大きく変化した業務に対応し、薬剤師が医療の担い手として社会に貢献していくためには、生涯研修の推進が極めて重要になっております。日本薬剤師会では、ジェネラリストとしての資質の向上を目指し、「薬剤師に求められるプロフェッショナルスタンダード」を活用した生涯学習の推進に努めております。

現在、国の予算としては薬剤師実務研修事業が行われておりますが、薬剤師の生涯研修推進のため、特段の予算措置をお願いいたします。

また、医療の高度化や医療機関の機能分化に合わせて、特定の領域での専門性の高い薬剤師や専門性を高めながら他職種協働によるチームによる医療活動ができる薬剤師が求められています。医療機関においては、がん専門薬剤師等の養成が行われています。薬局薬剤師も在宅医療などの分野で、薬剤師の

資質を高めていくことにより、より高度な医療の提供や医師等との協働によるチーム医療に貢献することが可能となります。

がん専門薬剤師等専門性の高い薬剤師の養成のための予算措置をお願いいたします。

7. 医療機関における医療安全、特に医薬品関連の医療安全の確保等のためには、薬剤師の配置数の拡充を行うこと

(理由) 病棟等における薬剤の情報提供、在庫管理、ミキシングあるいは与薬等の準備を含む薬剤管理について薬剤師の積極的な活用を図ることで、医療安全の確保及び医師の負担の軽減にも繋がります。また、医療機関においては、医薬品に関わる医療事故やヒヤリ・ハット事例が多数報告されておりますが、薬剤師の拡充を図ること医薬品の使用に係る医療の安全をより一層確保することが可能になります。医療機関における薬剤師の配置数の拡充をお願いします。

8. 新型インフルエンザ対策のための予算措置を講じていただきたいこと

(理由) 現在、新型インフルエンザに関しては国をあげて対策が講じられています。

地域の薬局は、新型インフルエンザ発生時にも、医薬品、衛生材料等の供給拠点として、抗インフルエンザウィルス薬の供給体制の確保、マスク等衛生材料の安定供給、特に新型インフルエンザまん延期における外来患者に対する医薬品等の適切かつ迅速な提供体制の確保をすることが重要です。

新型インフルエンザ発生時の医薬品等の供給体制整備のため、防護服等の予防用具の備蓄への支援、ワクチンの接種の支援、調剤時の感染に対する補償制度等の予算措置を要望します。

また、感染拡大の最小化のためには、ワクチンの早急な開発が重要です。そして、すべての国民へのワクチン接種体制を確保するためには、自己注射が可能な製剤の開発への予算措置をお願いします。

9. 薬剤師に係る新たな公務員俸給表を創設していただきたいこと

(理由) 薬剤師は、薬剤師法第1条に定める「薬剤師の任務」に従い、国民の健康な生活を確保するために日夜、努力しております。そして、医療技術の高度化、医薬分業の進展に伴う医薬品の適正使用や薬害の防止といった社会的要請に応えるために薬剤師養成教育6年制が平成18年4月からスタートしました。

現在、国家公務員薬剤師は医療職俸給表(二)の適用となっておりますが、薬剤師の職責として社会の期待に応えられるよう、医療職・薬剤師としての

新たな俸給表を創設することをお願いいたします。

## Ⅱ 平成22年度税制改正要望事項

### 1. 地方税関係

#### 事業税の取扱い

(1)保険調剤他、溶解度など基本的な情報も記載されている。品質指標の一つとして薬剤の選択の上で参考になるものであるとともに、厚生労働省ではオレンジブックに示された公定溶出試験規格を用いて薬剤(社会保険診療報酬)に係る個人事業税の非課税措置(特別措置)を存続されたいこと

(理由) 保険調剤は、調剤報酬点数表及び薬価基準という国が定めた公定価格に基づき、地域住民に社会保険診療(保険調剤)サービスを提供する、極めて公益性の高い事業であります。

保険調剤報酬の個人事業税に係る非課税措置は、その公益性と種々の制約を勘案して、従来より非課税措置がとられてきました。また、この非課税措置は国民医療に貢献する医薬分業を推進する上で重要な機能を果たしております。

これらの理由から、今後とも標記事業税の特別措置が継続されますよう強く要望いたします。

(2)保険調剤(社会保険診療報酬)に係る法人事業税の非課税措置(特別措置)を創設されたいこと

(理由) 医師及び医療法人については、社会保険診療報酬による所得に関して事業税が課税されておられません(地方税法第72条の23)。また、保険調剤においても、個人事業主においては、社会保険診療報酬(調剤報酬)による所得に関して事業税が課税されていません(地方税法第72条の49の8)。しかし、同じ保険調剤であっても、法人の保険薬局における所得については、当該課税除外の規定が存在せず、事業税が課せられることとなっております。

保険薬局は、医療提供施設として調剤報酬点数表及び薬価基準という国が定めた公定価格に基づき、地域住民に社会保険診療(保険調剤)サービスを提供しており、その公益性と種々の制約を勘案し、良質な調剤サービスを今後も維持できるよう、社会保険診療報酬による所得に関しては法人事業税の非課税措置を創設されるよう強く要望いたします。

### 2. 消費税関係

○保険調剤(社会保険診療報酬)等に係る消費税の非課税制度について

(1)保険調剤(社会保険診療報酬)等に係る消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること

(2)上記1の課税制度に改めるまでの措置として、医療安全に資する設備機器、増改築費用等について、税額控除を認める措置を創設すること

(理由) 保険調剤に対する消費税は非課税とされているため、保険薬局が仕入れる医薬品や設備投資などに含まれている消費税については、社会保険診療報酬等に対応する分は仕入税額控除が認められておらず、保険薬局が一応負担して、調剤報酬に反映して回収されることとなっております。

また、保険薬局では、IT化や医療安全に係る設備機器の導入及び増改築等様々な設備投資が増加しておりますが、社会保険診療報酬対応分は仕入額控除が認められないため、保険薬局の経営上大きな負担となっております。

調剤報酬は、消費税導入時及び消費税額引き上げ時に、消費税対応分として引き上げが行われていますが、IT化や設備投資等は、個々の保険薬局により異なり、税負担の公平性が損なわれていると思います。

そこで、社会保険診療報酬等に対する消費税を非課税制度からゼロ税率、ないし軽減税率による課税制度に改めることにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税の負担と制度の矛盾を解消できます。

社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるよう強く要望します。

また、調剤(社会保険診療報酬)等に係る消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるまでの措置として、医療安全に資する設備機器、増改築費用等について、税額控除を認める措置を創設することを強く要望します。

#### 一般用医薬品に関する取り扱い

(3)一般用医薬品に係る消費税を非課税ないし軽減税率に改めること

(理由) 現在、一般用医薬品は、購入時に消費税(5%)が課税されていますが、一般用医薬品は、疾病の治療、症状の改善、生活習慣病等に伴う症状発現の予防、健康の維持・増進等を目的とするものであります。また、近年、医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用(いわゆるスイッチ化)が進んでいます。中には、医師の確定診断がついた疾患の再発時等のみに消費者が薬局におけるアドバイスの下で購入できる一般用医薬品も増加しています。

このように、国民にとって一般用医薬品等は医療、健康の保持・増進等のために必要なものであり、社会的政策配慮から、非課税ないし軽減税率に改めることを要望します。

#### 実務実習費に関する取り扱い

(4)薬学教育に係る長期実務実習費に関して非課税とされたいこと

(理由) 平成18年4月から薬剤師の養成教育6年制がスタートしました。6年制教育においては、薬

局、病院における長期実務実習が正式なカリキュラム（必修）として来年5月より行われることとなります。薬学部における長期実務実習は、医学部、歯学部とは異なり、大学に附属病院、附属薬局の必置義務がない中、外部の施設を中心に行われることとなります。実習を受入れる施設には、実習費が支払われることとなりますが、薬局、病院における実務実習は、薬学教育の一環として行われるものであり、実習費に関しては、税の性格から非課税としての取り扱いを要望します。

### 3. 所得税・法人税関係

在庫医薬品の資産価値減少への対応

(1)薬価の引き下げに伴う在庫医薬品の資産価値減少に対応をした税制優遇措置を創設されたいこと

(理由)平成20年度の調剤報酬改定では、技術料については0.17%の引き上げが行われましたが、薬価については△5.2%（薬価ベース）の引き下げが行われています。

平成10年度以降の薬価改正においても、毎回薬価の引き下げが行われています。

平成10年度	△9.7%
平成12年度	△7.0%
平成14年度	△6.3%
平成16年度	△4.2%
平成18年度	△6.7%
平成20年度	△5.2%

薬価基準収載医薬品は、仕入れの時期に関わらず、調剤時の薬価による保険請求となるため、薬価が引き下げられると総売上上の減少と同時に在庫医薬品の資産価値の減少にもつながっています。調剤医療費の約73%（平成20年社会医療診療行為別調査）を薬剤費が占めており、薬価の改正は保険薬局の維持・運営等に対する影響は大きいものがあります。

診療報酬等の改定と同時に実施される薬価基準改正により発生する薬価引き下げに伴う在庫医薬品の資産価値減少に対して、税制優遇措置が行われる制度の創設をお願いします。

源泉徴収の取扱い

(2)保険調剤（社会保険診療報酬）に係る所得税の源泉徴収を撤廃すること

(理由)現行の所得税法においては、個人の事業での社会保険診療報酬支払基金から支払われる診療報酬に対して、所得税を源泉徴収されることとなっております。

個人で経営している保険薬局などが社会保険診療報酬支払基金から得る診療報酬に関しては、所得税法上、(当該月分の報酬額-20万円)×10%を源泉徴収されております。当該年度の確定申告を行うことにより、すでに源泉徴収された税額が控除されるこ

とにはなりますが、保険薬局の経営は年々厳しさを増しており、調剤報酬に占める薬剤費の割合も70%を超える中で、毎月の資金繰り上、運転資金が枯渇する事態も起こりうる状況となっております。特に設備投資など多額の支出の計画がある場合、当該源泉徴収制度は足かせにもなっており、保険調剤に係る源泉徴収制度は撤廃されるよう強く要望いたします。

収益事業からの除外について

(3)薬学教育に係る長期実務実習費を収益事業から除外すること

(理由)薬学部における長期実務実習は、医学部、歯学部とは異なり、大学に附属病院、附属薬局の必置義務がない中、外部の施設を中心に行われることとなります。長期実務実習は、薬学教育の一環として大学の依頼により薬局・病院が協力して行うものであり、収益事業として扱われるものではありません。実習を受入れる施設には、実習費が支払われることとなりますが、実務実習費については収益事業費から除外することを要望します。

特別償却制度の適用について

(4)医療安全に資する医療機器等に係る税制優遇措置（特別償却制度）について保険薬局もその対象とすること

(理由)医薬分業が約60%までに進展し、従来医療機関で行われていた外来患者の調剤は保険薬局に移行しつつあります。

医療安全に資する医療機器等についての税制優遇措置は、「医療保健業」を対象としており、薬局は日本標準産業分類では「医薬品小売業」に分類されているため対象に含まれておりません。

しかし、調剤過誤は医療機関に限るものではなく、保険薬局における調剤過誤を防止するためには医療機関と同様に医療安全に資する医療機器等を導入することが有効であり、購入負担を軽減し、これら機器の導入を促進することは、医薬品に係る医療事故を減少させる上で有益であると考えられます。

これらの理由から、医療安全に資する医療機器等に係る税制優遇措置（特別償却制度）について保険薬局も対象にしていただきますよう要望します。

取得最低金額の引き下げについて

(5)中小企業投資促進税制」と「中小企業等基盤強化税制」、「情報基盤強化税制」等の最低限度額を引き下げること

(理由)薬局が設備投資を行った場合の税制優遇措置として代表的なものに「中小企業投資促進税制」と「中小企業等基盤強化税制」等がありますが、その最低限度額は、「中小企業投資促進税制」が機械・装置取得時160万円以上、器具・備品取得

時120万円以上、「中小企業等基盤強化税制」では機械・装置取得時280万円以上、器具・備品取得時102万円以上、「情報基盤強化税制」が取得価格70万円以上となっています。多くの薬局は、規模が小さいため購入する機械・装置、器具・備品等は、最低限度額に届かないことが多く、「中小企業等基盤強化税制」等を利用することができません。「中小企業等基盤強化税制」等における取得最低金額の引き下げを要望します。

雇用促進のための新たな税制度について

(6)雇用促進支援のための新たな税制度を創設すること

(理由) 昨年の6月に公表された、「安心と希望の医療確保ビジョン」において、医療機関に勤務する薬剤師が医薬品の安全確保や質の高い薬物療法への参画を通じてチーム医療における協働を進め、資質の向上を図るとともに医師等の負担軽減に貢献するために、雇用の促進を行うことが示されています。

薬剤師全体に占める女性の割合は約61%を占めており、パート勤務の薬剤師も多くいます。既婚者の場合には、現行、税制上の制約から就労しにくい状況も発生していることを踏まえ、女性の社会進出、雇用促進の観点から配偶者所得に関する所得税の課税方法や課税率等を含めた税制の改正を要望します。

以上

※「Ⅱ 平成22年度税制改正要望事項」のうち、「1. 地方税関係、事業税の取扱い」の(1)、保険調剤に係る個人事業税の非課税措置存続については要望が認められたが、それ以外の要望は認められなかった。

## 2) 平成21年度政府補正予算要望

政府・与党が4月10日に決定した「経済危機対策」を盛り込んだ平成21年度補正予算は、5月29日に成立した。一般会計総額は13.9兆円(事業規模56.8兆円)で、うち厚生労働省分は4兆6,718億円であった。

本会は平成21年度補正予算案の審議に先立ち、4月21日、地域医療確保のための薬局の体制整備等が実現されるよう、厚生労働省に要望を行った。その結果、平成21年度補正予算には、「地域医療の再生に向けた総合的な対策」(3,100億円)等が盛り込まれた(「4. 医療制度への対応(1)医療計画を通じた医療連携体制への積極的な参画(他職種連携を含む)」参照)。

なお、平成21年度政府予算の概要については、日薬誌(平成21年4月号)の日薬情報で会員向けに解説を行った。

## 3) その他、政府等への対応

### ①安心社会実現会議、社会保障改革推進懇談会

政府の安心社会実現会議は6月15日、報告書「安心と活力の日本へ」を取りまとめ、麻生内閣総理大臣へ提出した。安心社会実現会議は、社会保障や財政等について中長期の方向性や基本政策の在り方を議論するため、平成21年4月に内閣官房に設置されたもので、4月13日の初会合以来全5回開催された。報告書の内容は、6月23日に閣議決定された「経済財政運営の基本方針2009」に反映された。

また、松本純内閣官房副長官が開催する政府の社会保障改革推進懇談会も6月18日、報告書を取りまとめた。同懇談会は、社会保障国民会議が平成20年11月にまとめた最終報告の提言の進捗状況をフォローアップすることを目的に、平成21年2月に設置された。報告書の内容は「経済財政運営の基本方針2009」に反映された。

本会では、これら会議の動向に注視し、最終報告書を都道府県薬剤師会に対して送付するとともに、会員に対しては、日薬誌等を通じて適宜、情報提供を行った。

### ②財政制度等審議会、経済財政諮問会議

財務省の財政制度等審議会は6月3日、平成22年度予算編成に向けての基本的な考え方を示した建議(意見書)をまとめ、与謝野財務大臣に提出した。同建議では、社会保障費1.1兆円(国費ベース)を平成19~23年度の5年間で抑制する数値目標は明記されなかった。

一方、政府の経済財政諮問会議は6月23日、「経済財政改革の基本方針2009」(骨太の方針2009)を了承し、政府は同日、これを閣議決定した。骨太の方針2009では、基本方針2006に示された5年間で社会保障費を1.1兆円(国費ベース)削減する方針が依然として維持され、完全には撤回されなかった。

本会では6月10日に基本方針2009の素案がまとめられたことを受け、同日、都道府県薬剤師会に通知を發出し、また、閣議決定の翌日には「社会保障費の伸びの縮減施策は国民皆保険制度を形骸化するおそれがあり、国民の生存権をも脅かすことに繋がりがかねない」とし、社会保障費の伸びを一律に毎年抑制する施策の完全撤回を求める見解を発表した。

その後、政府は7月2日の閣議で「平成22年度予算の概算要求基準(シーリング)」を了承した。シーリングでは、社会保障費について「可能な範囲で効率化に努め」との記載はあったものの、自然増の伸びを2,200億円抑制する方針は撤回された。

本会では、こうした動向に注視し、財政優先の医療費抑制政策に反対する活動を展開し、併せて都道府県薬剤師会に対しても関係各方面へ必要な働きか

けを行うように求めた。また、会員に対しては、日薬誌（平成21年4月号、同年8月号）の日薬情報で解説を行う等し、情報提供に努めた。

### ③行政刷新会議

政府は9月18日の閣議で、「国民的な観点から、国の予算、制度、その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行う」ことを目的に、内閣府に行政刷新会議（議長：鳩山由紀夫首相）を設置することを決めた。

行政刷新会議は、当面の課題として、平成22年度予算概算要求に盛り込まれた各事業・制度の必要性を精査することとし、11月に、ワーキンググループを設けて事業仕分けを行った。

本会では、事業仕分けにおいて、漢方薬、湿布薬、うがい薬等、市販類似薬について保険適用を見直すとの方向が示されたことから、12月21日、その撤回を求める要望書を長妻厚生労働大臣へ提出した。

### ④景気対策緊急保証

経済産業省は平成22年2月15日より、「景気対応緊急保証」の創設等の中小企業資金繰り対策を開始した。

景気対応緊急保証は、平成22年3月末で期限切れを迎える従来の緊急保証制度を変更し、原則全業種の中小企業が利用できるようにするものであり、平成23年3月末までの時限措置となる。従来の制度では、医薬品小売業と化粧品小売業は指定業種の対象となっていたが、調剤薬局は対象業種となっていなかった。また、今回の指定業種の拡大により、医療機関や介護事業等も対象業種となった。

本会では、一部の都道府県薬剤師会の協力を得て必要な調査を行い、厚生労働省を通じて中小企業庁に対し、薬局が対象業種になるように働きかけを行った。

### ⑤その他

平成22年2月17日の衆議院・厚生労働委員会において、長妻厚生労働大臣が所信表明を行ったが、これに関し3月1日、長妻厚生労働大臣から本会へ意見・提言が求められた。

これに対し本会は3月12日、国民皆保険体制の維持、平成24年度の診療報酬・介護報酬同時改定におけるネットでのプラス改定、優れた一般用医薬品の開発の一層の促進等を要望する意見を、児玉会長名で提出した。

## (3) 諸外国における薬事・医療制度等の調査・情報収集

厚生労働省保険局は毎年、「薬剤使用状況等に関

する調査研究」として、欧米（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ）4ヵ国における現地視察調査を実施している（財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構に委託）。

同調査は、各国の薬剤費の推移や後発医薬品の使用状況について最近の動向を把握する等、今後のわが国の薬剤使用の適正化について検討・考察するための基礎資料を収集することを目的としている。

平成21年度も欧米4ヵ国を対象として、10月下旬～11月下旬の間に現地視察調査を実施した。本年度の現地視察については、スケジュールの関係もあり、本会から現地視察調査への派遣については見送ったが、報告書の取りまとめにあたり協力した。

## (4) 薬学生の活動に対する協力・支援（国内・国外を含む）

本会では、わが国の薬学生で組織され、国際的な薬学生の組織である国際薬学生連盟（IPSF）のわが国で唯一の加盟団体でもある「薬学生の集い」（APSJ）等と連携し、薬学生の活動に対する協力・支援を行っている。

本年度は、第42回日薬学術大会において、「薬学生による公開シンポジウム」を企画・実施した。シンポジウムは、学術大会のプログラムの一環ではあるが、その企画・運営の大部分を薬学生の自主性に委ね、本会並びに開催県である滋賀県薬剤師会は、それを後方からバックアップする形で準備した。

シンポジウムは大会2日目の午後1時より開催され、「未来の薬剤師～未来へ繋がる新たな一歩～」と題するテーマのもと、近畿・関東圏を中心に200名近い薬学生が参集した。

当日は、藤井基之本会顧問の挨拶の後、「社会における薬剤師の過去・現在・未来」のテーマで厚生労働省の関野秀人氏より特別講演が行われた。その後、薬学生が自らの手で企画・実施した「薬剤師に対する国民へのアンケート」の結果発表、並びに当日会場に参加していた現役薬剤師への突撃インタビュー等が行われ、引き続き、これらを踏まえながら、「未来へ繋がる新たな一歩」をテーマに、グループディスカッション形式で、未来の薬剤師像について自由闊達な議論が展開された。最後に、各グループからの結果発表が行われ、児玉会長の総評、川端滋賀県薬会長の挨拶をもって本シンポジウムを終了した。参加した薬学生や薬剤師からは、非常に有益であった旨の評価も得られたところであり、本会では、明年以降の開催も含め、今後とも薬学生の活動に対し、必要な協力・支援を行っていく方針である。